

第 2 章

雪害予防対策

第2章 雪害予防対策

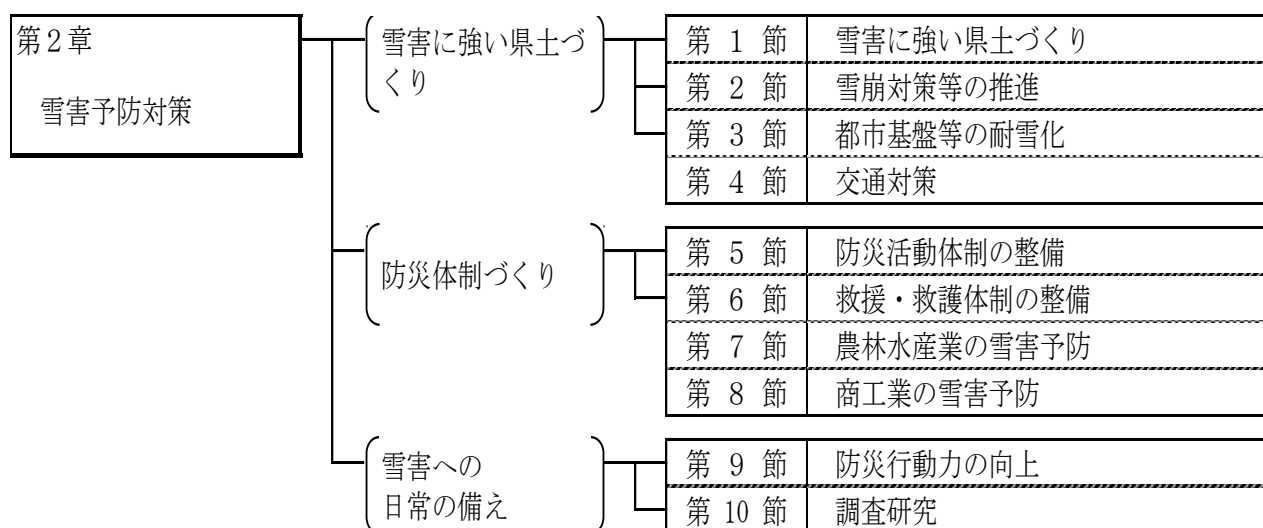
雪害は、地震のように突然、大規模な被害が発生するというものではないが、逆に長期間にわたりかつ県下一円に被害が発生することとなる。

雪害については、事前にその予測が可能であり、絶えず効果的な雪害予防対策を推進することで、被害の防止及び軽減を図ることが可能である。

特に、ハード面の整備推進はもちろんであるが、雪害が長期間にかつ広い範囲にわたることから、県民の雪害への適応力、抵抗力を向上させ県民総ぐるみの雪害予防体制を構築することが重要である。

本県の雪害予防対策として、計画的に防災基盤の整備を促進し、雪害に強い県土づくりを進めると、また、防災拠点施設、通信施設の整備や救助・救急、医療救護体制の整備を促進し、防災への体制づくりを行うこと、さらには、防災教育・訓練、自主防災組織や地域ぐるみ除排雪組織の強化による防災行動力の向上を図るなど、雪害への日常の備えについての防災計画を策定し、本県における雪害防止対策の効果的な推進に努めるものとする。

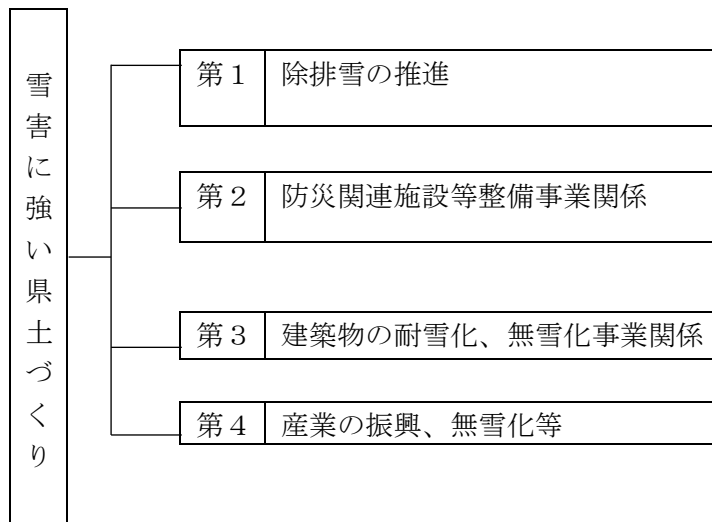
計画の体系



第1節 雪害に強い県土づくり

県及び市町村等は、雪害に強い県土づくりのため、各種施策を計画的に推進する。

対策の体系



第1 除排雪の推進（各防災関係機関）

地域ぐるみで雪害を克服するために次の事業を実施する。

区 分	制 度 名	事 業 概 要	事業主体	所 管
地域ぐるみ除排雪	富山県地域ぐるみ除排雪促進事業	市町村が地域住民と連携して行う地域ぐるみ除排雪体制の整備及び小型除雪機械等の整備に対する助成	市町村	県
	富山県NPO等除排雪活動推進モデル事業	市町村がNPO等と連携して行う除排雪活動に必要となる小型除雪機、スコップ、スノーダンプ等の購入費、事業用チラシの印刷費に対する助成		
市街地雪処理	富山県まちづくり総合支援事業補助金	雪に強い快適なまちづくりのために実施する消雪、流雪、雪捨て等の克雪施設の整備事業及び親雪施設の整備事業への助成	市町村	県
山村雪対策	一般補助施設整備事業債（豪雪対策事業分）	市町村道整備、除雪機械、防雪施設の整備のための地方債に関する財政措置	豪雪地帯市町村	総務省
	防災対策事業債（自然災害防止事業分）	市町村地域防災計画に記載されている雪に関する危険箇所の防雪施設整備のための地方債に関する財政措置		
道路交通体系	社会資本整備総合交付金事業 防災・安全交付金事業	地方道の除雪、防雪関連施設の整備のための助成等	県 市町村	国土交通省

第2 防災関連施設等整備事業関係（各防災関係機関）

災害の防止、防災活動の推進のため、次の事業を実施する。

区 分	制 度 名	事 業 概 要	事業主体	所 管
通信施設	消防防災無線（市町村）整備事業	市町村と集落等を結ぶ防災行政用無線の整備のための助成	市町村	消防庁 県
自主防災組織の育成	コミュニティ防災資機材等整備事業	自主防災組織の資機材の整備のための事業	市町村	消防庁 県

消防施設整備	消防施設整備事業	消防用施設、資機材の整備のための助成	市町村	消防庁 県
医療対策	医療用雪上車整備事業	孤立集落の医療活動用雪上車の整備のための助成	特別豪雪地帯町村	厚生労働省
雪崩防止	雪崩防止事業	雪崩防止林造成事業の助成	県	林野庁

第3 建築物の耐雪化、無雪化事業関係（各防災関係機関）

建築物の耐雪化推進のため、次の事業を実施する。

区 分	制 度 名	事 業 概 要	事業主体	所 管
文教施設	学校施設環境改善交付金事業	公立小中学校、特別支援学校等の危険校舎改築に対する補助	県、市町村	文部科学省
社会福祉施設	社会福祉施設等施設整備費国庫負担（補助）	社会福祉施設等の新增築の事業費単価のかさ上げ（特別豪雪地帯分）	県、市町村 社会福祉法人	厚生労働省

第4 産業の振興、無雪化等（各防災関係機関）

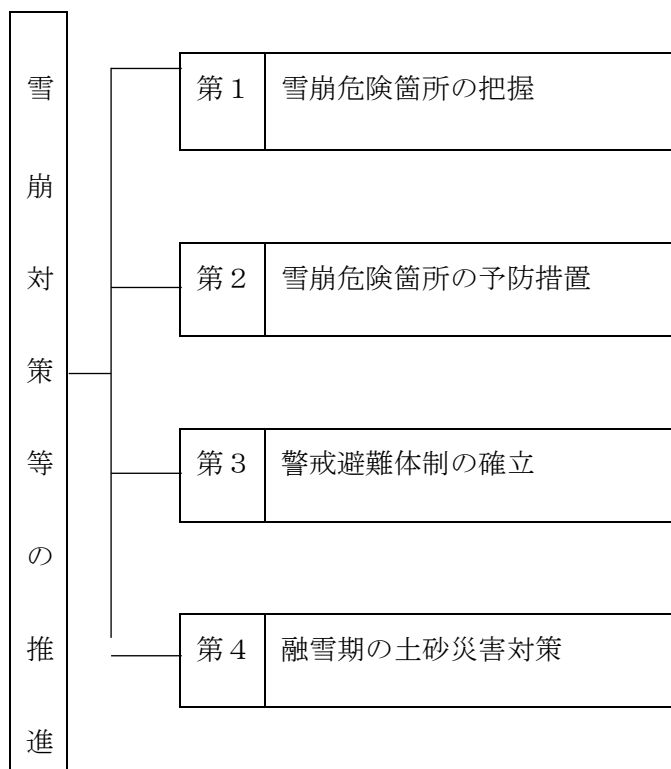
農林業、商工業の振興等のため、次の事業を行う。

区 分	制 度 名	事 業 概 要	事業主体	所 管
農林業	農山漁村地域整備交付金	農山漁村において防災・減災対策を推進	県、市町村	農林水産省
	農村地域防災減災事業	農業用排水施設や農道を補強等地域防災機能の増進	県、市町村 土地改良区	農林水産省
中小企業	中小企業高度化資金融資制度（共同防災施設事業及び安全衛生設備リース事業）	組合等で設置する消融雪設備等設置資金の融資等	組合等	中小企業庁（県）

第2節 雪崩対策等の推進

雪崩及び融雪に伴う土砂災害による被害を未然に防止し、一旦雪崩等が発生した場合の被害軽減を図るため、関係機関は、雪崩危険箇所等の調査、研究を実施し、その実態を把握するとともに、巡視や有害行為の禁止、警戒避難体制の確立等の予防措置を推進するものとする。

対策の体系



第1 雪崩危険箇所の把握（中部森林管理局、北陸地方整備局、県農林水産部、県土木部）

県は、雪崩危険箇所について調査、研究を実施し、その実態把握に努めるとともに、その資料、情報を市町村及びその他防災関係機関に提供するものとする。

区 分	摘 要
雪崩危険箇所（国土交通省）	豪雪地帯対策特別措置法により指定された豪雪地帯で、雪崩の被害想定区域内に、人家5戸以上（5戸未満であっても官公署、学校、病院、要配慮者利用施設、駅、旅館等のある場合を含む）ある箇所
雪崩危険箇所（林野庁）	過去においてなだれが発生したか、又は発生するおそれのある箇所、かつ、人家・公共施設等の保全対象に被害を与えたか、又は与えるおそれのある箇所

（資料「3-1 災害危険地域一覧表」「3-1 5 雪崩危険箇所（建設）」「3-1 6 雪崩危険箇所（林野）」）

第2 雪崩危険箇所の予防措置（中部森林管理局、北陸地方整備局、県農林水産部、県土木部）

県及び市町村は、雪崩危険箇所における防止施設の整備等に加え、雪崩危険箇所の公表・周知徹底及

び適切な土地利用の誘導等、雪崩危険箇所の予防措置に努めるものとする。

1 県は、雪崩災害防止に配慮した土地利用を誘導するため、各種法規制の徹底及び開発事業者等に対する啓発、指導の徹底を図るものとする。

2 県は、危険箇所のうち、危険度が高く、保全対象となる人家又は公共的な施設の多い箇所から順次、計画的に雪崩防止事業を実施するとともに、防止施設の維持管理の徹底を図る。

さらに、雪崩防止施設の整備のみならず、情報システムの整備や警戒避難体制の整備等、ソフト対策の推進に努めるものとする。

また、緊急性を勘案しながら、雪崩防止林造成事業を計画的に実施するものとする。

3 県及び市町村は、関係機関と協力して、危険箇所等の存在、日常の防災活動、融雪時の対応、雪崩に関する情報等について、パンフレット、広報誌等を積極的に活用し、またハザードマップの作成・配布に努め住民に周知徹底を図る。

特に、危険箇所にある要配慮者利用施設に対する周知徹底を図るとともに、その情報連絡・警戒避難体制等の整備に努める。

4 市町村は、当該危険箇所等の巡視を行い、異常現象等の早期発見に努めるものとする。また、関係機関と協力して、雪崩災害に対する総合的な防災訓練を実施するよう努める。

第3 警戒避難体制の確立（中部森林管理局、北陸地方整備局、県農林水産部、県土木部）

雪崩災害は、突発的に発生することが多いので、緊急時における警戒、避難、救援等が円滑に実施できるよう、平常時からその体制整備に努めることが重要である。

市町村は、各々の危険箇所における警戒避難体制の整備を図るため、市町村地域防災計画において、次の事項を定めるよう努める。

- 1 地域特性を考慮した警戒又は避難を行うべき基準（警戒避難基準）の設定
- 2 予報、警報及び避難指示の伝達方法の周知
- 3 適切な避難方法、避難場所の選定及び周知
- 4 危険が増大した場合の避難実施責任者、避難方法、避難場所、伝達方法等

第4 融雪期における土砂災害対策（中部森林管理局、北陸地方整備局、県農林水産部、県土木部）

融雪期には雪崩発生の危険性に加え、土石流危険渓流、地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所及び山地災害危険箇所等における土砂災害発生の危険性も高い。

各関係機関においては、雪崩対策と同様に各種の予防対策を実施し、被害の防止及び軽減を図るものとする。

（資料「3-2 砂防指定地」「3-3 地すべり防止区域（国土交通省）」「3-4 地すべり防止区域（林野庁）」「3-5 地すべり防止区域」（農林水産省）」「3-6 急傾斜地崩壊危険区域指定地」「3-10 崩壊土砂流出危険地区」「3-11 山腹崩壊危険地区」）

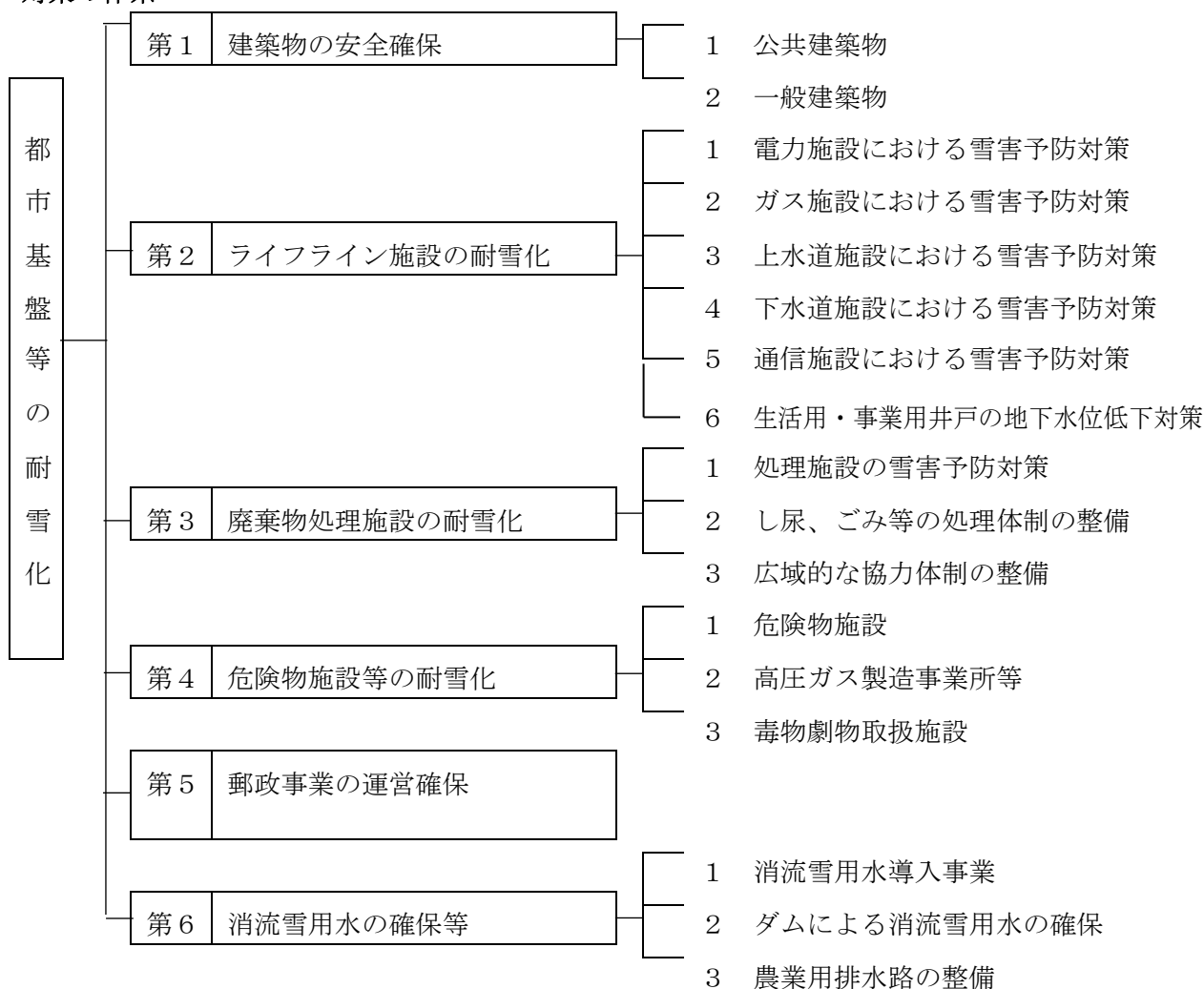
第3節 都市基盤等の耐雪化

雪害の軽減を図り、安定した日常生活、社会経済活動のためには、無雪害まちづくりを進めるとともに、建築物、ライフライン施設、廃棄物処理施設、危険物施設等などの耐雪化を進めることが必要である。また、豪雪時における郵政事業の円滑な運営確保も必要である。

さらに、除排雪に伴う河川等の溢水による浸水被害を防止し、円滑な除排雪作業を実施するため、消流雪用水の確保等の対策を推進するものとする。

このため、各関係機関は、これらの雪害予防対策を積極的に推進するものとする。

対策の体系



第1 建築物の安全確保（県経営管理部、県厚生部、県土木部、県教育委員会）

多雪地帯である本県の建築物は、雪おろしの慣習等により経験的に一定の耐雪性能を有してきた。しかし、近年建築物の大規模化に伴い、大スパン構造物や大きな屋根面積をもつ構造物が増加しており、また、一般住宅においては、世帯の小規模化、高齢化による雪おろし手の不足などが生じている。このため公共建築物や防災上重要な建築物については必要な耐雪性を確保するとともに、一般建築物にお

いても耐雪性能の向上及び無雪害化を図るものとする。また、発災後の点検体制（対象施設、実施期限、結果の共有方法等）の強化と継続的な見直し、マニュアルの作成等を行う。

1 公共建築物

（１）文教施設

文教施設は多数の児童生徒を収容する施設であると同時に、災害時には避難施設としても利用されるものであることから、耐雪性能の確保を積極的に図るものとする。

ア 新施設等の耐雪構造化

施設管理者又は管理者は、新設又は増改築にあたっては、余裕ある耐雪構造の確保を図るとともに 応急計画の作成など十分な雪害対策を講じておくものとする。

イ 老朽施設の点検、補修

施設管理者又は管理者は、毎年降雪期前に施設の点検を実施し、必要な箇所について補修、補強を行うとともに、予測される雪害に対し、除雪計画及び応急計画の作成など事前に十分な雪害対策を講じておくものとする。

ウ 校舎等の除雪計画の作成

県及び市町村は、各学校に対し事前に個々の建築物の状況に応じた除雪計画を作成するよう指導するものとする。

なお、県立学校の積雪許容限度（雪おろし基準）は次のとおりになっている。

（ア）昭和４８年以前建築の校舎等	１．００メートル
（イ）昭和４９年から５５年までの校舎等	１．５０メートル
（ウ）昭和５６年以降の校舎等	１．７５メートル

エ 冬期分校及び寄宿舎の設置

冬期間の積雪による通学困難を解消し、円滑な学校教育を確保するため、冬期分校及び寄宿舎を設置するものとする。

（２）社会福祉施設

ア 新施設等の耐雪構造化

施設利用（入所）者の大半は、身体的弱者であり緊急時における困難を伴う場合が多いので、施設管理者又は設置者は、新築又は増改築に際し余裕ある耐雪構造の確保と利用者の利便を考慮した構造とするとともに、緊急時の避難計画等の作成など十分な雪害対策を講じておくものとする。

イ 既存施設の点検、補修

施設管理者は、毎年降雪期前に施設の点検を実施し、必要な箇所について補修、補強を行うとともに、予測される雪害に対し、除雪計画及び応急計画の作成など事前に十分な雪害対策を講じておくものとする。

（３）医療施設

ア 新施設等の耐雪構造化

収容患者の安全確保のため施設管理者又は設置者は、新築又は増改築に際し余裕ある耐雪構造の確保を行うとともに、緊急時の避難計画等の作成など十分な雪害対策を講じておくものとする。

イ 老朽施設の点検、補修

収容患者の安全確保や高圧ガス、放射性物資等の危険物の安全管理を図るため、老朽施設又は耐雪性能の不十分な施設においては、施設管理者は、毎年降雪期前に施設の点検を実施し、必要な箇所について補修、補強を行うとともに、予測される雪害に対し、除雪計画及び応急計画の作成など事前に十分な雪害対策を講じておくものとする。

(4) その他の公共施設

庁舎、社会教育施設等は、公共サービス機関の施設であるとともに災害時の応急活動の拠点となるものであり、これらの施設の耐雪性能の確保が必要である。

ア 新設施設等の耐雪構造化

庁舎管理者等は、新設又は増改築にあたっては、余裕ある耐雪構造の確保を図るとともに応急計画の作成など十分な雪害対策を講じておくものとする。

イ 老朽施設の点検、補修

庁舎管理者等は、毎年降雪期前に施設の点検を実施し、必要な箇所について補修、補強を行うとともに、予測される雪害に対し、除雪計画及び応急計画の作成など事前に十分な雪害対策を講じておくものとする。

2 一般建築物

(1) 耐雪性の向上

県及び市町村は、一般建築物の耐雪性の向上のため、建築物の用途、規模、敷地の状況等に応じた建築物の耐雪構造化、消融雪施設の設置や自然落雪方式の採用による雪おろしの省力化等の指導を積極的に推進するものとする。

(2) 雪の滑落等による被害の防止

県等は、雪止めの設置等、雪の滑落や雪おろし作業による二次的被害を防止するための措置について啓発を図る。

第2 ライフライン施設の耐雪化

電力、ガス、上下水道、通信等のライフライン関連施設は住民の日常生活及び社会、経済活動上欠くことのできないものである。このため、降積雪時においても、その機能を発揮できるよう被害防止策を施すとともに、系統多重化等による代替性の確保や、オフグリッド化等の取組みの検討を進める。

また、都市整備計画にあわせ、共同溝・電線類共同溝の整備に努めるとともに、ライフライン機関相互や防災関係機関との情報連絡体制を強化する。

さらに、県は、広域行政主体として、地域社会の迅速な復旧を図るため、多様なライフライン機関を

一堂に会して災害時の連携体制の確認等を行うなど相互協力体制を構築しておくよう努めるものとする。加えて、防災関係機関は被害が生じた場合に備え、復旧に必要な資材の確保・貯蔵に努めるものとする。

1 電力施設における雪害予防対策（県企業局、北陸電力、北陸電力送配電、関西電力、関西電力送配電）

県及び電力会社は、倒木等により電力供給網、通信網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた、相互の連携の拡大に努めるものとする。なお、対策の実施に当たっては、必要に応じて市町村との協力に努めるものとする。

（１）設備面の対策

電力供給設備においては降積雪時における電力供給を確保するため、被害防止の諸施策を推進する。各電気設備の保全については各種指針に基づき巡視、点検を実施し、機能維持に努めるとともに、設備改修にあたっては、現行各基準に基づき設計する。

ア 発電設備

過去に発生した雪害の実態をふまえ、現行の各種設計基準に基づいて設計する。

必要に応じて、雪崩防護柵の取付け、機器の防雪カバー取付け、ヒーターの取付け、水中ケーブルの採用等を実施する。

イ 送電設備

送電用鉄塔は経済産業省の「電気設備の技術基準」で設計条件が定められており、設計にあたっては、氷雪・風圧及び不平均張力による荷重により設計する。送電用鉄塔については耐雪結構を採用し、短絡防止のためのスペーシングを確保するほか、降雪期前に周辺樹木の伐採を行う。

ウ 変電設備

雪害のおそれのある箇所については、雪崩防護柵やヒーターの取付け等を実施する。

エ 配電設備

配電設備は、氷雪・風圧及び不平均張力による荷重により設計し、着雪、冠雪被害のおそれのある箇所には、難着雪電線の採用、冠雪防止器の取付け、樹木伐採等を行う。また、雪崩発生危険地域では施設の設置を極力回避し、やむを得ず設置する場合は必要に応じて防雪杭、支線耐雪器の取付け等による積雪移動圧・沈降圧対策を行う。

オ 通信設備

保安用社内専用回線の主な伝送路の多ルート化等を実施する。

（２）体制面の対策

雪害時においては、迅速、的確な復旧が不可欠であり、日常から組織、情報連絡体制の強化及び資機材・車両等の確保体制を充実するとともに、防災関連マニュアルの整備に努める。

ア 体制の整備

（ア）雪害の発生又は発生が予想される場合の防災体制の発令及び各体制別組織構成・要員の確

保等並びに権限・指揮命令系統の確立と周知徹底を行う。

(イ) 大規模災害を想定した社内防災訓練を実施するとともに、地方自治体の訓練に参加する。

(ウ) 社外応援体制を確立する。

a メーカー、施工者、関係会社等の非常呼出し体制の整備、出動体制の確保、応急復旧用資機材の備蓄の依頼、必要により契約の締結

b 電力会社間の応援体制の充実

(エ) 「非常災害時の従業員行動方針」、「防災カード」の常時携帯により、災害時における対応要領について周知徹底する。

イ 情報連絡体制の整備

(ア) 地方自治体、ライフライン関係機関及びその他関係防災機関との連携の強化を推進する。

(イ) 社内情報連絡体制の強化と徹底を行う。

a 就業時間内・外における情報報告ルートの確立

b 連絡手段の多様化

(a) 衛星通信システムの導入

(b) 災害時優先電話の登録

(c) ファクシミリ、携帯電話等の配備

ウ 資機材・車両等の確保

(ア) 災害復旧用資機材を確保する。

a 移動変電所の配置

b 復旧用車両の燃料確保

c 資機材の搬送対策の検討・整備

(イ) 災害用車両を整備する。

a 災害現場での応援隊サポート及び指揮用サポートカー

b 50ヘルツと60ヘルツに切り替えできる高圧発電機車

(ウ) 食料、宿泊施設、作業用品、燃料を備蓄（確保）する。

(エ) 救護班を確保する。

(オ) 非常通信協議会との連携を強化する。

エ 広報サービス体制の整備

(ア) 雪害時に需要者が実施すべき安全措置及び平常時から需要者が心がけるべき安全対策のPRを適宜、継続実施する。

(イ) 各種懇談会等を通じ、安全措置のPRのほか、重要施設を有する需要者に対しては非常用発電設備の設置を適宜呼びかける。

2 ガス施設における雪害予防対策（中部経済産業局、中部近畿産業保安監督部、県危機管理局、日本海ガス、高岡ガス、（一社）日本コミュニティーガス協会北陸支部、（一社）富山県エルピーガ

ス協会)

ガスは、県民生活及び経済社会の広範な分野で欠くことのできないエネルギー源であり、常に安定供給の維持に努め、使用者の利益に供するとともに、公共の安全確保のため、設備の耐雪化、保安防災対策の強化を推進する。

(1) 都市ガス

冬期間における雪害予防に充分留意し、施設の耐雪化及び保全に万全を期す。

ア 冬期安定供給等の確保

積雪時のガスの安定供給を確保するために、ガス原料の輸送体制の確立を図るとともに、道路等の閉鎖による輸送停止に備え、ガス原料の備蓄の増強を行う。

イ 供給施設の耐雪化

(ア) 設備の新・増設にあたっては、ガス事業法を遵守し、耐雪化及び保全に万全を期す。

(イ) 設備の定期点検、検査計画に基づく総合的な強度診断を励行し、十分な強度と機能の維持に努める。

(ウ) ガス製造及び供給の制御用コンピュータ設備は、計測用機器類とともに雪害に対する強度向上を推進し、データバックアップの充実に努める。

(エ) ガスの製造及び供給の維持には電力や水も不可欠であり、雪害時の停電や断水に備え、非常用電源設備の拡充や水源の確保に努める。

(オ) 屋外管及びメーター類などの屋外露出設備の耐雪化を図る。

ウ 需要家設備

ガスを使用する建物のうち、地下街、地下室でのガス設備を有する建物及び公共建物等や病院その他不特定多数の人々が出入りする建物の導管には、緊急遮断バルブの設置を促進し、かつ当該建物の保安管理者とも平常時より密接な連携体制をとり、ガス事故防止に万全を期す。

また、一般家庭におけるガス事故防止策としては、排気筒などの屋外露出設備の耐雪化を図り、ガスメーターに異常流量遮断及び感震遮断機能を有するマイコンメーター^{*1}の設置を促進するほか、ガス消費機器類についても安全機能（不完全燃焼防止機能、立ち消え安全装置、加熱防止（機能）装置）付き機器やガス警報器の普及促進に努める。

エ 防災システム、情報収集システムの充実

雪害発生時には、迅速かつ確実な被害情報の収集、把握と適切な措置対応が二次災害を未然に防止する。このため、次のシステム、設備の拡充、整備に努める。

(ア) 防災システム

ガス設備被害状況の把握と速やかな対応のため、次の設備を整備拡充する。

a 保安設備の遠隔操作

供給所設備及び主要導管設備等は、緊急時遠隔操作によりコントロール可能なシステムの推進に努める。

b 導管網のブロック化

導管網の被災状況に応じて、早期復旧を考慮した効率的なガス遮断を行うためのブロック化の推進に努める。

c 導管網の圧力と流量監視

導管網の主要な地点に、テレメーター、テレコンを設置し、供給区域内の導管内圧力を監視し、ガバナ^{※2}には、圧力及び流量等の集中監視システムの導入促進に努め、常時監視体制を充実する。

(イ) 通信設備

非常時又は非常事態が予測される場合に、緊急連絡がとれるように、次の設備を設置拡充する。

- a 災害時優先電話
- b 専用回線電話
- c 無線電話
- d 固定無線局、移動無線局

オ 雪害時にとるべき措置についての広報、周知

積雪時や除雪作業時の注意事項について、事前にガスの使用者に周知、広報を積極的に実施するものとする。

カ 防災体制の整備と教育訓練の実施

雪害発生時には、迅速かつ適切な措置が何より大切である。このため、日頃から緊急時における災害対策本部を中心とした組織体制を具体的に定めておき、常に見直しに努めるとともに、万一の事態に即応できるように個々の役割と緊急時になすべき事項について周知徹底及び教育を行う。

また、防災機関等が行う各種訓練には積極的に参加するとともに、次に掲げる自主防災訓練の実施に努める。

(ア) 社員及び関連会社員の非常召集訓練

(イ) 予警報等の伝達、対応訓練

(ウ) 雪害時の情報伝達、連絡（通信）訓練

(エ) 設備の応急措置及び復旧訓練

※1 マイコンメーター

ガスメーターにマイコンチップを組み込み、通常使用されるガスの量以上に大量のガスが流れ（ガス漏れ）たり、異常に長時間使用（消し忘れ）すると自動的にガスを遮断するガスメーター。また大きな地震が発生すると、これを感知し遮断する機能もある。

※2 ガバナ

ガスを広い地域の隅々まで送り届けるため、製造所等からガス導管に高い圧力でガスを送り出すが、各家庭に届けられる前に使用できる圧力（低圧）に調整する装置。

（資料 「3-20 ガス小売施設（旧一般ガス）」 「3-21 ガス小売施設（旧簡易ガス）」）

(2) LPガス

積雪時におけるLPガスの安定供給、一般家庭におけるLPガス設備の耐雪性を強化するため、販売店等は供給体制の確保、安全機器の普及促進に努めるほか、LPガス消費者に対し、積

雪時にとるべき行動について、啓発活動を推進する。

ア 安定供給の確保

(ア) 降積雪時におけるＬＰガスの安定供給のため、ＬＰガス容器の大型化、複数化を進め、一般家庭におけるＬＰガス設備の供給能力の向上を図る。

(イ) 冬期ＬＰガス容器配送計画を策定し、円滑な供給体制の確立を図る。

イ 設備の保護対策

(ア) 屋外配管は極力短くし、屋外配管部分は軒下など雪の影響を受けにくい場所又は雪面以上となる高い位置とする。また、ゴム管はなるべく使用しないようにする。

(イ) ガス容器、調整器及びメーターは、雪の影響を受けにくい軒下や収納庫に設置する。軒下に設置する場合は、屋根雪の落下防止を行うとともに容器等の保護をし、危険な状態やマイコンメーターの異常警報を発見しやすい場所を選定するものとする。

ウ 安全器具の普及促進

ガス漏れ又は火災防止のため、安全機器の普及促進に努める。

エ 消費者に対する周知啓発活動

(ア) 消費者に対し除雪や雪おろしの際の注意事項や異常時の使用停止等、消費者がとるべき行動について啓発活動に努める。

(イ) 冬期間は、暖房等のため部屋が密閉されることが多く、一酸化炭素中毒事故の発生が懸念されるので、部屋の換気や排気筒の損傷の点検等について、周知、啓発に努める。

3 上水道施設における雪害予防対策（県危機管理局、県生活環境文化部、県厚生部、県企業局、市町村）

水道事業者は、水道施設の耐雪化に努めるとともに、除排雪による二次的な被害の防止に努めるものとする。

(1) 施設の耐雪化

水道事業者は、積雪、雪崩による施設の破損及び凍結による空気弁・給水栓等屋外施設の破損、停電による機能停止等の被害が想定されるため、設計、施工時に積雪荷重及び凍結防止設備、予備電源等の耐雪化に十分な検討を行い、適切な運転管理が行える構造とする。

また、通常行う定期点検・整備を確実に実施し、施設の不良箇所を補強する。

さらに、電気設備の停電対策として、無停電電源装置、自家発電設備及び可搬型発電設備等の設置等の対策に努める。

(2) 除排雪による被害の防止

水源地・消火栓等の施設が除排雪による影響を受けないよう標識又は柵等で注意を喚起するとともに、これら施設を地下式構造とするなど施設の保護対策を講ずる。

(3) 応急給水用資機材の整備拡充

水道事業者は、応急給水に使用する給水車、給水タンク、消毒剤、可搬式ポンプ、可搬式発電

機、運搬車両等の整備拡充を図る。

また、資機材の民間借上げについては、事前に十分協議し文書による取決めを行う。

(資料「5-5 応急給水用具等」「5-10 県内の給水車両等保有状況及び災害時利用可能水量等の状況」)

(4) 支援体制等の確立

豪雪時には、人力、装備、資機材等のすべてにわたり、被災水道事業者の現有力だけでは対処することが困難な場合も想定されるので、水道事業者は、平常時から支援体制及び受入体制を整備する。

また、県及び市町村は、大規模災害を想定した上水道の迅速な復旧に向け、協定事業者のさらなる確保に努める。

さらに、生活用水確保の観点から、県及び市町村は、施設の消融雪用井戸等について、災害時に防災井戸として活用可能かを調査し、停電時でも取水できる手押しポンプの設置に努めるとともに、入浴施設の利用やトイレの設置等について、協定事業者のさらなる確保に努める。

(5) 図面等の整備

水道事業者は、災害復旧活動等を迅速かつ円滑に行うため、平常時から各種の図面、図書類を整備する。

(6) 防災訓練

水道事業者は、防災関係機関が行う各種訓練に積極的に参加するとともに、自主防災訓練の実施に努める。

4 下水道施設における雪害予防対策 (県土木部、市町村)

(1) 処理場・ポンプ場の耐雪化

流入水量の増大、低温による処理機能の低下、積雪による施設の損壊、凍結による機器の破損、停電等が予想されるため、下水道管理者は適正な運転管理を行うとともに、施設の耐雪化を図る。

ア 処理場・ポンプ場の主要構造物は、積雪に耐えられる構造とするとともに、敷地内の除排雪を励行する。

イ 積雪時においても、排水機能が保持されるよう機械・電気設備の保守点検に努める。

ウ 停電、断水対策として自家発電設備の整備や受電設備の多回線化及び燃料・冷却水等の確保に努める。

(2) 管路施設の防護

ア 雪の投棄による管路の閉塞、汚水処理能力の低下が予想されるため、公共下水道管理者は汚水管路への排雪を防止するとともに、雨水管路等の排流雪施設としての活用についての検討を進めるものとする。

イ 特に重要な幹線については、施設のバイパス化、複数化や雨水管渠の活用等によるバックアップ機能を検討し、必要に応じて導入を図る。

ウ 排水機能を確保するため、公共下水道管理者は、施設の清掃、浚渫、補修及び改良等に努める。

(3) 施設の点検等

ア 平常時の点検は、「下水道維持管理指針」に準拠して実施し、施設の被害を最小限にとどめ、二次災害の防止を図るとともに、脆弱箇所の把握に努める。

イ 下水道台帳は、災害時に迅速かつ確実にデータの提供が可能となるようシステム化を図る。また、システム化されていない場合は、代替性の確保のため、下水道台帳の分散保管を図る。

ウ 応急復旧マニュアルを整備する。

(4) 応急復旧のための体制整備

応急対策を同時又は段階的に、実情に応じて円滑に遂行するため、平常時から諸体制を確立し整備する。

また、県及び市町村は、大規模災害を想定した下水道の迅速な復旧に向け、協定事業者のさらなる確保に努める。

ア 下水道担当部局の防災組織、配備体制

地域防災計画に基づく災害対策本部の下位組織として、下水道施設の防災対策をふまえた防災活動が円滑に実施できるよう、体制を整備する。

イ 民間企業との協力体制

応急復旧対策要員、応急復旧機材の確保のため、施工業者、下水道施設メンテナンス業者等、民間業者との協力体制を整備する。

ウ 他地方公共団体との相互応援体制

雪害時の役務及び機材等の提供について、他地方公共団体と相互援助体制を整備する。

エ 応急対策用機器及び資機材

雪害時の応急対策が迅速かつ的確に実施できるよう、必要機材を備蓄、整備する。

オ 防災訓練

雪害時の対応が円滑かつ的確にできるよう、緊急連絡伝達方法、応急対策の実施方法、応急対策用機材の運転及び取扱方法について、定期的に防災訓練を実施するとともに、防災機関等が行う各種訓練に積極的に参加する。

(5) ライフライン機関相互及び他の防災機関との情報連絡体制の強化

雪害時におけるライフライン機関相互及び他の防災機関との情報連絡の混乱を防止し、的確な状況把握や指示ができるよう、情報連絡体制を整備する。

ア 連絡担当窓口及び責任者の設置

各関係機関に連絡担当窓口及び責任者を設置して、全て連絡窓口を通して連絡を行うものとする。また、連絡責任者は、事務連絡を総括し、情報の整理、管理を行う。

イ 連絡方法

情報連絡は、一般電話、県防災行政無線で行い、必要に応じて、各種専用電話

を利用する。また、直接連絡が不可能な時は、他機関を経由する方法で連絡する。

ウ 連絡内容の統一と書式化

雪害対策に必要な情報、被害報告及び応急措置に関する情報等の収集、伝達を迅速かつ正確に行うため、あらかじめ、報告内容等を選択できる書式を定め、各機関で常備し、連絡は相互にこの書式を用いて行う。

5 通信施設における雪害予防対策（NTT西日本、NTTドコモ北陸、各防災関係機関）

降積雪時における通信機能の確保は、社会的な混乱の防止、災害対策の適切かつ迅速な実施のうえからも極めて重要な問題であり、公衆通信、専用通信、放送等の施設の耐雪性確保に努める。

県及び電気通信事業者は、倒木等により電力供給網、通信網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた、相互の連携の拡大に努めるものとする。なお、対策の実施に当たっては、必要に応じて市町村との協力に努めるものとする。

（１）公衆通信

降積雪時においても、通信が確保できるよう設備の耐雪化及び伝送路の多ルート化等の防災対策を推進し、被害の未然防止を講ずる。

ア 施設の防災対策

（ア）発電装置は、給水、燃料配管のフレキシブル^{*1}、トレンチ化^{*2}等の対策により安全性を強化する。

（イ）地下管路は、管路継ぎ手、マンホール取り付けに安全対策を実施する。

（ウ）事務室設置のシステム、端末設備は、転倒防止及び転落防止対策を実施し、災害発生後のサービス提供を可能とする。また、重要な社内システムの電源は、無停電化する。

（エ）水防扉の設置及び下水管、マンホール、とう道^{*3}からの局舎内への浸水防止対策を実施する。

イ 通信網の防災対策

（ア）信頼性の高い伝送路を構築するため、主要な伝送路は多ルート構成、若しくはループ構成とし主要な中継交換機は分散設置を行う。

（イ）地中設備は、アクセス系ケーブル^{*4}の地中化を推進する。

（ウ）電話輻輳時における災害復旧機関の通信を確保するため、災害時優先電話の適用範囲の改善を行い、指定公共機関の責任者自宅まで拡大する。

（エ）全国からの安否確認、見舞電話による電話の輻輳を防止するため、ボイスメールによる全国利用型の伝言ダイヤルサービス（災害用伝言ダイヤル「171」）を提供する。

ウ 防災機器の整備

（ア）交換局、伝送路、電源の各種被災に対応できる非常用無線装置、移動用電源車、応急復旧

ケーブルなどの災害対策機器及び応急復旧資材の確保に努める。

(イ) 非常用衛星通信装置（ポータブル衛星・超小型衛星通信装置）の配備に努める。

エ 防災に関する訓練

災害時に備え、平時から復旧員の確保、設備の復旧を円滑、速やかに行うため、次の訓練の実施に努めるとともに、防災機関等が行う各種訓練に積極的に参加する。

(ア) 災害予報及び警報伝達の訓練

(イ) 災害時における通信の疎通訓練

(ウ) 設備の災害応急復旧訓練

(エ) 職員の非常召集訓練

- ※1 フレキシブル化 地震による管路の振動を、自在継ぎ手で吸収可能な弾力性のある配管系統にすること
- ※2 トレンチ化 ケーブル、管路等を固定せずに、配管溝を設け設置する方式にすること
- ※3 とう道 ケーブルの収容及び保守作業空間を確保するため、地中に構築されたコンクリート構造物
- ※4 アクセス系ケーブル 交換局からビル、住宅等の建物までの通信ケーブル

(2) 専用通信

専用通信は、防災関係機関の情報連絡手段として、極めて有効な方法であり、特に災害時にあって、重要な役割を果たすことが期待されている。現在、気象台、国土交通省、ＪＲ、中日本高速道路（株）さらに電力・ガス会社、私鉄等において専用通信が設置されており、各機関は次の点に留意し、防災対策を推進する。

ア 伝送路の強化

通信機能を確保するため、バックアップ回線の設定、ルートの二重化等を促進する。

イ 装置・機材の充実

予備電源、移動無線、可搬型無線機等資機材の整備充実に努める。

ウ 定期点検の実施

施設、装置の定期的な点検を実施する。

エ 防災訓練等の実施

平素から関係者による防災訓練を実施するとともに、防災機関等が行う各種訓練に積極的に参加する。

6 生活用・事業用井戸の地下水位低下対策（県生活環境文化部）

消融雪施設の一斉稼働による地下水位低下時の地下取水障害の未然防止のため、リアルタイムで地下水位の監視とリアルタイム情報提供を行うとともに、冬期間の「注意喚起水位」指標を活用して地下水位低下時に節水呼びかけを行い、地下水位の速やかな回復に努める。

第3 廃棄物処理施設の耐雪化

し尿、ごみ等の一般廃棄物処理施設、産業廃棄物処理施設の雪による被害を最小限に止めるとともに、雪害時における応急復旧作業を円滑に実施し、廃棄物が適正に処理されることが必要である。

このため、市町村は、一般廃棄物処理施設の耐雪化に努めるとともに、発災時に施設の被災状況を確認し、速やかに稼働の可否を判断する手順を検討するなど国の「災害廃棄物対策指針」を踏まえて廃棄物処理を円滑に実施するための体制を整備する。また、産業廃棄物処理施設の管理者は、処理施設の耐雪化に努める。

県は、被災状況により、広域的な処理が必要な場合を想定し、廃棄物処理の協力体制を整備する。

1 処理施設の雪害予防対策（県生活環境文化部、市町村）

（１）一般廃棄物処理施設

積雪による施設の損壊、凍結による機器の破損、停電等が予想されるため、市町村は適切な維持管理を行うとともに、必要な設備、機器の充実に努め、廃棄物処理施設の耐雪化を図る。

また、今後、建設する施設については、ごみ処理施設性能指針等の基準に従うとともに、耐雪化に努める。

（２）産業廃棄物処理施設

産業廃棄物処理施設の管理者は、必要に応じて、施設の耐雪化に努める。

2 し尿、ごみ等の処理体制の整備（県生活環境文化部、県厚生部、市町村）

（１）冬期収集体制

市町村等は、住民に対し、積雪期前のし尿のくみとりの実施を呼びかけるとともに、積雪時のごみ収集計画の周知徹底を図る。

（２）処理施設の応急復旧資機材等の整備

市町村は、し尿、ごみ処理施設の損壊等に対して速やかな復旧を図るため、あらかじめ応急復旧に必要な資機材を準備しておくとともに、応急復旧マニュアルの整備や訓練を実施する。

（３）ごみ、災害廃棄物等の仮置場の確保等

豪雪時においては、ごみ、災害廃棄物などの廃棄物が発生するとともに処理施設自体の被災も予想されることから、市町村は、あらかじめ活用可能な候補地を把握、調整したうえで、発生量や運搬経路、住居地域を考慮したごみ、災害廃棄物等の仮置場を確保するとともに、災害廃棄物等の処分方法を検討しておく。

県は、市町村に対し、災害廃棄物等の処理に係る助言など技術的支援を行う。

（４）避難所等の仮設（簡易）トイレの確保

市町村は、雪圧による家屋の倒壊、凍結による断水等により便所が使用できなくなることが予想されるため、避難所等に仮設（簡易）トイレの確保に努める。仮設（簡易）トイレの確保にあたっては、民間事業者等との応援協定の締結を推進する。

3 広域的な協力体制の整備（県生活環境文化部）

県は、し尿、ごみ、災害廃棄物等を広域的に処理するため、処理施設、運搬車両の確保について、

市町村、近県及び関係団体を含めた協力体制を整備する。

(資料「9-8 し尿処理施設一覧」「9-9 ごみ処理施設一覧」)

第4 危険物施設等の耐雪化

危険物施設、高圧ガス製造事業所等、毒物劇物取扱施設の雪害及び爆発、火災、漏洩などの二次災害を防止するため、県及び市町村は予防対策の指導を徹底するとともに、事業者等においては施設の耐雪化及び保安体制の確立を図る。

1 危険物施設（県危機管理局、市町村）

雪害により危険物施設において、火災や漏えいが発生した場合には、周辺地域への延焼等により多大な被害が生ずるおそれがある。

このため、県及び市町村は、立入検査により危険物施設の耐雪化や維持管理、危険物の貯蔵、取扱い基準の遵守等について指導を徹底し、危険物施設からの出火、漏えい等の防止に努める。

また、少量危険物貯蔵取扱所については、市町村火災予防条例の規定に基づき指導する。

(1) 県及び市町村等の措置

ア 保安確保の検査及び指導

県及び市町村は、危険物施設の位置、構造、設備の状況及び危険物の貯蔵、取扱いの方法が消防法令に定められた基準に適合しているか否かについて立入検査を実施し、必要に応じ危険物施設の所有者、管理者又は占有者に対し、雪害防止上必要な助言又は指導を行う。

イ 危険物取扱者に対する保安教育

県は、危険物施設において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者に対し、取扱作業の保安に関する講習を実施し、危険物取扱者の資質の向上、保安意識の高揚に努める。

ウ 危険物輸送の安全化

県、市町村及び警察は、危険物の移送、運搬車両について常置場所における立入検査や路上取締りを実施し、標識の掲示、消火器の設置等を徹底するとともに、移動タンク貯蔵所については危険物取扱者の乗車、免状の携帯及び移送に関する基準の遵守、運搬車両については運搬容器、積載方法及び運搬方法の技術上の基準の遵守を徹底するなど、危険物輸送における災害防止に努める。

(2) 危険物施設の管理者等の措置

ア 施設の耐雪化等

(ア) 融雪装置の設置

a 屋外タンクのうち、フローティングルーフ型については融雪装置が設置されているが、大型のコーンルーフ型及びカバードフロート型にも設置するよう努める。

b 給油取扱所のキャノピー、大規模な一般取扱所等除雪困難な施設に、融雪装置を設置するよう努める。

(イ) 施設の耐雪化

- a 建築構造の耐雪化を図る。
- b 落雪や除排雪による損傷を防止するために、配管経路、接合部、弁類のレイアウトを十分検討するとともに、保護方針を講ずる。

(ウ) 凍結防止対策

消火配管、バルブ、ポンプ等の凍結防止対策を十分検討し、保護対策を講ずる。

イ 自主防災体制の確立

危険物施設の所有者、管理者又は占有者は、予防規程等に雪害防止対策を設け、内容を常に見直し、事業実態に合ったものとするとともに、除雪計画の策定、従業員に対する保安教育や防災訓練を実施し、自主防災体制の確立に努める。

また、隣接する事業所間で相互応援協定を締結し、自衛消防隊の協力体制の確立、防災資機材の確保などに努める。

ウ 防災資機材の備蓄

危険物施設の所有者、管理者又は占有者は、危険物に応じた消火薬剤、流出油処理剤等の防災資機材の備蓄の強化や除雪資機材の整備に努める。

(資料「3-19 危険物規制対象施設数一覧表」)

2 高圧ガス製造事業所等 (中部経済産業局、中部近畿産業保安監督部、県危機管理局)

雪害により高圧ガスの製造事業所や貯蔵所において、爆発や漏えいが発生した場合には、周辺地域の公共の安全に大きな影響が生じるおそれがある。

このため、県は、高圧ガスの製造及び貯蔵等関係施設の耐雪化や適正な維持・管理、高圧ガスの取扱基準の遵守等について、保安検査や立入検査の実施をはじめとする措置を講ずるとともに、関係団体との連携協力により自主保安体制の推進を図り、高圧ガスによる事故の未然防止に努める。

(1) 県の措置

ア 保安確保の検査及び指導

県は、高圧ガス関係施設の位置、構造及び設備の状況、取扱いの方法が、高圧ガス関係法令に定められた基準に適合しているかについて保安検査や立入検査を実施し、必要に応じ、事業所の長に対し、雪害防止上必要な指導や命令を行う。

イ 高圧ガス取扱者に対する保安教育

県は、保安係員等高圧ガスの取扱い作業従事者に対し、高圧ガス保安に関する講習を実施し、その資質の向上、保安意識の高揚に努める。

ウ 高圧ガス輸送の安全

県は、高圧ガス積載走行車両の転倒や転落、高圧ガス容器の落下や流出等を防止するとともに、警戒標識の表示、消火器や防災資機材の携帯等の輸送従事者の義務を遵守させるために、車両の常置場所においての立入検査や路上での取締りを実施し、車両等の保安管理の徹底

及び保安意識の高揚に努める。

エ 関係保安団体との連携・協力

県は、高圧ガス取扱者の保安意識の高揚や事業所の自主保安活動をより一層推進するため、高圧ガス安全協会等の関係保安団体と連携・協力して、保安講習会の開催、消費者保安の啓発及び防災訓練の実施等、各種事業を推進し、事故の未然防止に努める。

(2) 事業所の措置

ア 屋外設備の耐雪化

(ア) 配管類

屋外配管は極力短くし、また軒下に設置するなど雪の影響を受けないようレイアウトに配慮する。また、必要に応じ配管サポートで強化する。

(イ) ガス設備

屋外の設備は、屋根雪落下や除雪、雪おろしの衝撃により破損しないよう保護措置を行う。

イ 自主保安体制の確立

事業所の長は、危害予防規程に雪害対策に関する事項を設け、内容を常に見直し、事業実態に適合したものとするよう努めるとともに、除雪計画の策定、危険予知活動等の安全教育や防災訓練を実施し、安全意識の高揚を図るなど、自主保安体制の確立に努める。

また、自衛消防隊の隣接事業所との相互応援協定等の相互協力の促進に努める。

ウ 防災資機材の整備

事業所の長は、高圧ガスの種類や量に応じた消火薬剤、保護具等防災資機材や除雪資機材の整備に努める。

エ 通信設備の確保

事業所の長は、緊急時の情報連絡を密にするため、無線設備、重要電話回線その他の方法による緊急連絡体制を整備し、伝達手段の確保に努める。

オ 運転の緊急停止

大規模な製造事業所においては、異常警報器等と連動して危険度に応じて関係機器等を自動遮断するシステムの導入に努める。

カ 防災活動

事業所の長は、災害に対応した緊急操作、行動等のシステム化を進めるとともに、定期的な操作訓練及び防災訓練等を実施し、二次災害の防止に努める。

(資料「3-22 高圧ガス製造、貯蔵、販売所」)

3 毒物劇物取扱施設（県生活環境文化部、県厚生部）

雪害により毒物劇物多量保有施設の損傷があった場合には、周辺地域に重大な影響を及ぼすことになるため、雪害予防対策を講じなければならない。このため、県は、毒物劇物取扱施設の取扱いに係る保健衛生上の危害を防止するため、毒物及び劇物取締法に基づいて、監視指導を行って

る。

毒物劇物取扱施設であって、消防法あるいは高圧ガス保安法によって規制を受けている施設については、法令により予防対策が指導されている。また、前二法により規制を受けない施設については、次の事項を重点として立入指導を強化する。

- (1) 毒物劇物屋外貯蔵タンクについては、事故時の流出を防止するため防液堤あるいは貯留槽等の設置措置を推進する。
- (2) 毒物劇物の多量保有施設については、保有する毒物又は劇物に応じた危害防止規程を制定させる等の自主災害防止対策を推進する。（資料「3-24 毒物劇物製造、販売所等」）

第5 郵政事業の運営確保（日本郵便株式会社北陸支社）

降積雪時における郵政事業の円滑な運営確保は、県民生活の安定、社会経済活動うえからも極めて重要な問題であることから、日本郵便株式会社北陸支社は次のとおり雪害予防対策を推進する。

- 1 郵便局舎等の耐雪構造化
- 2 降積雪時の郵便の配送、取扱い及び配達の確保を図るための車両、集配施設、用具及び人員の整備充実
- 3 郵便の運送及び集配の委託を受けている受託者及び運送業者に対する運送施設等の整備についての協力要請
- 4 積雪の著しい地区の運送及び集配の確保計画の作成

第6 消流雪用水の確保等（県土木部、県農林水産部、市町村）

除排雪に伴う河川、農業用排水路等の溢水による浸水被害を防止し、円滑な除排雪作業を実施するため、県等は消流雪用水の確保等の各種対策を推進する。

1 消流雪用水導入事業

県は、水量の豊富な河川から市街地を流れる中小河川等に消流雪用水を供給する導水路等の整備を推進し、河道疎通能力の阻害となる河道内の堆雪の排除により、溢水被害を防止する。

2 ダムによる消流雪用水の確保

県及び市町村は、地域の治水対策及び安定した消流雪用水の確保等を図るダムの整備を推進する。

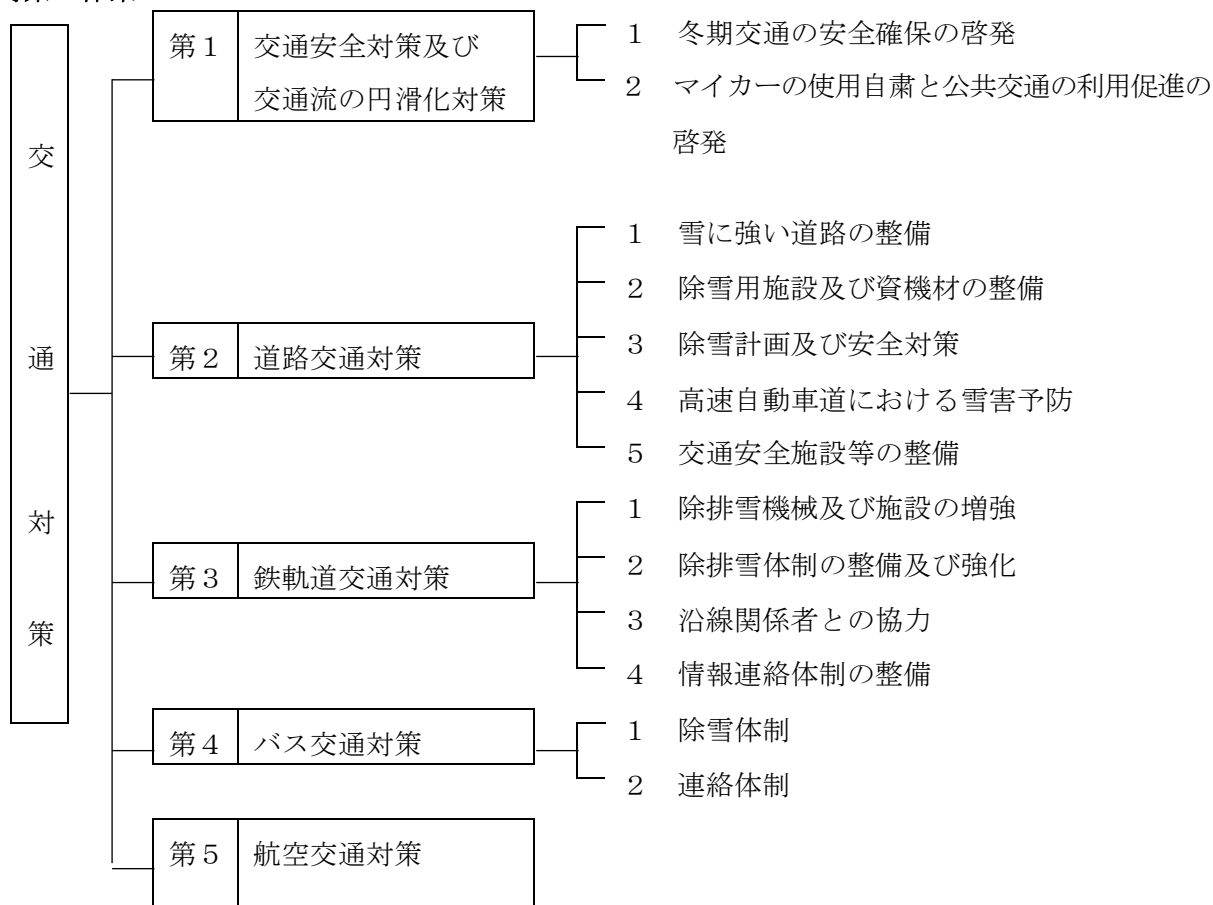
3 農業用排水路の整備等

県は、農業用排水路への流雪による溢水被害を未然に防止するため、市町村及び土地改良区等との連携のもとに、流雪可能な農業用排水路の整備を推進するとともに、施設の点検と冬期の適正な通水管理を行うよう指導するものとする。

第4節 交通対策

雪による交通障害を排除することは、雪害対策の根幹である。そのため各関係機関は諸施設等の整備や降積雪期における交通確保に関する各種計画を積極的に推進する。

対策の体系



第1 交通安全対策及び交通流の円滑化対策（県生活環境文化部、県警察本部）

1 冬期交通の安全確保の啓発

県、市町村及び各関係機関等は、冬期の交通事故や交通渋滞の発生を防止するため、スノータイヤ、チェーンの装着、路上駐車禁止など交通の安全確保をラジオ、テレビ、新聞、広報誌、インターネット等を利用し啓発する。

2 マイカーの使用自粛と公共交通の利用促進の啓発

県、市町村及び各関係機関等は、冬期交通の円滑化を図るため、マイカーの使用自粛及びバス等公共交通の利用促進をラジオ、テレビ、新聞、広報誌、インターネット等を利用し啓発するとともに、事業所等に対し協力を呼びかける。

ただし、災害級の大雪による被害が予想される場合には、外出そのものの自粛を呼びかけるものとする。

第2 道路交通対策（中部管区警察局、北陸地方整備局、県土木部、県警察本部、市町村、中日本高速道路㈱金沢支社）

1 雪に強い道路の整備

冬期間の安全かつ円滑な道路交通を確保し、地域住民の生活安定や産業活動を確保するためには、除排雪作業を効率的に実施できるような広幅員道路の整備や消流雪施設の整備を進めることが必要である。また、山間地道路においては、雪崩防止柵、スノーシェッド等の雪崩対策施設の整備を図るほか、狭隘な市街地道路ではその拡幅及びバイパス整備並びに危険箇所の局部改良等の整備促進が必要である。このため道路管理者は大規模な車両滞留や長時間の通行止めを引き起こす恐れのある大雪（以下「集中的な大雪」という。）時においても、道路ネットワーク全体としてその機能への影響を最小限度とするため、地域の実情に応じてその体系的整備を進めるものとする。

具体的な当面の対策としては、次のとおりである。

（1）交差点の改良整備

右折車線の設置等の交差点の局部改良を行い、交通渋滞の解消を図る。

（2）停車帯等の整備

バス停車帯等の整備を行い、バス等大型車両通行の円滑化を図る。

（3）橋梁の新設等

橋梁の新設、架替えを行い、都市間及び市街地と郊外の交通の分散と交通容量の増大を図る。

（4）堆雪帯の確保及び交通障害箇所等の整備

堆雪帯をもった広幅員道路の整備を進め、除雪による道路幅の狭小化を防止し通行に十分な道路幅を確保するとともに、山間地等の交通障害箇所の改良を行い交通の円滑化を図る。

（5）消融雪施設の整備

機械除雪の困難な市街地等の道路において、次の条件に該当する箇所で水源が確保できる場所には必要に応じて消雪パイプ等を設置する。なお、地下水を水源とする場合は、地域への影響、地下水位の低下を考慮するとともに河川水の利用も検討する。

ア 道路幅員が狭く、家屋が連担している除排雪作業の困難なところ

イ 橋梁の取付部や立体交差等で坂路の勾配が急なところ

ウ 主要な交差点で除排雪作業の困難なところ

エ 中抜け区間の解消により機械除雪の効率化が図られるところ

（6）流雪溝の整備

市街地において道路や屋根雪等の処理が必要で、かつ地域の住民が管理運営を行える箇所については、流雪溝の整備を進める。

（7）雪崩対策施設の整備

雪崩危険箇所には、スノーシェッド、雪崩防止柵等の設置を進め、山間地における交通の確保を図る。

(8) 吹きだまり障害等の緩和

地吹雪、吹きだまり障害を緩和するため、吹きだまり防止柵の整備を図る。

2 除雪用施設及び資機材の整備

道路管理者は、各路線や地域の実情に応じ除雪用施設及び資機材の整備を図る。

(1) 除雪機械の整備

除雪機械は各路線や地域の実情に応じた機種を選定し配備するとともに、除雪作業を迅速かつ効果的に行えるよう民間における除雪機械の保有状況を把握し、協力体制を確立しておく。

また、安定的な除雪体制の維持のため、除雪機械を運転する除雪オペレーターの確保に努める。

(2) 排雪場所の確保

除排雪作業を効率よく実施するために、必要に応じて事前に関係機関等と協議を行い、運搬排雪時の雪捨て場の確保を図る。

(3) 凍結防止剤の配備

勾配の急な区間等における車両スリップ防止のため、凍結防止剤の配備を行う。

(4) 除雪基地等の整備

各路線における除雪基地には、除雪機械等を配備するとともに、機械の格納及び凍結防止剤の保管施設、並びにオペレーターの詰所及び積雪計等の気象観測施設の整備を図る。

3 除雪計画

(1) 作成方針

各道路管理者は、次の点に留意しそれぞれ道路除雪計画を策定する。

ア 適切な冬期道路網が確保されるよう、他の道路管理者とも十分連携し策定する。

特に隣接県、隣接市町村及び他管内との境界にある道路の除雪分担及び交差点除雪の受け持ち等について十分調整する。

イ 除雪業務分担の決定にあたっては、豪雪時等における連続した除排雪作業にも対処できるよう計画する。

ウ 計画全般について、関係機関と十分連絡協議し、調整を図る。

(2) 各機関の除雪計画

ア 北陸地方整備局富山河川国道事務所は、毎年11月に「北陸地方整備局道路除雪計画」に基づき「富山河川国道事務所道路除雪計画」を策定する。

イ 県は、毎年11月に「道路除雪計画」を策定し、各種会議において各機関との連絡調整を図る。

ウ 市町村は、降積雪期前に関係機関と協議のうえ、地域の実情に応じた「市町村道路除雪計画」を策定する。

4 雪害予防

(1) 集中的な大雪への対応

ア 道路管理者は、特に集中的な大雪時においては、道路ネットワーク全体として通行止め時間の最小化を図ることを目的に、車両の滞留が発生する前に関係機関と調整の上、予防的な通行規制を行い、集中的な除雪作業に努める。

イ 道路管理者は、集中的な大雪に備えて、過去の車両の立ち往生や各地域の降雪の特性等を踏まえ、立ち往生等の発生が懸念されるリスク箇所を予め把握するとともに、関係機関等と連携して、降雪の予測精度も考慮し、地域や道路ネットワーク毎にタイムラインを策定するよう努める。また、集中的な大雪時の道路交通を確保するための合同実働訓練を実施するものとする。

(2) 道路情報システムの整備

ア 道路管理者は、道路交通情報、除雪情報、災害情報及び気象情報など道路に関する各種情報の収集と伝達に関する情報システムの整備並びに諸施設の整備に努める。

イ 県管理道路については、「除雪情報システム」により、県内各地に設置されている積雪センサー、路面凍結センサー、路面監視カメラから得られる気象情報・路面状況などを一元的にとりまとめ、除雪の効率化に努めるとともに、立ち往生等の発生が懸念されるリスク箇所について広報媒体等を用いて周知する等、適時適切な情報提供を行う。

(3) 倒木の未然防止

道路管理者は、沿道の倒木による被害を防止するため、倒木のおそれがある樹木を把握し、必要に応じて関係者の協力を得て伐採する等、被害の予防に努める。

(4) 落雪事故の防止

道路管理者及び県警察本部は、標識や跨道橋等からの落雪による事故を防止するため、雪庇の状況を把握し、適時適切に雪庇除去を行う等、事故の予防に努める。

(資料 「 6-1-1 県内道路整備状況」「10-1 県管理道路土木センター、土木事務所別除雪延長総括表」「10-2 県除雪機械の配置計画」「10-3 県管理道路雪寒対策施設の整備状況」「10-4-1 富山県除雪体制系統図」「10-5 国土交通省管理道路防雪施設設置状況」「10-6 国土交通省管理道路情報板設置状況」「10-7 国土交通省現有除雪機械の配置(民間貸与)」「10-8 国土交通省歩道試験除雪計画」「10-9 国土交通省富山河川国道事務所除雪区間」「10-10 除雪ステーション設置計画及び工区分」「10-11 国土交通省北陸地方整備局雪寒体制発令基準」)

5 高速自動車道における雪害予防

北陸自動車道、東海北陸自動車道及び能越自動車道は、その整備進展に伴い県民生活及び社会経済活動の大動脈となっており、特に豪雪時には海と山に囲まれた本県においては、その交通確保は非常に重要である。

このため、高速道路管理者(中日本高速道路(株)金沢支社、富山県道路公社)は、施設の耐雪化、

除雪体制の整備等を一層推進する。

(1) 施設の耐雪化

高速自動車道では、冬期間の安全かつ円滑な道路交通を確保するために、除雪作業を効率的に行えるよう、切土部と橋梁高架部には堆雪余裕幅を設けてあるとともに、山間部の切土法面の雪崩が予想される箇所には雪崩予防柵、トンネル坑口部にはロードヒーティングなどが設置されており、これらの維持管理に万全を期す。

(2) 道路情報の周知

気温、路温、降雪、風向、風速、雨量などの気象観測装置を各インターチェンジ間の主要河川付近に設置しており、これらの維持管理に万全を期す。

6 交通安全施設等の整備

県警察本部は、冬期間における交通の安全と円滑を図るため、信号機、道路標識等の交通安全施設を適正に維持管理するとともに、雪の影響を軽減化するよう周辺の環境や視認性に配慮しつつ交通安全施設の整備を図る。

第3 鉄軌道交通対策（JR西日本、あいの風とやま鉄道、富山地方鉄道、万葉線、各道路管理者）

1 除排雪機械及び設備の増強

鉄軌道事業者は、除排雪機械の能力強化とポイント消融雪装置等の地上設備の増強を重点とし、冬期輸送の確保を図る。

2 除排雪体制の整備及び強化

鉄軌道事業者は、積雪量等の状況に応じた除排雪車両の出動について、使用標準及び出動標準を定めるとともに、除雪要員について民間の協力を得て要員を確保し、また緊急時に備えあらかじめ土木建設業者から必要人員の応援を確保しておく。

J Rでは沿線市町村の協力を得て「除雪協力会」を結成し、除雪要員の確保を図っている。

3 沿線関係者との協力

鉄軌道事業者は、各関係機関等との協力体制を確立し、降積雪時における安定運行及び事故防止を図る。

(1) 踏切事故防止

踏切除雪については、あらかじめ責任者を定め、除雪体制を強化するとともに、散水式消雪装置の設置推進を図る。

また、踏切事故防止のため市町村等を通じ沿線住民に広報しておく。

(2) 道路管理者等との協力体制

道路管理者と事前に協議し、除雪協力体制を確立しておくとともに、雪害による運送の渋滞

を防止するため、県、市町村、警察、地域住民に対しあらかじめ道路除雪について協力を依頼する。

(3) 沿線住民への協力依頼

沿線の樹木の倒壊を防止するため、支障のおそれのあるものを事前に調査し、関係者の協力を得て伐採し、事故防止に努める。

また、沿線市街地住民とのトラブルを防止するため、除排雪、消融雪等について理解と協力を求めて、支障を起こさないようにする。

4 情報連絡体制の整備

鉄軌道事業者は、運行状況の把握と迅速、的確な利用者への情報提供を行うため情報連絡体制の整備を図る。

(1) 内部連絡体制

駅、列車及び保線区等との間の情報連絡について、無線・有線設備、要員等の充実強化を図るとともに、日頃からの点検整備に努める。

(2) 利用者に対する情報提供

利用者に対する情報サービスについて、電話の開設、各駅情報係の設置を図るほか、報道機関に対して、事前に協力を要請する。

(3) 無人駅の連絡通報体制

無人駅からの利用者に対する利便を図るため、無人駅連絡装置を導入し、列車運行に乱れがある場合に使用し旅客不案内の解消を図る。

第4 バス交通対策（富山地方鉄道、加越能バス、市町村等）

1 除雪体制

バス事業者は、道路管理者と事前に協議し、除雪協力体制を確立しておく。

2 連絡体制

バス事業者は、全線の運行を把握し、利用者に対し的確に情報提供できるようバスロケーションシステム等情報収集連絡体制の整備と報道機関との連携体制の整備を図っておく。

第5 航空交通対策（県交通政策局）

富山空港は、国内線及び国際線の路線拡充によりその重要性はよりいっそう高まってきており、県は冬期間における就航率の向上、安全運航の確保を図るため施設の耐雪化、除雪体制の強化を図る。

第5節 防災活動体制の整備

雪害に迅速、的確に対応し、被害を最小限にとどめるには、防災関係機関において速やかに初動活動体制を整え、所管する防災機能を十分に発揮することが重大な使命である。

この使命を遂行するためには、災害対策活動の拠点となる庁舎等の整備を進めるとともに、情報収集や避難誘導、救助・救急活動が広域的にしかもできるかぎり早急に行える体制を確立することが必要である。

本県の防災体制づくりとして、今後も防災拠点施設や防災活動の拠点となる庁舎等を整備するとともに、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制の整備、災害対策本部の機能の充実・強化、通信ネットワークの強化による通信連絡体制の整備、緊急輸送体制や航空防災体制の整備強化、さらには、相互応援体制の整備等による連携した広域的な支援体制を充実させるなど、防災活動体制の整備に努めるものとする。

対策の体系

防 災 活 動 体 制 の 整 備	第1	防災拠点施設の整備	1 富山県広域消防防災センター 2 富山県警察装備センター 3 国土交通省北陸地方整備局富山防災センター 4 市町村の防災拠点施設の整備 5 陸上自衛隊富山駐屯地の充実
	第2	気象観測施設等の整備等	1 気象観測施設の整備 2 雪害防止のための情報
	第3	救助用資機材の整備	
	第4	国・県・市町村・関係機関・民間・県民における連携強化	1 国・県・市町村・関係機関の連携強化 2 県と市町村の連携による応援派遣体制の整備 3 県・市町村・民間団体等の連携強化 4 県民との防災対話
	第5	通信連絡体制の整備	1 通信連絡系統 2 通信連絡手段 3 通信連絡体制の整備充実 4 通信訓練、研修会の実施等
	第6	情報収集体制の強化	1 リエゾン派遣体制の整備 2 多様な情報収集手段の活用 3 情報収集項目の整理・明確化 4 迅速に情報共有できる体制の構築
	第7	広報活動体制の強化	1 デジタル技術を活用した情報発信 2 報道機関との連携強化 3 フェーズに応じた情報発信 4 能登半島地震における広報記録の保存・活用 5 Lアラートを活用した生活支援情報の発信 6 多様な情報伝達手段の確保
	第8	災害対策本部体制の強化	
	第9	業務継続体制の確保	

第10	緊急輸送ネットワークの整備	1 輸送拠点施設の確保 2 緊急道路ネットワークの確保 3 緊急海上輸送路の確保 4 緊急航空路の確保 5 緊急輸送車両等の確保
第11	航空防災体制の強化	1 航空防災活動のための環境整備 2 消防防災ヘリコプター「とやま」の緊急運行体制 3 警察ヘリコプター「つるぎ」の緊急運行体制 4 富山県ドクターヘリの緊急運行体制
第12	相互応援体制の整備	1 国の機関との相互協力 2 地方公共団体間の相互応援 3 防災関係機関との相互協力 4 公共的団体等の協力 5 民間の協力
第13	災害復旧・復興への備え	1 遺体安置所の指定 2 災害廃棄物の発生への対応 3 各種データの整備保全 4 復興対策の研究

第1 防災拠点施設の整備

県は災害時において、災害対策本部や広域応援部隊の連絡要員のための活動スペース等を有し、災害応急活動の司令塔機能を果たす中核施設として富山県防災危機管理センターを、自衛隊等の実動部隊が集結する受援機能のほか、備蓄機能、輸送拠点機能を有する災害応急活動の支援拠点として広域消防防災センターを整備しているが、両施設における情報共有、連携を図り、迅速かつ的確に災害応急活動に当たるよう努める。

また、平常時においては、地域住民に対する防災に関する教育・訓練実施の場ともなる広域拠点施設の整備・充実に努める。

さらに、市町村は、自主防災活動の拠点、避難施設、備蓄倉庫等を備えた地域防災拠点の整備に努める。

1 富山県防災危機管理センター（県危機管理局）

県は、県民の生命・身体・財産を守るべく、災害時の非常時に迅速かつ的確に対応できるよう、常設の災害対策本部室や防災関係機関が活動する受援のためのスペースを備えた本県の防災、危機管理の中核機能を有する「富山県防災危機管理センター」を設置する。

（1）防災拠点施設の役割・機能

ア 災害時における役割・機能

（ア）緊急参集・対策本部機能

- ・常設の災害対策本部室等を設置し、県職員や防災関係機関が、被災状況の情報収集や対策立案に必要な調整を行う場
- ・本部長（知事）、副本部長（副知事）、本部員（部局長等）及び関係機関等が応急対策等を協議し、対応方針を決定する場

（イ）輸送拠点機能

- ・屋上ヘリポート

（ウ）受援機能

- ・緊急消防援助隊、警察災害派遣部隊、広域応援部隊、自衛隊等応援部隊等の集結・活動基地

（エ）防災情報機能

- ・各種防災システムの情報や現地の被災映像などをリアルタイムで収集し、災害対策本部室の60型10面マルチディスプレイ等に表示及び関係機関へ配信する映像情報システム

(オ) ライフラインの確保

- ・免震構造、耐浸水性を有し、72時間以上のライフラインの自立・代替機能を確保

(カ) 広域防災センターとの連携

- ・防災危機管理センターでは災害応急活動の司令塔機能を果たす中核施設として、広域防災センター災害応急活動の支援拠点として対応

イ 平常時における役割・機能

- ・自主防災組織向け研修や防災士養成研修など防災関係者の研修の場
- ・県民の防災教育の場
- ・交流・展示スペースでの防災に役立つ展示など県民への防災啓発の場
- ・広域消防防災センターでは実践的な訓練や体験型の防災教育等を実施するなど、それぞれの機能を有効に活用

2 富山県広域消防防災センター（県危機管理局）

県は、大規模かつ広域的な災害時においては、災害応急活動の支援拠点として、また平常時には防災に関する啓発、教育、訓練のセンターとしての機能を有する「富山県広域消防防災センター」を設置する。

(1) 防災拠点施設の役割・機能

ア 災害時における役割・機能

(ア) 備蓄機能等

- ・呉羽山断層帯被害想定調査を踏まえた食料、生活必需品の追加備蓄や、緊急用資機材等を保管するための備蓄倉庫
- ・飲料水等を確保するための耐震性貯水槽

(イ) 輸送拠点機能

- ・応援物資及び備蓄物資の荷捌場（グラウンド、屋内訓練場）
- ・臨時ヘリポート、トラック待機場（放水訓練場）

(ウ) 受援機能

- ・緊急消防援助隊、警察災害派遣隊、自衛隊等応援部隊の集結・活動基地

(エ) 災害対策本部の代替機能

イ 平常時における役割・機能

- ・防災関係者の研修の場
- ・県民の防災教育の場

3 富山県警察装備センター（県警察本部）

県警察本部は、平成15年度から使用を開始した富山県警察装備センターにおいて、警察活動のう

ち、大量の人員を動員する大規模事件・事故対策活動及び大規模災害に対応する。

また、同センターを災害時における機動隊、警察災害派遣隊の集結拠点とする。

4 国土交通省北陸地方整備局富山防災センター（北陸地方整備局）

北陸地方整備局は、管内西部地区の災害に対して、速やかに災害現地で災害活動を行うための防災拠点として富山防災センターを設置し、必要な災害対策機械を配備する。同センターは、被災自治体からの要請により、災害対策機械を派遣し、自治体と協力して災害対応を行うための支援基地となる。

（機能）

ア 災害復旧に必要な資機材の備蓄、災害対策用機械の基地

イ 災害発生時の情報の収集、発信基地

ウ 災害対策の訓練、研修機能

5 市町村の防災拠点施設の整備（市町村）

市町村は、大規模な災害時においては、災害応急活動の拠点や住民の避難場所として、また平常時においては、自主防災組織・災害救援ボランティア等の研修の拠点としての機能を有する地域防災拠点施設を整備する。なお、市においては、地域防災拠点施設とともに富山県広域消防防災センターに準じた役割、機能を有する施設の整備に努めるものとする。

（１）地域防災拠点施設の役割

ア 災害時における役割・機能

（ア）市町村等の現地活動拠点

（イ）自主防災活動の拠点

（ウ）応援部隊の活動拠点

（エ）避難施設

イ 平常時

（ア）自主防災組織等の研修、訓練場

（イ）住民の憩いの場

（２）地域防災拠点施設の施設設備（例示）

ア 情報連絡室

イ 医療救護室

ウ 備蓄倉庫

エ 研修室

オ 耐震性貯水槽

カ 広場

6 陸上自衛隊富山駐屯地の充実（自衛隊）

自衛隊は、大規模災害時における救援活動を速やかに実施するため、その活動の拠点施設となる富山駐屯地の機能強化に努めるものとする。

ア 自衛隊の本県における重要な活動拠点としての機能強化

イ 大量の救援物資の輸送や迅速な人命救助の観点から大型ヘリコプターの活用など機能強化

7 防災機能を有する道の駅の整備（北陸地方整備局、県土木部、市町村）

国、県及び市町村は、防災機能を有する道の駅を地域の防災拠点として位置付け、その機能強化に努めるものとする。

県内の防災機能を有する道の駅

駅 名	所在地
万葉の里 高岡	高岡市蜂ヶ島 131-1

第2 気象観測施設の整備等

降積雪等による被害の未然防止及び軽減のためには、気象等の状況を的確に把握し、速やかに雪害未然防止対策をとることが必要である。このため、県、市町村及び防災関係機関は気象観測施設の整備に努めるとともに、雪害の防止に必要な情報の収集に努め、関係機関に対し、適時適切に伝達するものとする。

1 気象観測施設の整備（各防災関係機関）

県、市町村及び関係機関は、気象等の実態を把握するために気象観測施設の整備に努める。

（資料「4-1 気象観測施設」）

2 雪害防止のための情報（各防災関係機関）

（1）県

県は、雪害の防止に必要な情報の収集に努め、市町村、その他関係機関に対し、適時適切に伝達する。

ア 除雪情報

イ 降積雪に関する情報

ウ その他必要な情報

（2）市町村

市町村は、当該地域にかかる雪害の防止に必要な情報、伝達について、市町村地域防災計画に定めておく。

（3）その他の機関

その他の機関は、所掌業務にかかる雪害の防止に必要な情報の収集に努め、状況に応じて県、市町村等に伝達する。（資料「11-1 気象等に関する情報」）

第3 救助用資機材の整備（自衛隊、北陸地方整備局、県土木部、県警察本部、市町村、日本赤十字社富山県支部）

県、市町村及び防災関係機関は、雪害の発生に備えて、除排雪機械、ロープ・酸素呼吸器・エンジンカッター・発電機・投光器・応急給水機材など救出救助用資機材の整備充実に努めるとともに、雪害発生に際し、直ちに使用できるよう点検整備をしておくものとする。

整備にあたっては、車両や資機材を小型・軽量化するなど、被災地の道路状況が悪い場合や海路・空路を活用して被災地入りする場合も想定した救助用資機材の整備に留意するものとする。

なお、救助活動が円滑に実施できるように他の機関、民間団体・業者等が所有する救出救助用資機材等を借上げできるよう協力体制を確立しておくものとする。

（資料「４－１７ 警察災害警備用装備資機材」「４－１６ 救助活動のための機械器具等の保有状況」

「４－２０ 国土交通省富山防災センターの装備資機材」「５－５ 応急給水用具等」

「５－８ 日本赤十字社富山県支部災害救護装備状況」）

第４ 国・県・市町村・関係機関・民間・県民における連携強化

大規模な災害が発生した場合、国、県、市町村、防災関係機関等はワンチームとなって災害の拡大防止と被災者の救援救護に努め、被害の発生を最小限にとどめる必要がある。

そのためには、平時より連携を強化し、それぞれの組織が持つ情報を共有し、互いの組織の役割を理解する必要がある。

１ 国・県・市町村・関係機関の連携強化

国・県・市町村・関係機関がワンチームで災害対応にあたるためには、互いの組織の役割や強み・弱みを理解し、平時より顔の見える関係を構築しておく必要があることから、県において、関係者が災害時の連携体制を議論する会議を定期的に開催するものとする。

２ 県と市町村の連携による応援派遣体制の整備

先進県の取組みを参考に、大規模災害時に県と市町村がワンチームとなって県内外の被災自治体に応援職員を派遣する体制を整備する。

また、県と市町村のワンチームによる被災自治体への応援派遣を通じて、県及び市町村職員の災害対応業務の経験を蓄積し、ノウハウを共有することで、災害対応力や調整力を有する職員の育成を図る。

３ 県・市町村・民間団体等の連携強化

災害時における避難所運営や避難所環境の整備については、行政や自主防災組織、防災士に加え、ノウハウを有するＮＰＯ団体等との連携が必要であることから、県、市町村、自主防災組織、防災士、ＮＰＯ団体等が連携し、避難所の運営や環境整備等を議論する会議を定期的に開催するものとする。

また、防災対策や発災時の初動対応・応急対策等における、民間団体、地域コミュニティ、県民の役割の明確化を図る。

4 県民との防災対話

災害対応には公助だけではなく、自助・共助が必要不可欠であり、行政や民間団体等の連携強化だけではなく、県民への防災意識の啓発の強化による県民の防災対応能力の底上げが重要になることから、県民との防災に関する対話などを通じて、県民の防災意識の啓発を行うものとする。

第5 通信連絡体制の整備

県をはじめとした防災関係機関は、災害時の通信連絡手段を確保するため、情報通信施設の非常用電源設備の整備など停電対策、情報通信施設の危険分散、衛星通信や公衆無線LAN等の無線を活用したバックアップ等通信路の多ルート化、デジタル化の推進に努めるとともに、定期的な訓練等を通じた平常時からの連携体制の構築等による防災対策を推進する。

また、緊急情報連絡体制を確保するため、防災行政無線等の無線通信ネットワークの整備・拡充の推進及び相互接続等によるネットワークを強化する。

さらに、災害情報の通信及び広報手段として、インターネット、地上デジタル放送や携帯端末をはじめとするITの積極的な活用を図り、携帯端末の緊急速報メール機能、ソーシャルメディア、ワンセグ放送、Lアラート（災害情報共有システム）等の活用による警報等の伝達手段の多重化・多様化に努めるものとする。

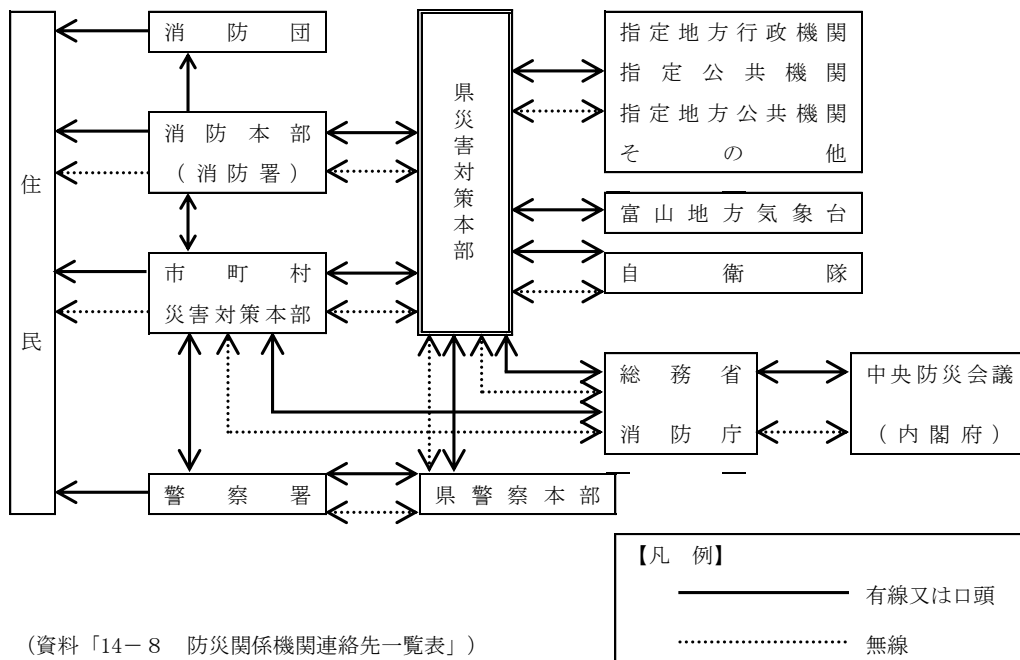
特に、災害時に孤立するおそれのある市町村で停電が発生した場合に備え、衛星通信などにより、当該地域の住民と当該市町村との双方向の情報連絡体制を確保するよう留意する。また、通信が途絶している地域で、部隊や派遣職員等が活動する場合を想定し、衛星通信を活用したインターネット機器の整備、活用に努めるものとする。

なお、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努めるものとする。

1 通信連絡系統（各防災関係機関）

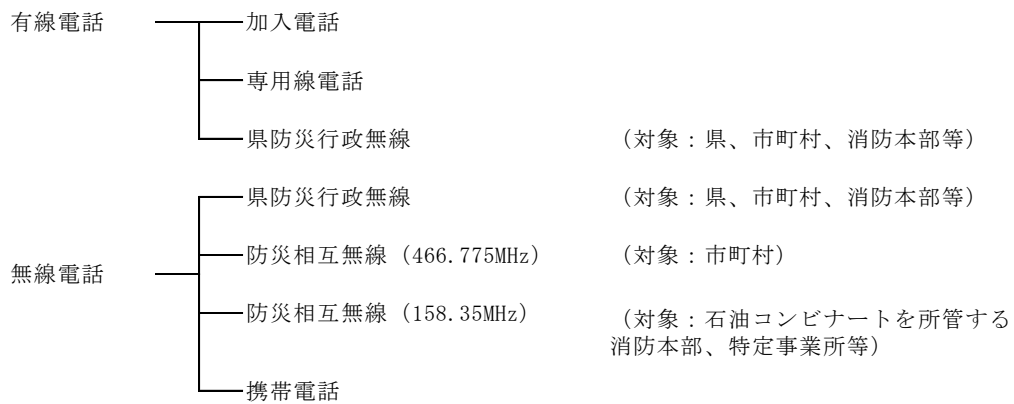
県災害対策本部を中心とした通信連絡系統については、次のとおりである。

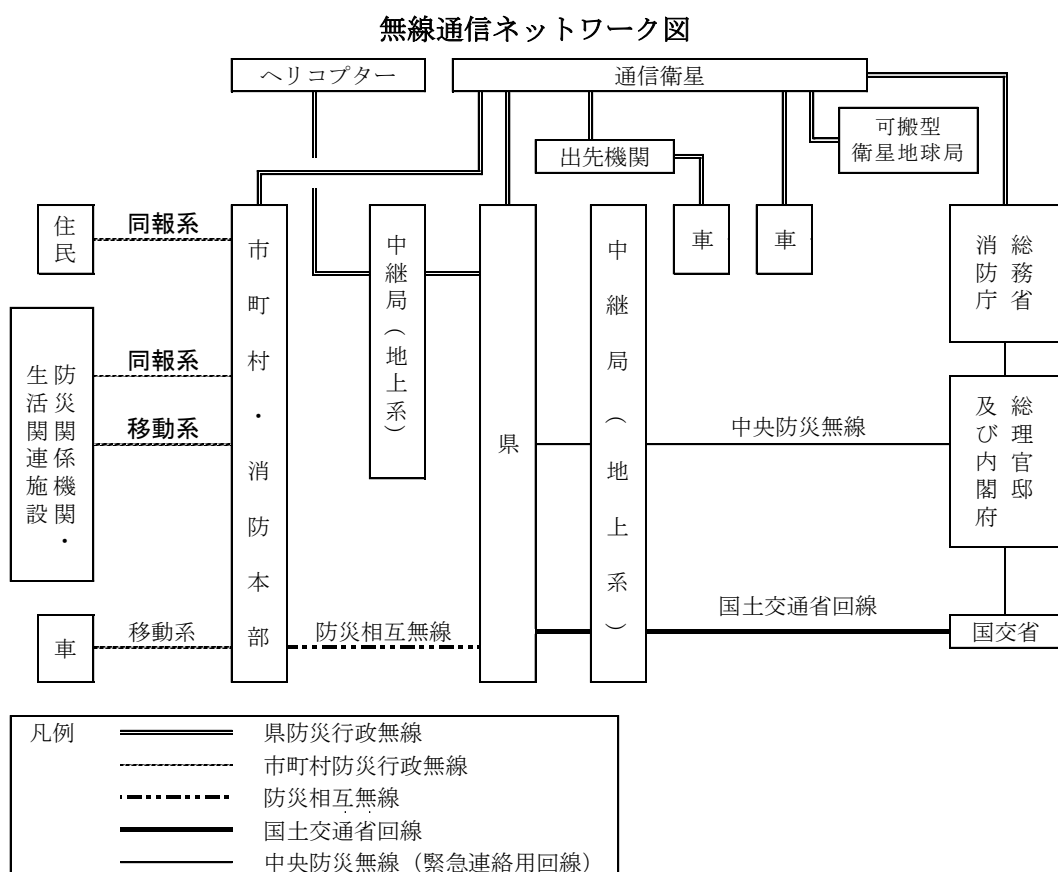
通信連絡系統図



2 通信連絡手段（各防災関係機関）

通信連絡手段としては、次の種類の有線・無線電話を備えている。





3 通信連絡体制の整備充実（北陸地方整備局、県危機管理局、県経営管理部、県土木部、市町村）

（１）県防災行政無線

県防災行政無線は、災害時における基幹的な重要通信施設であり、その機能を十分発揮できるよう非常用電源設備を配置し、電気の安定供給を図るなど、停電対策を講ずるものとする。

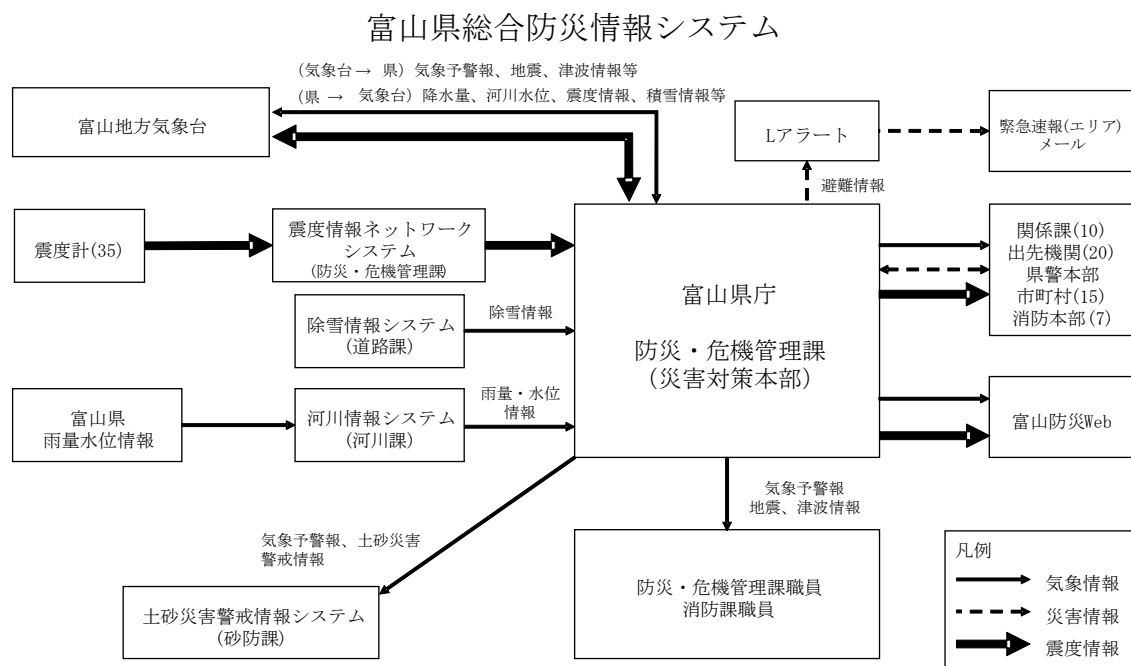
（資料「７－１ 富山県防災行政無線整備状況」「７－２ 富山県防災行政無線系統図」）

（２）県総合防災情報システム

平成17年９月から稼働した県総合防災情報システムにより、各防災関係機関に対して、気象情報、河川情報、除雪情報、土砂災害危険度情報等の災害関連情報を一元的に、また、GIS（地理情報システム）を活用し、視覚的にわかりやすい情報提供に努める。

県民に対しては、インターネット及び携帯電話（富山防災WEBページ、緊急速報メール）やケーブルテレビ（各局の防災チャンネル）、必要に応じて臨時災害放送局（コミュニティ放送局を含む）を通じて、災害や防災の情報の提供に努める。

また、平成28年８月にシステムを更新し、市町村が発する災害情報をテレビやネット等の多様なメディアを通して一括配信するＬアラート（災害情報共有システム）との連携を開始したところであるが、引き続き伝達手段の多重化・多様化に努めるものとする。



（３）市町村防災行政無線の整備促進

市町村が使用する防災行政無線には、次の２種類がある。

- ア 被害状況を把握するため、市町村役場と災害現場との間の通信を行う移動系無線
- イ 災害情報等の周知徹底を図るため、市町村役場と屋外拡声器や各家庭に設置している戸別受信機とを結ぶ同報系無線

本県の整備率は、全国平均を上回っているものの、まだ整備されていない市町村もあるため、整備率の向上に努めるとともに、防災行政無線の整備にあたっては、デジタル化を推進する。県は、市町村防災行政無線の整備を促進する。

市町村は、災害時に避難場所となる学校や救援物資の物流拠点となる施設との通信ネットワークにも配慮し整備に努めるものとする。

また、市町村は、住民に対する災害時の情報の迅速かつ的確な収集伝達を図るため市町村防災行政無線に加えて、孤立化が懸念される山間地集落等地域の実情に応じて衛星通信の整備に努めるとともに、携帯端末の緊急速報メール、Ｌアラート（災害情報共有システム）等による伝達手段の多重化・多様化に努めるものとする。

（資料 「７－３ 市町村防災行政無線施設設置状況」）

（４）非常通信体制の強化

県は、県防災行政無線のほか、防災相互無線、衛星通信、携帯電話、非常用電源等の整備充実に努める。

また、警察、消防、水防、鉄道、電気等の事務又は事業を行う機関やアマチュア無線連盟などの非常通信協議会構成員に属する無線局による通信システムを利用することにより、災害に関する通信を確保するよう、非常通信協議会を通じ、非常通信体制を強化するものとする。

(資料 「7-5 富山県防災相互通信無線局」)

4 通信訓練、研修会の実施等（各防災関係機関）

災害時における通信の確保を図るため、平常時より災害対策を重視した無線設備の総点検を定期的に実施するとともに、非常通信の取扱い、通信機器操作の習熟に向け、通信訓練や研修会を実施するものとする。

第6 情報収集体制の強化

県は、災害時において、迅速に、多様な手段により被害情報を収集し、市町村や関係機関と共有して被害情報の共通認識を図り、適切な災害対応を実施するため、平時から情報収集体制の強化に努めるものとする。

1 リエゾン派遣体制の整備

県は災害発生時に市町村の被災情報の収集や業務調整を行うため、市町村にリエゾンを派遣するものとする。リエゾンの円滑な業務実施のため、リエゾン派遣者名簿やマニュアルを作成するとともに、活動に必要な資機材の確保等を行うものとする。

また、平時から研修の受講や派遣先市町村が実施する訓練への参加等により、災害時における円滑な活動が可能なリエゾンを育成する。

2 多様な情報収集手段の活用

被災初期段階における被災箇所の把握するため、ヘリコプターや無人航空機による空撮画像、道路・河川の監視カメラ、C a r -S A T等の各機関が収集する情報を共有・活用するための体制の整備に努めるものとする。

3 情報収集項目の整理・明確化

収集した情報や各種連絡事項等を庁内及び関係機関と迅速かつ円滑に情報共有するため、発災後に必要となる情報をフェーズごとに整理し、項目、使用目的、担当窓口、収集手段等を記載したリストを作成するとともに、その内容について共通認識を図るものとする。

4 迅速に情報共有できる体制の構築

国、県、市町村、関係機関の情報共有手順を整理し、円滑に情報を共有できる仕組みを構築するとともに、一元的な情報共有のため、内閣府の新総合防災情報システム（S O B O - W E B）と県総合防災情報システムの連携に向けた検討を進めるものとする。

また、デジタル技術を活用した災害対策本部内の情報共有手順を整理するとともに、迅速な情報共有のための訓練を実施するものとする。

第7 広報活動体制の強化

県は、災害時において、災害の状況、災害応急対策の実施状況、各種生活情報を県民に迅速かつ的確に周知するため、平時から広報活動体制の強化に努めるものとする。

1 デジタル技術を活用した情報発信

県は、発災時において、県民が必要とする情報を迅速に発信するため、SNS等のデジタル技術の活用を推進するとともに、職員が不在であっても災害発生状況等の情報を県民に迅速に発信できるよう、各種システムに自動発信機能を追加するなど、円滑かつ確実な情報発信に努めるものとする。

また、県及び市町村は、災害時において多くの県民が公式SNS等から情報を収集できるよう、平時から公式SNS等の周知に努めるものとする。

2 報道機関との連携強化

県民へ情報を伝達し、適切な行動を促すためには、報道機関による情報発信も重要であることから、県及び市町村は、報道機関と災害時の情報発信に関する意見交換などを行い、連携の強化に努めるものとする。

3 フェーズに応じた情報発信

県は、必要な情報を県民に迅速かつ的確に周知するため、各フェーズにおいて、県民に発信する情報項目、発信主体、発信手段等をまとめたマニュアルを作成するとともに、平時から関係機関と共有するものとする。

4 災害時における広報記録の保存・活用

県、市町村及び関係機関は、災害時において、各機関が作成した広報資料を保存し、今後の災害時における広報活動の参考資料として活用するものとする。

5 Lアラートを活用した生活支援情報の発信

県及び市町村は、Lアラートを活用して給水や災害廃棄物の処理等の市町村の生活支援情報を県民や報道機関に対して発信できるよう、体制の整備に努めるものとする。

6 多様な情報伝達手段の確保

災害時における情報伝達は、適切な避難をするうえで非常に重要であることから、県及び市町村は、音声や多言語による情報発信、自主防災組織による支援、アプリの活用等、要配慮者の特性に応じた多様な情報伝達手段を確保し、多重化を行うことで、確実に情報を提供できる体制の整備に努めるものとする。

第8 災害対策本部体制の強化

県、市町村及び防災関係機関は、それぞれ災害対策本部を速やかに設置し、応急活動を実施するため、災害対策本部における各班の役割・業務内容等を記載したマニュアルの整備や見直しを行うとともに、研修や訓練を実施し、職員の災害対応能力の向上を図るものとする。

また、県においては、令和6年能登半島地震における課題を踏まえ、災害対策本部において、専門的な見地からの助言を受け、迅速な災害対応を行うことができるよう、自然災害や災害対応等の専門家を招集する体制を整備するとともに、孤立集落対策や道路啓開、被災者支援など、複数の部局・機関が連携して対応にあたる必要がある業務について、災害対策本部内へのプロジェクトチームの設置を検討するなど、災害対策本部体制の強化に努めるものとする。

さらに、災害対策本部を設置する防災危機管理センターのシステムや機能（映像情報システム等）を十分活用できるよう研修や訓練を実施する。

第9 業務継続体制の確保

県、市町村等の防災関係機関は、地震発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画（BCP）の策定などにより、業務継続性の確保を図るものとする。また、実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源（災害対策本部用PC、テレワーク専用PCの配備及びBYOD端末等）の継続的な確保、メンテナンス、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練、過去の災害等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた業務実施体制・庁内外との連絡体制、各班の所掌等の見直しやDXの推進、計画・マニュアル等の改訂などを行うものとする。

特に、県、市町村は、災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うこととなることから、業務継続計画の策定等に当たっては、少なくとも首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制（動員体制の明確化、参集状況を踏まえたバックアップ体制の確立、参集可否の連絡方法等）、安否確認の実施基準・集約方法、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、施設設備（電源やエレベーター等）が使用不能となった場合の対応、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めておくものとする。

市町村は、躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努めるものとする。

国及び県は、市町村に対し、避難指示等の発令基準の策定を支援するなど、市町村の防災体制確保に向けた支援を行うものとする。

県、市町村及びライフライン事業者は、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化し、更新するとともに、災害対応を体系的に習得できる仕組みを整備するなど、災害

時に活用できる人材を確保する。また、富山県庁業務継続計画に基づき各部署による災害対応マニュアルを整備し、継続的に更新することで、担当者の変更時の情報共有、引継ぎ事項を明確化し、即応できる体制の整備に努めるものとする。また、県、市町村は、退職者（自衛隊等の国の機関の退職者も含む。）や災害対応に関する専門家の招集の活用等の人材確保方法をあらかじめ整えるように努めるものとする。

県、市町村は、土木・建築職などの技術職員が不足している市町村への中長期派遣等による支援を行うため、技術職員の確保及び災害時の派遣体制の整備に努めるものとする。

第10 緊急輸送ネットワークの整備

県及び市町村は、多重化や代替性・利便性等を考慮しつつ、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき道路、港湾、漁港、飛行場等の輸送施設及びトラックターミナル、卸売市場、展示場、体育館等の輸送拠点について把握・点検するものとする。

また、国、県及び市町村は、これらを調整し、災害に対する安全性を考慮しつつ、関係機関と協議の上、県が開設する広域物資輸送拠点、市町村が開設する地域内輸送拠点を経て、各避難所に支援物資を届ける緊急輸送ネットワークの形成を図るとともに、指定公共機関その他の関係機関等に対する周知徹底に努めるものとする。

さらに、国、県及び市町村は、緊急輸送ルート確保を早期に確実に図るため、空港、港湾等の主要な拠点と高規格道路等のアクセス強化、ネットワーク機能の向上、道路防災対策等を通じて、強靱で信頼性の高い道路網の整備を図るものとする。

また、避難路、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、国〔経済産業省、総務省〕が促進する一般送配電事業者、電気通信事業者における無電柱化の取組と連携しつつ、無電柱化の促進を図るものとする。

1 輸送拠点施設の確保（県関係部局、市町村）

県及び市町村は、被災地外からの救援物資（水、食料、生活必需物資等）の受入れ、管理、仕分け、搬出や積み換えを行う輸送拠点施設をあらかじめ指定しておくとともに、災害時には輸送拠点施設、輸送機関と緊密に連携し、救援物資の円滑な受入れ・搬出が行えるよう体制の整備に努める。

なお、被害の状況により、あらかじめ指定していた輸送拠点施設が確保できない場合又は被災地へのアクセス、道路の被害状況、予想される物資の量や規模を勘案して、他に適切な施設がある場合は、その施設を輸送拠点施設として選定し関係機関へ連絡するものとする。

また、災害時には、輸送拠点施設において、救援物資の受入れ・管理・仕分け・搬出の業務や、災害対策本部、輸送機関との連絡が円滑に行われるよう、体制の整備に努める。

県内における主な輸送拠点施設

区 分	名 称	所 在 地
陸上輸送拠点施設	富山市公設地方卸売市場	富山市掛尾町500
	高岡市地方卸売市場	高岡市下黒田777
	富山産業展示館	富山市友杉1682
	富山県総合体育センター	富山市秋ヶ島183
	富山県産業創造センター	高岡市二塚322-5
	富山県空港スポーツ緑地	富山市秋ヶ島287
	第一倉庫(株) (富山第1号倉庫)	入善町上飯野343
	魚津海陸運輸倉庫(株) (魚津海陸物流事業協同組合第1倉庫)	魚津市住吉 3956-12
	富山倉庫(株) (富山東1号倉庫)	上市町久金新315
	(株)日立物流 (富山物流センターA)	上市町久金312
	(株)日立物流 (富山物流センターB)	上市町久金312
	(株)日立物流 (富山物流センターC)	上市町久金312
	富山県トラック(株) (富山東物流センター)	富山市水橋沖188
	日本通運(株) (富山物流センター)	富山市新庄本町2-8-59
	(株)中央倉庫 (A号倉庫)	射水市橋下条1926-4
	(株)中央倉庫 (B号倉庫)	射水市橋下条1926-4
	トナミ運輸(株) (小杉流通センター)	射水市流通センター青井谷2-1-1
	(株)日立物流 (富山西物流センター)	射水市流通センター青井谷1-10-2
	伏木海陸運送(株) (第1CFS)	高岡市石丸705-1、4
	荻布倉庫(株) (21号, 221号, 222号, 23号, 24号)	高岡市荻布字川開688
	京神倉庫(株) (北陸流通センターA号倉庫)	砺波市西中631-6
	東砺倉庫(株) (小矢部倉庫)	小矢部市浅地字浄土寺193
	トナミ運輸(株) (小矢部倉庫)	小矢部市平桜 1806-4
	八嶋合名会社 (本社新倉庫)	射水市庄西町 2-4-6
	(株)スリー・ティー トナミ倉庫	砺波市鷹栖 1913
	(株)スリー・ティー 本社倉庫	砺波市鷹栖 2305
	(株)スリー・ティー 中央倉庫	砺波市鷹栖 2261
	(株)スリー・ティー 神島センター	砺波市神島 115
	(株)スリー・ティー 東中センター	砺波市東中 75
	(株)スリー・ティー 庄川センター	砺波市庄川町青島 208
海上輸送拠点施設	伏木富山港	高岡市伏木地区 射水市新湊地区 富山市富山地区
	魚津港	魚津市港町
	氷見漁港	氷見市中央町～比美町
	宮崎漁港	朝日町宮崎
航空輸送拠点施設	富山空港	富山市秋ヶ島30

2 緊急道路ネットワークの確保（県土木部）

道路は、災害時において、救援物資の輸送等重要な役割を担っていることから、広域的なネットワークや陸上・海上・航空の輸送拠点と防災拠点間の連絡、それらを相互に補完するネットワークに配慮し、災害時に指定される緊急交通路の候補となる緊急輸送道路※を次のとおり指定する。

（１）第１次緊急輸送道路

県内外の広域的な輸送に不可欠な、北陸自動車道等の高速道路、一般国道（指定区間）とインターチェンジ及び輸送拠点（空港、重要港湾）を結ぶ幹線道路

（２）第２次緊急輸送道路

第１次緊急輸送道路とネットワークを構築し、市町村対策本部や主要な防災拠点（行政機関、主要駅、警察署、消防署、災害医療センター、自衛隊等）を連絡する幹線道路。

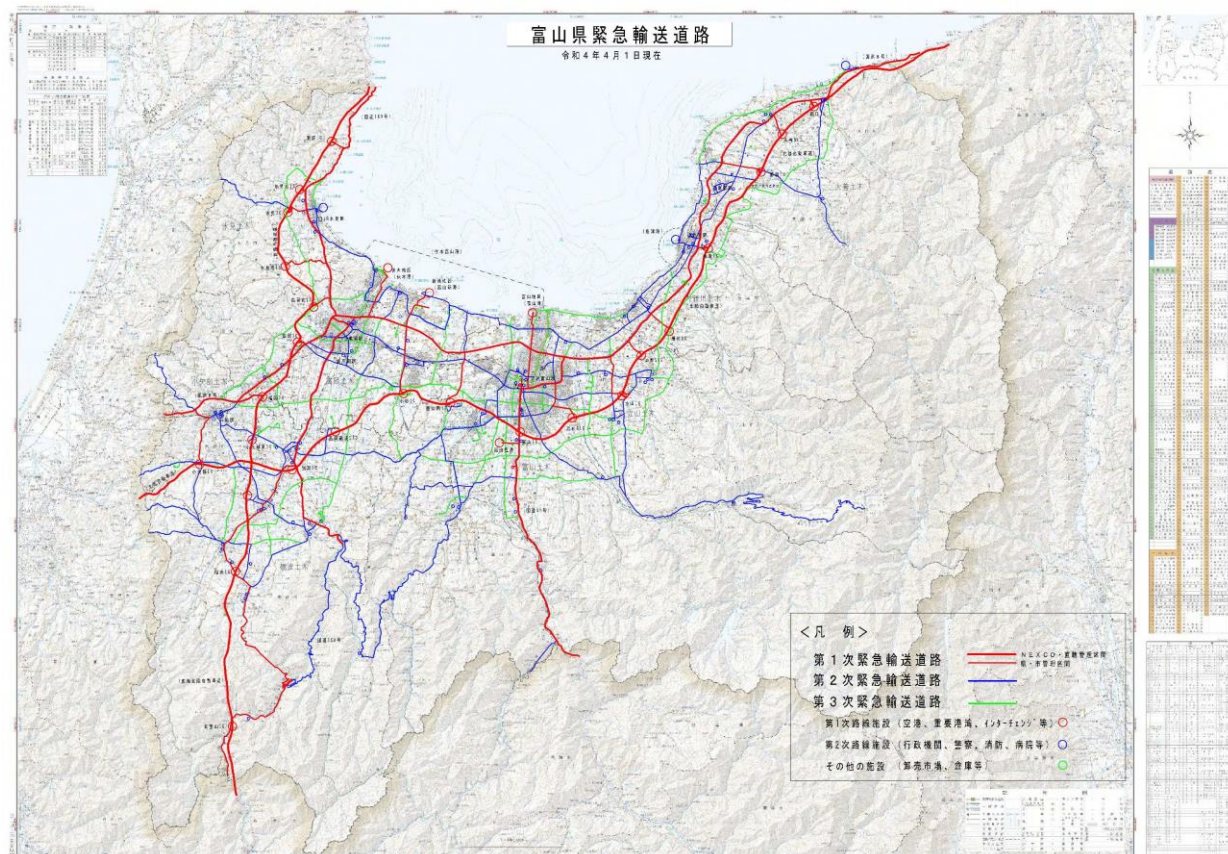
（３）第３次緊急輸送道路

上記路線を相互に補完する幹線道路

緊急輸送道路の指定にあたっては、各市町村が実施するきめ細かい災害復旧活動を支援する観点から、市町村が指定する緊急交通路の候補となる路線とネットワークを図るよう調整するものとする。また、防災対策道路として河川敷を利用した緊急交通路や高速自動車道への緊急乗入路の活用についても必要に応じて検討する。なお、各々の道路整備状況により適宜見直しを行い、ネットワーク強化に努める。（資料「６－１－２ 緊急輸送道路一覧表」）

※地域防災計画、防災業務計画及び地震防災対策特別措置法に基づく地震防災緊急事業五箇年計画の中で、地震防災上、緊急に整備すべき施設として位置づけられている道路

緊急輸送道路図（令和4年4月）



道路管理者は、発災後の道路の障害物除去（路面変状の補修や迂回路の整備を含む）による道路啓開、応急復旧等を迅速に行うため、協議会の設置等によって他の道路管理者および関係機関と連携して、あらかじめ道路啓開等の計画を作成するものとする。必要に応じて見直しを行うものとする。当該計画では、優先的に啓開を行う路線及び道路啓開実施体制等を整理し、関係機関の役割を明確化し、各機関の連携・支援するものとする。また、必要に応じて当該計画を見直すとともに、道路啓開に必要な人員、資機材等の確保について建設業者との協定の締結に努めるものとする。

3 緊急海上輸送路の確保（県農林水産部、県土木部）

港湾・漁港施設は、災害時には救援物資、応急復旧資材及び人員の広域輸送基地（ふ頭）又は物流拠点として重要な役割を果たす。

このため、県は、伏木富山港、魚津港、氷見漁港、宮崎漁港を防災の拠点として指定するとともに、今後、さらに拠点港相互の代替性の確保のほか、場外離着陸場の確保など物流拠点としての整備に努める。

また、災害後の緊急輸送及び地域産業の速やかな復旧・復興を図るため、関係機関及び関係企業等と連携し、震災時の港湾機能の維持・継続について検討するものとし、その検討に基づき、港湾の漂流物等の除去、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保等について協議するものとする。

4 緊急航空路の確保（県交通政策局、県危機管理局、県厚生部、県警察本部、市町村）

空港は、災害時においても、その機能が発揮できるよう安全性確保に努める。

また、災害時には、ヘリコプター等による被害状況の把握、人員・物資の輸送等を迅速に行う必要があることから、ヘリポートの整備を推進するとともに、各地域に場外離着陸場を確保する。

（資料 「6－8 空港施設の現況」「8－8 場外離着陸場一覧」）

5 緊急輸送車両等の確保

県は、県保有車両等を把握しておくとともに、車両等が不足した場合に備え、必要に応じて、関係機関と協定を締結するなど、災害時において車両等が円滑に確保できる体制の整備に努める。

（資料 「8－1 県有車両車種別」「8－2 一般乗合旅客自動車運送事業者及び保有車両」

「8－3 一般貸切旅客自動車運送事業者及び保有車両」）

第11 航空防災体制の強化

豪雪時における上空からの被害状況の把握、孤立集落への救援救護、道路交通の途絶に伴う救急患者の搬送など、ヘリコプターを活用した広域的かつ機動的な航空防災活動の体制を強化する。

なお、県は、消防防災ヘリ、警察ヘリ、ドクターヘリなど災害時のヘリコプターの利用についてあらかじめ協議しておく。

1 航空防災活動のための環境整備（県危機管理局、県厚生部、県警察本部、市町村）

雪害時において消防防災ヘリコプター「とやま」や県警ヘリコプター「つるぎ」、富山県ドクターヘリが、それぞれの役割を効果的に発揮していくため、防災航空センター、県警航空隊や富山県ドクターヘリ基地病院の防災体制の充実に努めるとともに、離着陸場の整備や広域即応体制の強化に努める。

（1）離着陸場の整備推進及び除排雪

ヘリコプターを消防防災活動に有効に活用するためには、ヘリポートのほか県内各地に臨時的に離発着する飛行場以外の離着陸場（場外離着陸場）が必要であることから、県及び市町村は活動に適した場所をあらかじめ確保又は整備するものとする。

ア 緊急避難場所、避難所及び防災活動拠点施設若しくはその付近での離着陸場の確保又は整備

イ 救急活動において、搬送先である高次医療施設等敷地内（施設の屋上を含む）若しくはその付近での離着陸場の確保又は整備

ウ 交通遠隔地や雪害時に交通の途絶が予想される地域での離着陸場の確保又は整備

（資料 「8－8 場外離着陸場一覧」）

また、中山間地域において、緊急時臨時着陸場所を確保する。

（2）雪害時の広域即応体制の整備

雪害時において、他縣市からの消防防災ヘリコプター等の応援が円滑に行われるよう、全国に配備されているヘリコプターの運航情報や県内を含む全国各地の離着陸場の位置、面積、使用条件等をオンラインで結ぶネットワーク「ヘリコプター動態管理システム」を活用する。

また、消防防災、警察、医療機関、自衛隊等の各ヘリコプターを災害時において効果的に運用するため、それぞれの役割分担と緊密な連携方策を協議する組織を設置する。

さらに、ヘリコプターが上空から迅速かつ的確な活動を展開するため、県及び市町村等は防災の活動拠点となる庁舎や避難所となる学校、公的病院等の屋上に番号等を付すなど、建物の識別標示を行うとともに、その除雪計画を作成しておく。

(資料 「8-6 全国の消防防災ヘリコプターの配備状況」「8-7 自衛隊ヘリコプター諸元」)

(3) 広域的な救急搬送システムの整備

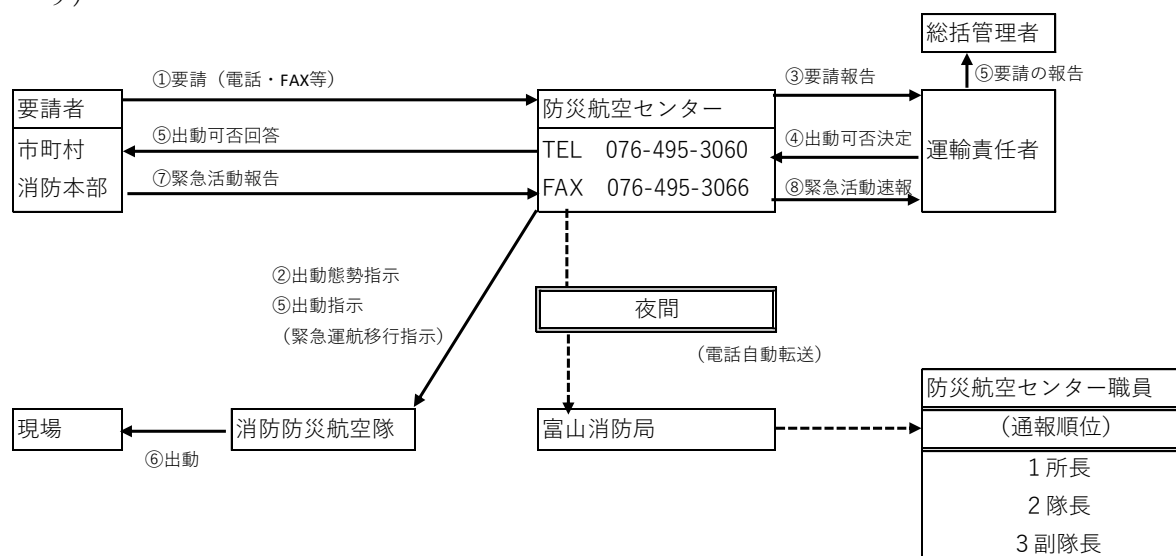
富山県ドクターヘリ及び消防防災ヘリコプターに装備の緊急医療用ベッドを有効に活用し、救命効果を高めていくため、医療機関との連携体制のとれた「救急搬送システム」を整備する。

2 消防防災ヘリコプター「とやま」の緊急運航体制（県危機管理局、市町村）

防災航空センターは、雪害発生時に、被害状況の把握や負傷者の救急搬送、水・医薬品等の物資搬送、医師・救助隊員等の人員輸送など、幅広い消防防災活動を迅速に実施していくため、緊急時に備えた出動態勢を常に整えておくものとする。

(1) 緊急運航要請

消防防災ヘリコプターの緊急運航要請を必要とする市町村等は、「富山県消防防災ヘリコプター緊急運航要領」により防災航空センターに要請する。なお、防災航空センターは、要請のいともがないと認めるときは要請を待たないで緊急運航をする。(要請の手続きの流れは次図のとおり)



(2) 受入れ態勢

消防防災ヘリコプターの緊急運航を要請した市町村等は、防災航空センターと密接な連携を

図るとともに、必要に応じ次の受入れ態勢を整える。

ア 離着陸場所及び安全対策の確保（除雪の実施）

イ 傷病者等の病院等への搬送手配

ウ その他必要な事項

- (3) 消防防災ヘリコプター「とやま」が出動できない事案又は自県ヘリだけでは対応が困難な事案が発生した場合は、相互応援協定に基づき隣接都道府県の防災航空隊に応援要請を行うものとする。

- (4) ヘリコプターテレビ電送システムの活用

ヘリコプターテレビ電送システムにより、被災現場の映像等をリアルタイムで災害対策本部へ伝達するとともに、衛星通信等を利用して、消防庁、総理官邸へ送信する。

また、谷あい等のため、直接、電波が届かない場合には、消防庁より貸与された可搬型自動追尾受信装置により、映像を送信するとともに、イリジウム衛星電話を活用し、情報伝達を行う。

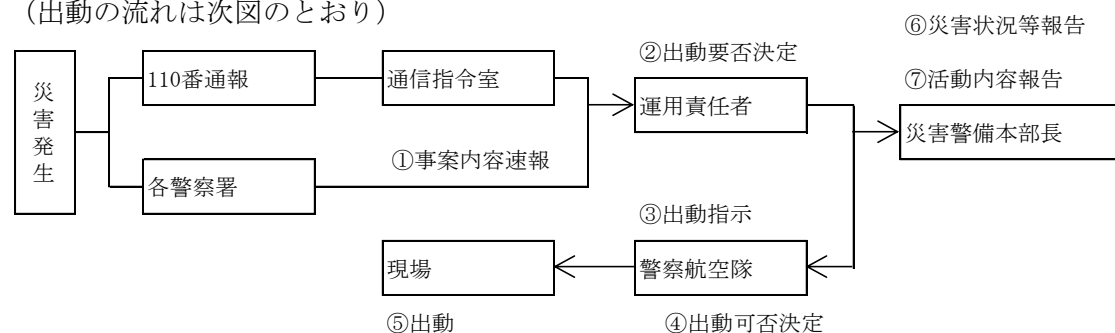
3 警察ヘリコプター「つるぎ」の緊急運航体制（県警察本部）

警察航空隊は、雪害発生時において、被災状況の早期把握や広域交通規制、避難誘導、人命救助など、幅広い警察活動を実施していくため、緊急時に備えた出動態勢を常に整えておくものとする。

- (1) 緊急運航

雪害の発生を認知した運用責任者は、出動の必要があると認めるときは警察航空隊に対し出動を指示し、緊急運航を行う。勤務時間外の場合は、航空隊員を非常招集する。

（出動の流れは次図のとおり）



- (2) 大規模災害発生時における警察航空機の広域運用

大規模な災害が発生した場合は、各都道府県警察間の申し合わせにより、隣接・近接都道府県の警察航空機等が応援派遣される。

- (3) ヘリコプターテレビ電送システムの活用

ヘリコプターテレビ電送システムにより、被災現場の映像等をリアルタイムで災害警備本部及び県災害対策本部へ伝送するとともに、衛星通信等を利用して警察庁、総理官邸へ送信する。

4 富山県ドクターヘリの緊急運航体制（県厚生部）

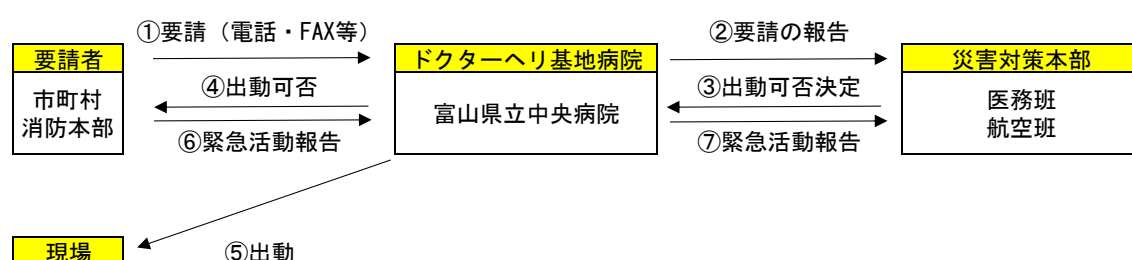
県医務課及び富山県立中央病院（ドクターヘリ基地病院）は、災害発生時に、医師・救助隊員等の人員輸送、負傷者の救急搬送など、災害医療活動を迅速に実施していくため、急事に備えた出動態勢を常に整えておくものとする。

（１）緊急運航要請

富山県ドクターヘリの緊急運航要請を必要とする市町村等は、富山県ドクターヘリ基地病院に要請する。なお、富山県ドクターヘリ基地病院は要請するいとまがないと認める時は要請を待たないで緊急運航する。（緊急の手続きの流れは次図のとおり）

（２）受入れ態勢

富山県ドクターヘリの緊急運航を要請した市町村等は、富山県ドクターヘリ基地病院と密接な連携を図るとともに、必要に応じ次の受入れ態勢を整える。



- ア 離着陸場所及び安全対策の確保
- イ 傷病者等の病院等への搬送手配
- ウ その他必要な事項

第12 相互応援体制の整備

県は、大規模災害時の応援要請を想定し、災害対策基本法第74条の規定による応援要請に関し、あらかじめ国及び隣接県をはじめ、大規模な災害による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する都道府県等との応援協定の締結を推進する。

また、応援要請・受入が円滑に行えるよう、「富山県災害時受援計画」について令和6年能登半島地震での課題を踏まえた見直しを行うとともに、情報伝達方法、受入窓口、指揮系統を明確化するなど、体制の整備に努める。

そして、県及び市町村は、県内外の被災市町村を支援するために、県と市町村の役割、連携方法の整理や支援体制の構築を図る。また、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努めるものとする。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行うものとする。応援職員等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想定して、応援職員等に対して紹介できる、ホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所として活用可能な施設等の把握に努めるものとする。その際、感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮するものとする。

なお、県は、消防組織法第44条に基づく緊急消防援助隊の応援を受ける場合の受援計画（平成19年3

月)を策定し、応援部隊の受入体制を整えている。

さらに、防災関係機関等と災害時における協定を締結するなどの連携体制を整備するとともに、定期的に意見交換や訓練の実施を通じて連携を強化し、平時から顔の見える関係を構築する。

災害時において、迅速な応援要請を行うため、国の「災害時応援協定システム」により、締結している協定等について一元的に管理し、県庁各部局や市町村等と共有するものとする。

県では、現在、次のとおり協定等を締結している。

1 国の機関等との相互協力

(1) 自衛隊との連携（自衛隊、県危機管理局）

県と自衛隊は、おのおのの計画の調整を図るとともに協力関係について定めておくなど、平常時から連携体制の強化を図るものとする。その際、自衛隊の災害派遣活動が円滑に行えるよう、適切な役割分担を図るとともに、相互の情報連絡体制の充実、共同の防災訓練の実施等に努める。

県は、自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先を徹底しておく等必要な準備を整えておく。

県は、いかなる状況において、どのような分野（救急、救助、応急医療、緊急輸送等）について、自衛隊への派遣要請を行うのか、平常時よりその想定を行うとともに、自衛隊に書面にて連絡しておくものとする。

(2) 国土交通省等との連携（北陸地方整備局、北陸地方測量部、県土木部）

ア 災害時の相互協力に関する申合せ

国土交通省北陸地方整備局企画部と新潟県土木部、富山県土木部、石川県土木部、山形県土木部、福島県土木部、長野県建設部、岐阜県土木整備部、新潟市、東日本高速道路(株)新潟支社道路事業部及び中日本高速道路(株)高速道路事業部とは、「災害時の相互協力に関する申し合わせ」（平成10年3月31日締結、平成22年3月4日改正）を行い、国土交通省所管の法令等に基づき設置された土木施設等に係わる災害が発生し又は発生するおそれがある場合の相互協力の内容について定めている。

イ 災害発生時における緊急的な応急対策業務に関する包括的協定（港湾）

国土交通省北陸地方整備局次長並びに富山県知事（伏木富山港港湾管理者）、新潟県知事（新潟港、直江津港、両津港及び小木港港湾管理者）、石川県知事（金沢港及び七尾港港湾管理者）及び福井県知事（敦賀港港湾管理者）と民間協力者（（一社）日本埋立浚渫協会北陸支部長、北陸港湾空港建設協会連合会会長、（一社）日本海上起重技術協会北陸支部長、全国浚渫業協会日本海支部長、（一社）日本潜水協会会長、（一社）海洋調査協会会長及び（一社）港湾技術コンサルタント協会会長）とは、平成28年6月1日に「災害発生時における緊急的な応急対策業務に関する包括的協定」を締結し、災害発生時の港湾施設等における応急対策業務等の相互協力の内容等について定めている。

ウ 地理空間情報の活用促進のための協力に関する協定

県と国土地理院とは、平成24年7月26日に「地理空間情報の活用促進のための協力に関する協定」を締結し、災害対応及び防災訓練等において相互に情報の共有を図るなど、地理空間情報の活用促進のために協力する基本的事項について取り決めている。

(3) 環境省等との連携（環境省、中部地方環境事務所、県生活環境文化部）

ア 災害時の相互支援に関する計画

環境省中部地方環境事務所と富山県、石川県、福井県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県から構成される大規模災害時廃棄物対策中部ブロック協議会において「災害廃棄物中部ブロック広域連携計画（第二版）」（平成29年2月14日）を策定し、県域を越えた連携が必要な大規模災害が発生した場合の地域ブロック内の自治体間の人的、物的相互支援の手順を定めている。

イ 専門機関及び廃棄物処理団体による現地支援

環境省では、研究機関、専門機関及び廃棄物関係団体等から構成される「災害廃棄物処理支援ネットワーク（D.Waste-Net）」を運営し、大規模災害が発生した場合に災害廃棄物対策に係る専門家・技術者の派遣や被災自治体の災害廃棄物処理等に関する現地支援を行うこととなっている。

ウ 自治体職員による人的支援

環境省では、災害廃棄物対応の経験を有する自治体職員を支援員として登録する「災害廃棄物処理支援員制度（人材バンク）」を策定し、大規模災害が発生した場合に支援員を派遣し、災害廃棄物処理に関する助言、マネジメントの支援を行うこととなっている。

2 地方公共団体間の相互応援（県危機管理局、市町村）

県及び市町村は、災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他の地方公共団体から人員・物資の支援や廃棄物処理等の協力が速やかに得られるように相互応援協定の締結に努めるものとする。

県及び市町村は、被災市区町村応援職員確保システムを活用した応援職員受け入れの訓練を実施し、システムの習熟、発災時における円滑な活用の促進に努めるものとする。

(1) 都道府県間の相互応援

ア 全国都道府県の災害時応援

全国知事会では、東日本大震災の教訓を踏まえ、都道府県相互の広域応援体制の一層の拡充強化を図るため、平成8年7月18日に締結された協定を見直し、平成24年5月18日、「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定書」を改めて締結し、広域応援について必要な事項を定めている。また平成30年からは、大規模災害時の自治体応援職員の派遣方法として、総務省「被災市区町村応援職員確保システム」が運用開始され、被災地域ブロック内の都道府県又は指定都市を原則1対1で被災市区町村に割り当てる「対口支援方式」による応援体制が整備された。

イ 9県1市の災害時応援

富山県、石川県、福井県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県及び名古屋市は、昭和52年3月31日に締結された協定を見直し、平成19年7月26日、「災害時等の応援に関する協定書」を改めて締結し、資機材、物資等の提供、職員の派遣等について定めている。

さらに、全国知事会の体制や応援対策職員派遣制度と調和のとれた広域応援体制を整備する。

ウ 新潟県との災害時応援

県は、新潟県と平成7年8月24日、「災害時の相互応援に関する協定書」を締結し、資機材、物資等の提供、職員の派遣、被災者の一時収容のための施設の提供等について定めている。

エ 石川県・福井県との災害時応援

県は、石川県及び福井県と平成7年10月27日、「北陸三県災害相互応援に関する協定」を締結し、資機材、物資等の提供、職員の派遣、被災者の一時収容のための施設の提供等について定めている。

(2) 市町村間の相互応援

市町村は、大規模災害時の応援要請を想定し、災害対策基本法第67条の規定等に基づき、県内市町村をはじめ、大規模な地震・津波災害による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する市町村等との応援協定の締結を推進する。

また、応援要請・受入れが円滑に行えるよう、情報伝達方法、受入窓口、指揮系統を明確化するなど、体制の整備に努める。

現在、県内市町村間においては、富山県市町村消防相互応援協定や隣接市町村防災協力体制協定書が締結されている。（資料 「12-5 県及び市町村等の応援協定締結状況」）

(3) 県と市町村の連携による応援派遣体制の整備

先進県の取組みを参考に、大規模災害時に県と市町村がワンチームとなって県内外の被災自治体に応援職員を派遣する体制を整備する。

また、県と市町村のワンチームによる被災自治体への応援派遣を通じて、県及び市町村職員の災害対応業務の経験を蓄積し、ノウハウを共有することで、災害対応力や調整力を有する職員の育成を図る。

3 防災関係機関との相互協力（県各部局、各防災関係機関）

(1) 県と防災関係機関との相互協力

災害時には、防災関係機関相互の連携体制が重要であることから、県は、応急活動及び復旧活動に関し、各関係機関との協定の締結を推進する。併せて、各機関との定期的な意見交換や訓練の機会を設けるなど、平常時からの関係づくりに努める。（資料「12-3 富山県の災害時応援協定締結状況」）

県では、現在、次のとおり協定を締結している。

ア 日本赤十字社富山県支部と委託契約

令和5年9月26日、日本赤十字社富山県支部と「災害救助法に基づく委託に関する協定」を締結し、避難所の設置、医療及び助産、死体の処理（洗浄、縫合等）等についての委託業務の範囲、費用の負担等について定めている。

イ 日本放送協会、民間放送各社との協定

災害対策基本法第57条の規定に基づく「災害対策基本法に基づく通信設備の優先利用等に関する協定」について、次に掲げる放送各社と締結し、放送を要請する場合の手続きについて取り決めている。

- (ア) 日本放送協会富山放送局 (昭和39年4月14日締結)
- (イ) 北日本放送株式会社 (昭和39年4月14日締結)
- (ウ) 富山テレビ放送株式会社 (昭和50年2月28日締結)
- (エ) 富山エフエム放送株式会社 (昭和60年3月27日締結)
- (オ) 株式会社チューリップテレビ (平成2年9月28日締結)

ウ ケーブルテレビ協議会との協定

災害発生時の通信設備の優先利用等に関して、富山県ケーブルテレビ協議会と協定を締結し、放送を要請する場合の手続きについて取り決めている。(平成17年6月8日締結)

エ 電力会社等との協定

災害対策基本法第57条の規定に基づく「災害対策基本法に基づく通信設備の優先利用等に関する協定」について、次に掲げる地方公共機関等と締結し、地方公共機関に通信設備の利用を要請する場合の手続きについて取り決めている。

- (ア) 富山県警察本部 (昭和38年9月7日締結)
- (イ) 富山地方鉄道株式会社 (昭和39年9月9日締結)
- (ウ) 北陸電力株式会社 (昭和39年11月16日締結)
- (エ) 関西電力株式会社北陸支社 (昭和39年11月18日締結)
- (オ) 西日本旅客鉄道株式会社 (昭和62年4月1日締結)

更に、県と北陸電力株式会社とは、平成23年8月17日に「災害時における伏木富山港（新湊地区）の施設利用に関する確認書」を締結し、地震・津波等の災害発生時に災害救援船舶が北陸電力株式会社が管理する港湾施設等を使用する際の確認事項について取り決めている。

オ 富山県医薬品卸業協同組合との協定

県と富山県医薬品卸業協同組合とは、平成9年12月17日に「災害時における医薬品等の供給等に関する協定」を締結し、災害時における医療救護活動に必要な医薬品等の供給等に関し必要な手続きを取り決めている。

カ (一社)プレハブ建築協会との協定

県と(一社)プレハブ建築協会とは平成8年10月28日に「災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定」を締結し、災害時における応急仮設住宅の建設に関して必要な手続きについて取り決めている。

キ (一社)富山県警備業協会との協定

県と(一社)富山県警備業協会とは、平成9年4月28日に「災害時における交通誘導業務等に関する協定」を締結し、富山県内で災害が発生した場合に県が交通誘導業務等の要請を行う手

続き等を取り決めている。

ク (公社)富山県医師会との協定

県と(公社)富山県医師会とは、平成12年4月1日に「災害時の医療救護に関する協定」を締結し、県が本計画に基づき行う医療救護に対する(公社)富山県医師会の協力について必要な事項を取り決めている。

ケ (一社)富山県建設業協会との協定

県と(一社)富山県建設業協会とは、平成13年8月31日に「災害時における応急対策業務に関する基本協定」を締結し、地震、風水害等の災害が発生した場合の応急対策業務の実施について取り決めている。

更に、県と(一社)富山県建設業協会、(一社)富山県電業協会、富山県管工事業協同組合連合会及び富山県空調衛生工事協同組合とは、平成19年3月29日に「県有施設の災害時における応急措置等業務に関する協定」を締結し、県が保有する建築物に係る応急措置等の業務の実施について取り決めている。

コ 住宅金融支援機構との協定

県と(独)住宅金融支援機構とは、平成17年3月15日に住宅金融公庫北陸支店と締結した「災害時における住宅復興に向けた協力に係る基本協定」に基づき、平成27年10月30日に改めて協定を締結し、被災住宅の早期復興にむけての協力体制について取り決めている。

サ (一社)日本自動車連盟中部本部富山支部との協定

県と(一社)日本自動車連盟中部本部富山支部とは、平成17年6月3日に「災害時における通行妨害車両等の除去活動に関する協定」を締結し、災害が発生した場合に緊急通行車両の通行の妨げとなる放置車両等の除去について取り決めている。

シ (一社)富山県トラック協会・富山県倉庫協会との協定

県と(一社)富山県トラック協会及び富山県倉庫協会とは、平成17年6月8日に「災害発生時の物資の緊急・救援輸送、保管等に関する協定」を締結し、地震、風水害等の災害が発生した場合の、避難所への物資の輸送、保管について取り決めている。

ス 特定非営利活動法人全国災害救助犬協会との協定

県とNPO法人全国災害救助犬協会とは、平成17年6月8日に「災害時における災害救助犬の出動に関する協定」を締結し、大規模災害発生時の行方不明者の捜索、救助のための災害救助犬の出動について取り決めている。

セ (一社)富山県産業資源循環協会との協定

県と(一社)富山県産業資源循環協会とは、平成17年9月12日に「地震等による大規模な災害の発生時における災害廃棄物の処理等に関する協定」を締結し、地震等の大規模災害発生時における災害廃棄物の処理等について取り決めている。

ソ (一社)富山県構造物解体協会との協定

県と(一社)富山県構造物解体協会とは、平成17年9月12日に「地震等による大規模な災害の

発生時における建築物等の解体撤去等に関する協定」を締結し、地震等の大規模災害発生時における被災した建築物等の解体撤去等について取り決めている。

タ 富山県環境保全協同組合との協定

県と富山県環境保全協同組合とは、平成17年9月12日に「地震等による大規模な災害の発生時におけるし尿の収集運搬等に関する協定」を締結し、地震等の大規模災害発生時におけるし尿及び浄化槽汚泥の収集運搬について取り決めている。

チ 県内各放送事業者とのヘリテレに関する協定

県と県内各放送事業者とは、平成17年12月26日に「富山県消防防災ヘリコプターからの映像提供に関する協定」を締結し、大規模災害発生時又は発生の恐れがある場合に、県の防災ヘリからの映像の各放送事業者への提供について取り決めている。

ツ (一社)建設コンサルタント協会北陸支部、(一社)富山県測量設計業協会、富山県地質調査業協会との協定

県と(一社)建設コンサルタント協会北陸支部、(一社)富山県測量設計業協会及び富山県地質調査業協会とは、平成19年4月12日に「災害時における応急対策業務に関する協定」を締結し、地震、風水害等の災害が発生した場合の応急対策業務の実施について取り決めている。

テ (一社)斜面防災対策技術協会富山県支部、(一社)富山県緑化造園土木協会との協定

県と(一社)斜面防災対策技術協会富山県支部及び(一社)富山県緑化造園土木協会とは、平成20年3月21日に「災害時における応急対策業務に関する協定」を締結し、地震、風水害が発生した場合の応急対策業務の実施について取り決めている。

ト 中日本高速道路株式会社との協定

県と中日本高速道路株式会社とは、平成20年6月6日に「富山県と中日本高速道路株式会社との包括的連携協定書」を締結し、更に、平成20年7月4日に「大規模災害発生時の応急復旧業務の実施に係る相互協力に関する協定」を締結し、大規模災害発生における応急復旧業務の実施にあたり、相互に協力する内容について取り決めている。

ナ (公社)富山県宅地建物取引業協会との協定

県と(公社)富山県宅地建物取引業協会とは、平成20年8月8日に締結した既存の協定を見直し、令和4年3月18日に、「災害時における民間賃貸住宅の提供等に関する協定」を締結した。本協定では、大規模災害発生時における民間賃貸住宅・応急借上げ住宅の円滑な提供に関する協力について取り決めている。

ニ (一社)日本フランチャイズチェーン協会加盟10社との協定

県と(一社)日本フランチャイズチェーン協会に加盟する株式会社壺番屋、株式会社オートバックスセブン、株式会社サークルKサンクス、株式会社セブン-イレブン・ジャパン、株式会社デイリーヤマザキ、株式会社ファミリーマート、株式会社ポプラ、株式会社モスフードサービス、株式会社吉野家及び株式会社ローソンとは、平成23年11月8日に「災害時における帰宅困難者支援に関する協定書」を締結し、災害時の徒歩帰宅支援ステーションの設置等徒歩帰宅者の支援内容等について取り決めている。

ヌ 富山県石油商業組合との協定

県と富山県石油商業組合とは、平成23年11月8日に「災害時における徒歩帰宅者支援及び石油燃料の安定供給に関する協定書」を締結し、災害時の徒歩帰宅支援ステーションの設置等徒歩帰宅者の支援内容等及び災害応急・復旧対策活動に要する石油燃料の安定供給に必要な事項について取り決めている。

ネ (株)北陸銀行との協定

県と(株)北陸銀行とは、平成24年2月1日に「災害時の応援に関する協定書」を締結し、県内に被害を及ぼす地震その他の災害に関し、平常時における防災意識の普及啓発活動、災害発生時における応援活動及び災害復興応援活動について取り決めている。

ノ (一財)北陸電気保安協会との協定

県と(一財)北陸電気保安協会とは、平成24年9月13日に「災害時における応急対策活動に関する協定書」を締結し、災害時に県が保有する施設の電気設備に係る災害応急対策活動を実施することを取り決めている。

ハ (株)ダスキンの協定

県と(株)ダスキンとは、平成24年10月1日に「災害時における帰宅困難者支援に関する協定書」を締結し、災害時の徒歩帰宅支援ステーションの設置等徒歩帰宅者の支援内容等について取り決めている。

ヒ 富山県葬祭業協同組合及び全日本葬祭業協同組合連合会との協定

県と富山県葬祭業協同組合及び全日本葬祭業協同組合連合会とは、平成24年12月4日に「災害時における棺及び葬祭用品の供給等の協力に関する協定書」を締結し、災害が発生し市町村から棺及び葬祭用品の供給並びに遺体の搬送等の協力要請があった場合に必要な事項を取り決めている。

フ (一社)全日本冠婚葬祭互助協会との協定

県と(一社)全日本冠婚葬祭互助協会とは、平成24年12月20日に「災害時における棺及び葬祭用品の供給等の協力に関する協定書」を締結し、災害が発生し市町村から棺及び葬祭用品の供給並びに遺体の搬送等の協力要請があった場合に必要な事項を取り決めている。

ヘ (公社)富山県柔道整復師会との協定

県と(公社)富山県柔道整復師会とは、平成25年2月5日に「災害時の柔道整復師支援活動にかかる協定書」を締結し、災害時の応急活動に関する必要な事項について取り決めている。

ホ 富山県行政書士会との協定

県と富山県行政書士会とは、平成25年2月5日に「災害時における行政書士業務に関する協定書」を締結し、災害時の被災者支援のための行政書士業務について取り決めている。

マ (一社)富山県ビルメンテナンス協会との協定

県と(一社)富山県ビルメンテナンス協会とは、平成25年2月19日に「大規模災害時における公共建築物の清掃、消毒等に関する協定書」を締結し、災害が発生した場合の公共建築物の清

掃、消毒等の協力を要請するにあたって必要な事項を取り決めている。

ミ (一社)日本産業・医療ガス協会北陸地域本部との協定

県と(一社)日本産業・医療ガス協会北陸地域本部とは、平成25年3月1日に「災害時における医療用ガスの供給に関する協定書」を締結し、災害時の医療救護活動に必要な医療用ガス等の供給について必要な事項を取り決めている。

ム (公社)富山県薬剤師会との協定

県と(公社)富山県薬剤師会とは、平成25年3月7日に「災害時における医療救護活動に関する協定書」を締結し、大規模災害発生時における医療救護活動に対する協力について取り決めている。

メ (株)サガミチェーンとの協定

県と(株)サガミチェーンとは、平成25年11月29日に「災害時における帰宅困難者支援に関する協定書」を締結し、災害時の徒歩帰宅支援ステーションの設置等徒歩帰宅者の支援内容等について取り決めている。

モ 石油連盟との覚書

県と石油連盟とは、平成26年4月11日に「災害時の重要施設に係る情報共有に関する覚書」を締結し、大規模災害発生時における臨時的、緊急的な燃料共有を円滑に実施するため、重要施設の情報共有について取り決めている。

ヤ (公社)富山県看護協会との協定

県と(公社)富山県看護協会とは、平成26年12月25日に「災害時の医療救護に関する協定書」を締結し、大規模災害発生時における医療救護活動に対する協力について取り決めている。

ユ (一社)富山県歯科医師会との協定

県と(一社)富山県歯科医師会とは、平成26年12月25日に「災害時の歯科医療救護に関する協定書」を締結し、大規模災害発生時における歯科医療救護活動に対する協力について取り決めている。

ヨ (公社)富山県獣医師会との協定

県と(公社)富山県獣医師会とは、平成26年12月25日に「大規模災害時における動物救護活動に関する協定」を締結し、大規模災害発生時における動物救護に関する活動への協力について取り決めている。

ラ 富山県生活衛生同業組合連合会との協定

県と富山県生活衛生同業組合連合会とは、平成26年12月25日に、「生活衛生関係営業に係る災害時支援協定書」を締結し、災害が発生し県から被災者の支援について協力要請があった場合に必要な事項を取り決めている。

リ (公社)地盤工学会北陸支部との協定

県と(公社)地盤工学会北陸支部とは、平成28年7月7日に「災害時における調査及び防災の連携・協力に関する協定書」を締結し、地盤災害発生時における調査及び防災の連携・協力に

について取り決めている。

ル (一社)全国木造建設事業協会との協定

県と(一社)全国木造建設事業協会とは、平成27年9月16日に「災害時における応急仮設木造住宅の建設等に関する協定書」を締結し、大規模災害発生時における応急仮設住宅の建設等に関する協力について取り決めている。

レ (公社)富山県浄化槽協会との協定

県と(公社)富山県浄化槽協会とは、平成27年11月26日に「災害発生時における浄化槽の点検・復旧等に関する協定書」を締結し、大規模災害発生時における浄化槽の緊急点検、応急復旧等に関する協力について取り決めている。

ロ ヤフー株式会社との協定

県とヤフー株式会社とは、平成29年4月28日に「災害に係る情報発信等に関する協定」を締結し、災害に係る情報の迅速な提供等に関する協力について取り決めている。

ワ NTTタウンページ株式会社との協定

県とNTTタウンページ株式会社とは、平成30年3月23日に「防災啓発情報の発信に関する協定」を締結し、防災啓発情報の発信に関する協力について取り決めている。

ヲ (公社)日本下水道管路管理業協会との協定

県と(公社)日本下水道管路管理業協会とは、平成30年5月1日に「災害時における下水道管路施設の復旧支援協力に関する協定」を締結し、災害等により被災した下水道管路施設の機能の早期復旧に関する協力について取り決めている。

ン (公社)全国賃貸住宅経営者協会連合会との協定

県と(公社)全国賃貸住宅経営者協会連合会とは、平成30年9月3日に「災害時における民間賃貸住宅の提供に関する協定」を締結し、災害時における被災者の応急的な住宅として利用する民間賃貸住宅の提供に関する協力について取り決めている。

あ サクラボックス株式会社との協定

県とサクラボックス株式会社とは、平成31年3月15日に「災害時における緊急用資材の供給に関する協定」を締結し、災害時の避難所等の生活支援として必要な段ボール製品等の緊急用資材の迅速な供給に関する協力について取り決めている。

い 中日本段ボール工業組合との協定

県と中日本段ボール工業組合とは平成31年3月25日に「災害時における応急生活物資の調達に関する協定」を締結し、災害時に避難所の設営等に必要な段ボール製品の調達・運搬に関する協力について取り決めている。

う 富山県レンタカー協会との協定

県と富山県レンタカー協会とは平成31年4月11日に「災害時の自動車の貸渡しに関する協定」を締結し、災害時における警察活動に必要な自動車を確保するための優先的な車両提供について、必要な事項を取り決めている。

え 富山県医療機器協会との協定

県と富山県医療機器協会とは、令和２年２月20日に「災害時における医療機器等の供給に関する協定」を締結し、災害時における医療救護活動に必要な医療機器等の供給等に関し必要な手続きを取り決めている。

お (一社) 富山県建築士事務所協会、(公社) 富山県建築士会及び(公社) 日本建築家協会北陸支部富山地域会との協定

県と(一社) 富山県建築士事務所協会、(公社) 富山県建築士会及び(公社) 日本建築家協会北陸支部富山地域会は、令和２年４月22日に「地震災害時における被災建築物応急危険度判定等の協力に関する協定書」を締結し、大規模地震発生時における民間の被災建築物応急危険度判定士の参加要請等に関する協力について取り決めている。

か 北陸電力(株) 及び北陸電力送配電(株) との協定

県と北陸電力(株) 及び北陸電力送配電(株) は、令和３年６月３０日に「大規模災害時における相互連携に関する確認書」及び「大規模災害時における道路啓開等に関する確認書」を締結し、大規模災害時におけるリエゾン派遣、電源車の要請と協力、及び道路啓開の要請と協力等に関する協力について取り決めている。

き 富山県社会福祉協議会、日本青年会議所富山ブロック協議会との三者協定

県と富山県社会福祉協議会、日本青年会議所富山ブロック協議会は令和３年７月12日に「災害時における協力に関する協定」を締結し、災害時におけるボランティアの受け入れ体制について取り決めている。

く 独立行政法人国立高等専門学校機構との協定

県と独立行政法人国立高等専門学校機構とは、令和３年11月17日に「災害時における被災者救援の支援のための船舶運航に関する協定」を締結し、富山県内で発生した大規模自然災害時等における被災者救援の支援のための船舶運航に関する協力について取り決めている。

け 株式会社北陸マツダとの協定

県と株式会社北陸マツダとは、令和３年12月３日に「災害時における環境性能車両の提供に関する協定」を締結し、災害時等における車両の貸与に関する協力について取り決めている。

こ (一社) 日本ムービングハウス協会との協定

県と(一社) ムービングハウス協会は、令和４年３月18日に「災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定」を締結し、大規模災害発生時における民間賃貸住宅・応急借上げ住宅の円滑な提供に関する協力について取り決めている。

さ (公社) 全日本不動産協会富山県本部との協定

県と(公社) 全日本不動産協会富山県本部とは、令和４年３月18日に「災害時における民間賃貸住宅の提供等に関する協定」を締結し、災害時等における民間賃貸住宅・応急借上げ住宅の円滑な提供に関する協力について取り決めている。

し 西日本電信電話株式会社との協定

県と西日本電信電話株式会社は、令和4年6月30日に「大規模災害時における相互連携に関する協定」、「大規模災害時における相互連携に関する確認書」及び「大規模災害時における道路啓開等に関する確認書」を締結し、大規模災害時におけるリエゾン派遣、暫定通信確保のための機器配置先連携、及び道路啓開の要請と協力等に関する協力について取り決めている。

す 北陸コカ・コーラボトリング株式会社との協定

県と北陸コカ・コーラボトリング株式会社は、令和5年3月1日に「災害時における救援物資提供に関する協定書」を締結し、災害等の非常時における物資の提供に関する協力について取り決めている。

せ 株式会社ダイワテックとの協定

県と株式会社ダイワテックは、令和5年3月28日に「災害時における資機材のレンタルに関する協定書」を締結し、災害時に必要な資機材の調達に関する協力について取り決めている。

そ 公益社団法人富山県バス協会との協定

県と公益社団法人富山県バス協会は、令和5年4月24日に「災害時等におけるバスによる緊急・救援輸送に関する協定書」を締結し、災害時等におけるバスによる緊急・救援輸送に関する協力について取り決めている。

た 一般社団法人日本カーシェアリング協会との協定

県と一般社団法人日本カーシェアリング協会は、令和5年6月30日に「災害時における被災者等の移動手段の確保に関する協定書」を締結し、災害時における被災者等の移動手段の確保に関する協力について取り決めている。

ち 一般社団法人 AZ-COM 丸和・支援ネットワークとの協定

県と一般社団法人 AZ-COM 丸和・支援ネットワークは、令和5年7月31日に「災害時における物資の輸送・荷役等に関する協定書」を締結し、災害時における物資の輸送・荷役等に関する協力について取り決めている。

つ 北陸コカ・コーラボトリング株式会社との協定

県と北陸コカ・コーラボトリング株式会社は、令和5年11月20日に「災害救助物資の供給等に関する協定書」を締結し、災害の救助に必要な物資の供給に関する協力について取り決めている。

て 済生会富山病院との協定

県と済生会富山病院は、令和6年3月28日に「富山県DMA Tの派遣に関する協定書」を締結し、災害時や感染症等の発生・まん延時において、被災現場等へ出動し迅速な救命措置等を行うことについて取り決めている。

と 一般社団法人富山県鍼灸マッサージ師会との協定

県と一般社団法人富山県鍼灸マッサージ師会は、令和6年4月22日に「災害時の避難所等

における支援活動に関する協定書」を締結し、避難所等における鍼・灸・あん摩マッサージ指圧の施術及び療養上の相談等に関する協力について取り決めている。

な 富山県ドローン物資運搬協会との協定

県と富山県ドローン物資運搬協会は、令和6年12月9日に「災害時におけるドローンを活用した物資運搬等に関する協定書」を締結し、災害時において、孤立集落等への物資供給についてドローンを活用した物資運搬等の協力について取り決めている。

(資料「12-3 富山県の災害時応援協定締結状況」)

(2) 防災機関間の相互協力

防災関係機関は、災害時において相互に連携し、円滑な協力が得られるよう、次のとおり協定を締結し、あるいは相互協力について定めている。

ア 日本赤十字社富山県支部と伏木海上保安部との相互協力

日本赤十字社富山県支部と伏木海上保安部は、昭和58年10月31日、「応援救護に関する協定」を締結し、救護班の派遣、医薬品、救護物資及び傷病者の海上輸送について定めている。

イ 電力会社間の相互協力

北陸電力、北陸電力送配電、関西電力及び関西電力送配電は、各電力会社及び電源開発株式会社と非常災害対策用資機材の相互融通体制を整えている。

また、「全国融通電力受給契約」及び隣接する各電力会社間において締結された「二社融通電力受給契約」に基づき、緊急災害時においてもこれに準じて実施することとしている。

ウ ガス会社間の相互協力

(一社)日本ガス協会では「非常事態における応援要綱」、(一社)日本コミュニティーガス協会北陸支部では「コミュニティーガス事業の防災に係る通報・応援措置要綱」を定め、ガス製造・供給に支障を生じた場合は、速やかに復旧し、ガスの供給を再開できるよう、また、協会の組織をあげて救援活動できるよう、緊急連絡体制、救援体制等について定めている。

一方、(一社)富山県エルピーガス協会は、県及び全市町村と「災害時における緊急用燃料等の供給等に関する協定」を締結するとともに、北陸三県の協会で「北陸三県災害時相互応援協定」、また、中部五県の協会で「中部地区LPガス連合会災害時相互応援協定」を締結しているほか、富山県LPガス災害対策要綱を定めており、災害時にはLPガスの保安の確保と安定供給(中核充填所※と連携)に万全を期すこととしている。

※ 大規模災害発生時にもLPガスを安定供給できるように、自家発電設備やLPガス配送車両、衛星通信設備等を導入したLPガス充填所で、経済産業省が指定したもの。

エ 水道事業体相互間の協力

(公社)日本水道協会富山県支部では、「水道災害相互応援要綱」を定め、水道施設の被害を受けた場合における住民への応急給水と施設の応急復旧のための支部内の相互応援につい

て定めている。

4 公共的団体等の協力（市町村）

市町村は、区域内における公共的団体及び自主防災組織に対し、平常時から次に掲げる協力が得られるよう努めるものとする。

- （１）異常現象、災害危険箇所等を発見した場合に、市町村その他関係機関に連絡すること。
- （２）雪害に関する予警報その他情報を区域内住民に伝達すること。
- （３）雪害時における広報広聴活動に協力すること。
- （４）雪害時における出火の防止及び初期消火に関し協力すること。
- （５）避難誘導、避難所内被災者の救助業務に協力すること。
- （６）被災者に対する炊出し、救助物資の配分等に協力すること。
- （７）被害状況の調査に協力すること。
- （８）被災区域内の秩序維持に協力すること。
- （９）り災証明書交付事務に協力すること。
- （１０）その他の雪害応急対策業務に関すること。

なお、ここでいう公共的団体とは、日本赤十字社の奉仕団、医師会及び歯科医師会、農業協同組合、漁業協同組合、森林組合、商工会議所、商工会、青年団、婦人会、ボランティア団体等をいい、自主防災組織とは、住民の自発的な防災組織、施設の防災組織及び事業所の防災組織をいう。

5 民間の協力（県各部局、市町村、各防災関係機関）

県、市町村及び防災関係機関は、重機の借上げ、流通備蓄等の事前契約を行った民間等に対し、雪害時に積極的な協力が得られるよう努めるものとする。

県及び市町村は、輸送協定を締結した民間事業者等の車両はあらかじめ緊急通行車両確認標章等の交付ができることについて、周知及び普及を図るものとする。

また、県及び市町村は、石油販売業者と、燃料の優先供給について協定の締結を推進するとともに、平時から受注機会の増大などに配慮するよう努めるものとする。

さらに、県及び市町村は、災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組むものとする。

第13 災害復旧・復興への備え

1 遺体安置所の指定

県は、市町村と連携・調整のうえ、遺体の安置所として使用可能な施設（寺院、公共建築物等）をあらかじめ複数箇所指定するものとする。

2 災害廃棄物の発生への対応

国、県及び市町村等は、災害廃棄物の発生を抑制するため、建築物の耐震化等に努める。

市町村は、災害廃棄物の処理に係る国の「災害廃棄物対策指針」に基づき、適正かつ円滑・迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保（他用途（仮設住宅用地等）との優先順位に係る事前調整）や運用方針、一般廃棄物（避難所ごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制・役割分担、手順、周辺の地方公共団体や民間事業者等との連携・協力のあり方（応援要請先、要請のタイミング、要請する内容、その他具体的な業務内容等）、住民やボランティアセンターへの周知方法等について、災害廃棄物処理計画において具体的に示すものとする。また、廃棄物発生量の推計根拠となる被災家屋棟数等の情報を収集する体制を検討するものとする。

県は、災害廃棄物の処理に係る国の「災害廃棄物対策指針」に基づき、適正かつ円滑・迅速に災害廃棄物を処理できるよう、市町村が行う災害廃棄物対策に対する技術的な援助を行うとともに、災害廃棄物処理に関する事務の一部を実施する場合における仮置場の確保や災害時の廃棄物の処理体制・役割分担、手順、民間事業者等との連携・協力のあり方等について、災害廃棄物処理計画において具体的に示すものとする。また、市町村や廃棄物処理事業者による災害廃棄物処理計画・業務マニュアル等の作成・ハンドブック化に向けた支援や応援協定の見直し支援を行うとともに、関係者との意見交換や訓練などを定期的実施し、顔の見える関係づくりに努める。

国、県及び市町村等は、大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制の確立に努めるものとする。また、県及び市町村等は、十分な大きさの仮置場・最終処分場の確保に努めるとともに、広域処理を行う地域単位で、平時の処理能力について計画的に一定程度の余裕を持たせるとともに処理施設の能力を維持し、災害時における廃棄物処理機能の多重性や代替性の確保を図るものとする。

国、県及び市町村等は、災害廃棄物対策に関する広域的な連携体制や民間連携の促進等に努めるものとする。また、災害廃棄物に関する情報、災害廃棄物処理支援ネットワーク（D.Waste-Net）、災害廃棄物処理支援員制度（人材バンク）、地域ブロック協議会の取組等に関して、ホームページ等において公開する等、周知に努めるものとする。

3 各種データの整備保全

国、県及び市町村は、復興の円滑化のため、あらかじめ次の事項について整備しておくよう努める。

- ・各種データの総合的な整備保全（戸籍、住民基本台帳、地籍、建築物、権利関係、施設、地下埋設物等情報及び測量図面、情報図面等データの整備保存並びにバックアップ体制の整備）
- ・不動産登記の保全等

公共土木施設管理者は、円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ重要な所管施設の構造図、基礎地盤状況等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努める。

4 復興対策の研究

関係機関は、住民のコンセンサスの形成、経済効果のある復興施策、企業の自立復興支援方策、復興過程における住民の精神保健衛生、復興資金の負担のあり方等災害復興対策についての研究を行うものとする。

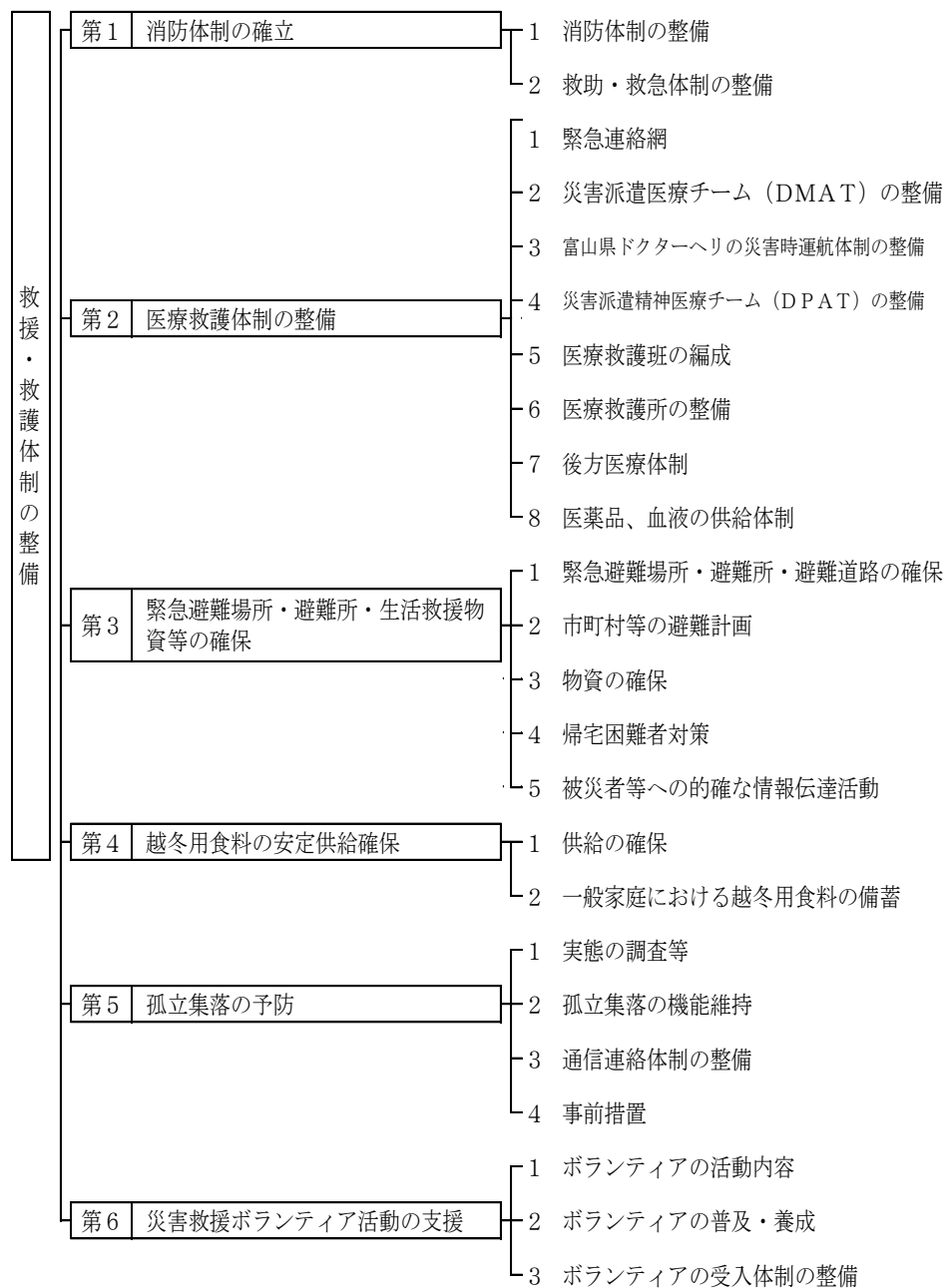
5 男女共同参画の視点

県及び市町村は、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立に努めるものとする。また、地方防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組むとともに、男女共同参画センターが地域における防災活動の推進拠点となるよう、平常時及び災害時における男女共同参画担当部局及び男女共同参画センターの役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し明確化しておくよう努めるものとする。

第6節 救援・救護体制の整備

本県における雪害予防対策として、人命の安全確保を最優先におき、降積雪期における消防体制の確立、医療救護体制の整備、避難場所・生活救援物資の確保、防災ボランティア活動の支援などの救援・救護体制の整備を推進し、被害の可能な限りの軽減に努めるとともに、孤立集落発生の予防や越冬用食料の安定供給により県民生活の安定を図る。

対策の体系



第1 消防体制の確立

冬期は火災の発生率が高く、特に積雪時には発見の遅れや雪による障害のため、火災の規模が大きくなり焼死者も多発しやすい。また、負傷者や事故の多発、救助救援活動の雪による阻害も予想され

る。このため、県及び市町村は、雪に強い消防体制の整備を推進する。

1 消防体制の整備（県危機管理局、市町村、各道路管理者）

（１）冬期活動体制の整備

ア 消防は、降積雪期の消防活動に備え、出動人員の配備計画の作成、消防車両の特殊擬装、付属品の整備、除雪用資機材の増強を図る。

イ 消防は、消防水利の所在を明示する標識を設置するとともに、積雪量に応じた消防水利確保計画を作成しておく。

（２）消防職団員の消防組織の拡充強化・教育訓練

市町村は、消防組織の拡充強化に努めるとともに、消防団の施設設備の充実、青年層・女性層（大学生等を含む）の消防団への積極的参加促進等、消防団の活性化を推進する。特に降積雪期における迅速、的確な消防活動に必要な知識と技能の錬磨を目的として、県及び市町村は、消防職団員の教育訓練に努める。

（３）関係機関との連絡体制

冬期の緊急路の確保のため、道路管路者及び地域住民に対し除雪等について協力を要請するとともに、道路情報の収集伝達体制を整備しておく。

（４）各種調査の実施

消防機関は、降積雪による状況の変化を考慮のうえ、通行障害及び消防水利の調査を実施し、消防力の配備等警防戦術の検討研究を行う。また、消防危険区域の指定に際しては、区域の特殊性に応じ、適切な火災防御計画を作成しておく。

2 救助・救急体制の整備（県危機管理局、県厚生部、県警察本部、自衛隊、伏木海上保安部、市町村）

雪害発生後、被災者に対し、救助・救護を行うとともに、負傷者に対し必要な医療活動を行うことは、住民の生命、身体を守るため最優先される課題の一つである。

県及び市町村は、住民の救急・救助に関する知識、技能の習得を推進するとともに、必要な資機材の整備に努める。

（１）救助体制の整備

ア 自治会や自主防災組織は、地域内の高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、外国人など要配慮者の被災状況の把握に努めるものとする。

イ 消防本部は、救助工作車の整備、ファイバースコープ、つるはしなどの救助用資機材の整備を促進するとともに、雪崩等被災状況に応じた救助活動マニュアルの作成及び点検に努める。

（資料 「４－１６ 救助活動のための機械器具等の保有状況」）

ウ 市町村は、自治会及び自主防災組織による地域レベルでの防災活動の用に供するため、エンジンカッター、チェーンソー、ジャッキ、除雪機械その他救助活動に必要な資機材の整備を促

進する。

エ 雪害の状況によっては、防災関係機関が保有している資機材だけでは不足する場合も予想されるので、県及び市町村等は、民間団体の協力を得て、重機等の資機材の保有状況を把握しておくものとする。

オ 多数の要救助者を迅速、的確に救助するため、消防、警察及び自衛隊等は、合同訓練を行うとともに、連携体制の強化に努める。

カ 消防救急無線については、災害時における消防活動上の重要な情報伝達手段であることから、市町村は、消防救急無線のデジタル化を推進するものとする。

(2) 救急体制の整備

ア 県及び市町村は、住民に対して、研修会や集会を通じて、AED^{※1}の使用を含む心肺蘇生法^{※2}や止血法^{※3}などの応急手当に関する知識・技能の普及を推進する。

イ 市町村は、救急能力を高めるため、救急救命士^{※4}の技術向上に向けた研修体制を整備する。さらに、救急隊員にトリアージ^{※5}などの応急救護研修の実施に努める。

(3) 医療機関との連携体制

ア 市町村は、医療機関と連携して救急搬送体制の整備に努める。

イ 県は、災害時に医療施設の被災状況や診療状況等の情報を迅速に把握できるよう広域災害・救急医療情報システム（EMIS^{※6}）の拡充整備に努め、操作等の訓練を定期的に行うとともに、システム等の稼働に必要なインターネット接続を確保するための非常用通信手段の確保や、無線通信設備の災害拠点病院等への整備に努める。

※1 AED Automated External Defibrillators（自動体外式除細動器）

心室細動又は無脈性心室頻拍という不整脈が生じて、心臓の全身への血流を流す働きが停止している状態において、強い電流を瞬時に流すことにより心拍を正常化させる治療法を行う器機

※2 心肺蘇生法 心肺停止した傷病者に対して、脳・心臓・肺の蘇生を目的として、心臓マッサージと人工呼吸を実施する方法。

※3 止血法 外傷などによる出血を止める方法

※4 救急救命士 救急車などに同乗し、患者を病院まで運ぶ際、医師の指導のもとで特定医療行為を行える資格者のこと。

※5 トリアージ 多数の負傷者が発生した場合に、負傷者を傷病の程度で選別し、治療及び搬送の優先度を決める技術。

※6 広域災害・救急医療情報システム（Emergency Medical Information System、略称「EMIS」）災害拠点病院をはじめとした医療機関、医療関係団体、消防機関、保健所、市町村等の間の情報ネットワーク化及び国、都道府県間との広域情報ネットワーク化を図り、災害時における被災地内、被災地外における医療機関の活動状況など、災害医療に関わる情報を収集・提供し被災地域での迅速かつ適切な医療・救護活動を支援することを目的としたシステム

3 治安維持対策の検討（県警察本部、市町村）

震災時の混乱に乗じた各種犯罪の発生に備え、県、市町村、県警察本部等が連携して対策の検討に努める。

第2 医療救護体制の整備

1 緊急連絡網（県厚生部）

県保健医療福祉調整本部を構成する関係各課及び各厚生センターは、雪害時に連絡がとりあえるように、あらかじめ緊急連絡先一覧表を作成し、当該関係者が常時見える場所に掲示しておく。

2 災害派遣医療チーム（DMAT）の整備（県厚生部）

（1）災害派遣医療チーム（DMAT）の編成

県は、災害拠点病院及び救命救急センター等が行う、災害派遣医療チーム（DMAT）の養成を支援するとともに、富山県DMAT設置運営要綱の指定要件を満たす病院を、富山県DMAT指定病院（以下「指定病院」）に指定し、災害時に備え当該指定病院と災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣に関する協定を締結するものとする。

※ 災害派遣医療チーム（Disaster Medical Assistance Team、略称「DMAT」）

災害の急性期（48時間以内）に可及的早期に救出・救助部門と合同し、活動できるトレーニングを受けた、機動性を持った医療チームである。大規模災害時における救命率の向上のため、迅速な救護活動及び被災地域外での根治的治療が必要な患者の迅速な搬出等を行うものである。

（2）災害派遣医療チーム（DMAT）の体制整備

ア 県は、災害派遣医療チーム（DMAT）の技術の向上等を図るため、研修、訓練等の企画及び実施に努めるものとする。

イ 指定病院は、災害派遣医療チーム（DMAT）の技術の向上等を図るため、編成した災害派遣医療チーム（DMAT）の研修及び訓練に努めるものとする。

ウ 指定病院は、災害派遣医療チーム（DMAT）の資機材の充実等を図るよう努めるものとする。

エ 県は、富山県災害派遣医療チーム（DMAT）等連絡協議会を設置し、災害派遣医療チーム（DMAT）の運用に関する課題等、災害医療に関する事項について協議・検討を行う。

3 富山県ドクターヘリの災害時運航体制の整備（県厚生部）

（1）災害時における富山県ドクターヘリ運航体制の整備

県は、災害時における富山県ドクターヘリ運航体制の整備を図るため、災害時の運用要領の策定や複数機のドクターヘリ等が離着陸可能な参集拠点等の確保の運用体制の構築、研修、訓練等の企画及び実施に努めるものとする。

（2）富山県ドクターヘリ基地病院の体制整備

富山県ドクターヘリ基地病院は、災害時を想定し、災害派遣医療チーム（DMAT）等と連携した研修及び訓練に努めるものとする。

4 災害派遣精神医療チーム（DPAT）の整備（県厚生部）

（1）災害派遣精神医療チーム（DPAT）の編成

県は、富山県精神科医会、独立行政法人国立病院機構北陸病院、富山大学附属病院、一般社団法人日本精神科看護協会富山県支部、富山県精神保健福祉士協会、富山県臨床心理士会及び一般社団法人富山県作業療法士会と「富山県災害派遣精神医療チーム（DPAT）の派遣に関する協定」を締結し、自然災害等が発生した場合に被災地域等における精神保健医療体制の支援等を行う災害派遣精神医療チーム（DPAT）の派遣体制を整備するものとする。

※ 災害派遣精神医療チーム（Disaster Psychiatric Assistance Team、略称「DPAT」）

自然災害や犯罪事件・航空機・列車事故等の集団災害が発生した場合、被災地域の精神保健医療機能が一時的に低下し、さら

に災害ストレス等により新たに精神的問題が生じる等、精神保健医療への需要が拡大する。このような災害の場合には、被災地域の精神保健医療ニーズの把握、他の保健医療体制との連携、各種関係機関等とのマネジメント、専門性の高い精神科医療の提供と精神保健活動の支援が必要である。

このような活動を行うために都道府県及び政令指定都市によって組織される、専門的な研修・訓練を受けた災害派遣精神医療チームが（ＤＰＡＴ）である。

（２）災害派遣精神医療チーム（ＤＰＡＴ）の体制整備

ア 県は、災害派遣精神医療チーム（ＤＰＡＴ）の隊員の技術の向上等を図る研修、訓練等の企画及び実施に努める。

イ 関係団体は、隊員の技術の向上等を図るための研修及び訓練に努めるとともに、隊員が国又は県等が開催する災害時の精神医療活動に関する研修を受講できるよう努める。

ウ 県は、富山県ＤＰＡＴに関する検討会を設置し、災害派遣精神医療チーム（ＤＰＡＴ）の体制整備及び運営に関する諸課題の検討を行う。

５ 医療救護班の編成（県厚生部）

（１）医療救護班の編成基準

公的病院は、あらかじめ医療救護班を編成しておくものとする。

区 分	職 名	定 員	備 考
班 長	医 師	1 人	運転手 1 名を含む
班 員	看護師	2 人	
〃	薬剤師	1 人	
〃	連絡員	2 人	
計		6 人	

病床規模に応じた病院の区分（一般病床）	救護班数	備 考
病床数 100床未満の病院	1 班	医療救護業務の状況に応じ医療救護班数を増減できる。
病床数 100床～199床の病院	2 班	
病床数 200床～299床の病院	3 班	
病床数 300床～399床の病院	4 班	
病床数 400床～499床の病院	5 班	
病床数 500床～599床の病院	6 班	
病床数 600床～の病院	7 班	

（２）医療救護班設置要綱の作成

公的病院は、あらかじめ医療救護班設置要綱を作成しておく。

（資料「９－１ 公的病院名簿」「９－５ 医療救護班設置要綱」）

（３）トリアージについて

県厚生部医務課は、日本赤十字社富山県支部等と協力して、トリアージに関する情報交換の場を定期的に設ける。

※トリアージ＝多数の負傷者が発生した場合に、負傷者を傷病の程度で選別し、治療及び搬送の優先度を定める技術。

６ 医療救護所の整備（市町村）

（１）医療救護所の指定

ア 市町村は、診療所又は避難所として指定した施設のうちから、医療救護所を当該管理者と

あらかじめ協議して指定し、整備する。

イ 市町村は、災害時において直ちに医療救護活動が円滑に開始できるよう定期的に施設の点検を行う。

(2) 医療救護所の施設設備

ア 既存の医療施設を活用するほか、安全が確認されている学校校舎の一部又は運動場に設置するテント等とする。

イ 医療救護所の設備は、概ね次のとおりとする。

(ア) テント

(イ) 救護用医療機器（創傷セット、熱傷セット、蘇生器等）

(ウ) その他（折りたたみベッド、担架、発電機等）

ウ 医療救護所における給食、給水については、避難所と併せて行う。

7 後方医療体制（県厚生部）

(1) 災害拠点病院の整備

ア 県は、災害時における拠点医療施設となる災害拠点病院を指定し、災害発生時における救急医療体制の整備に努める。

イ 設 置

(ア) 基幹災害拠点病院

県立中央病院、富山大学附属病院

(イ) 地域災害拠点病院

新川 黒部市民病院

富山 富山市民病院、富山赤十字病院、済生会富山病院

高岡 高岡市民病院、厚生連高岡病院

砺波 市立砺波総合病院

(2) 後方病院の整備

ア 医療救護所では対応できない重症者や特殊な医療を要する患者を適切な後方医療施設に搬送して治療を行うため、県は、公的病院を中心とした後方病院の整備確保に努める。

イ 県は、災害時に備え、災害拠点病院以外の医療機関の広域災害・救急医療情報システム（E M I S）への登録促進に努めるものとする。（資料「9-1 公的病院名簿」）

(3) 病院防災マニュアル等の作成

ア すべての病院は、災害時における救急患者への医療支援に備え、災害時における情報の収集・発信方法、救急患者の受入れ方法等を記したマニュアル（病院防災マニュアル）の作成に努める。

また、被災後、早急に診療機能を回復できるよう、業務継続計画（BCP）の策定に努める。

イ 後方病院は、あらかじめ医療従事者の集合方法、役割、ローテーション、施設設備の利用

方法等医療救護活動に関する計画を作成しておく。

(4) 後方病院の防災能力の強化

ア 後方病院は、施設の防災機能の向上を図るとともに、電気、ガス、水道等のライフラインの機能が停止したときや、道路の寸断やガソリン不足による食料、飲料水、医薬品等の流通が停止したときの対策を講ずる。

イ 後方病院は、収容能力を臨時的に拡大するために必要な医薬品等資機器材の確保に努める。

8 医薬品、血液の供給体制（県厚生部、市町村、日本赤十字社富山県支部）

(1) 医薬品等の確保

ア 災害直後の初動期の医薬品等の確保

県は、医療圏毎に災害直後の初動期（概ね2～3日間）の医療救護活動（直轄医療救護班用と市町村への補充用）に必要な緊急用医薬品等の備蓄に努め、市町村等からの供給要請に応える。

なお、不足する場合は、富山県医薬品卸業協同組合との「災害時における医薬品等の供給等に関する協定書」及び富山県医療機器協会との「災害時における医療機器等の供給に関する協定書」に基づき、薬業関係団体（富山県薬剤師会、富山県薬業連合会等）や国の協力を得て、調達する。（資料「12-3 富山県の災害時応援協定締結状況」）

イ 3日目以降の医薬品等の確保

県は、災害発生3日目以降の被災者に対する必要な医薬品等については、薬業関係団体や国、近県の協力を得て、調達する。

ウ 家庭常備薬の避難所への配置

県及び市町村は、被災者自らが容易に使用できる家庭常備薬をあらかじめ避難所に配置するとともに各家庭においても日常から常備薬の個人備蓄を推奨する。

（資料「9-4 家庭常備薬の種類と数量」）

エ 医薬品等の搬送手段と人員の確保

（ア）県と市町村は、自動車、バイク、自転車等の搬送手段の確保に努める。

（イ）集積所、避難所における医薬品等の仕分け・管理、服薬指導及び搬送等にあたる人員については、薬業関係団体の協力を得て、あらかじめ医療圏毎に組織化する。

(2) 血液の確保

血液製剤については、日本赤十字社富山県支部及び富山県赤十字血液センターが適正在庫に努め、供給要請に応える。

(3) 災害時医薬品情報体制の整備

県、市町村、薬業関係団体、救護所、医薬品等集積所など関係者間において、携帯電話等の利用による連絡体制を整備し、必要な情報を迅速かつ正確に収集・提供できるように努める。

第3 緊急避難場所・避難所・生活救援物資等の確保

市町村等は、災害発生時における住民避難のため、あらかじめ指定緊急避難場所及び指定避難所の指定を行うなど、住民の安全の確保に努める。

また、被災生活が長期化した場合等の生活を確保するため、あらかじめ生活必需物資の確保等を行う。

市町村は、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努めるものとする。

県及び市町村は、平常時から、被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）などの被災者支援の仕組みの整備等に努めるものとする。

県及び保健所設置市の厚生センター、保健所は、新型インフルエンザ等感染症等（指定感染症及び新感染症を含む。）発生時における自宅療養者等の被災に備えて、災害発生前から防災担当部局（県の厚生センターにあっては、管内の市町村の防災担当部局を含む。）との連携の下、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努めるものとする。また、市町村の防災担当部局との連携の下、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努めるものとする。これらのことが円滑に行えるよう新型インフルエンザ等感染症等発生前から関係機関との調整に努めるものとする。

1 緊急避難場所・避難所・避難道路の確保（県危機管理局、県土木部、県警察本部、市町村、防災関係機関）

（1）指定緊急避難場所及び指定避難所の確保

ア 指定緊急避難場所及び指定避難所の設置

市町村は、施設の管理者の同意を得たうえで、あらかじめ、必要に応じ、災害対策基本法施行令の定める基準により指定緊急避難場所及び指定避難所を指定しておくものとする。また、市町村は、一般の避難所では生活することが困難な障害者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のため、社会福祉施設等の福祉避難所を指定するよう努めるとともに、要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努めるものとする。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努めるものとする。

指定緊急避難場所については、市町村は、災害種別に応じて、災害及びその二次災害のおそれのない場所にある施設、または構造上安全な施設を指定するものとし、指定した緊急避難場所については、災害の危険が切迫した緊急時において、施設の開放を行う担当者をあらかじめ定める等管理体制を整備しておくものとする。

また、県及び市町村は、避難者が迅速に避難できるよう、市町村の職員や施設管理者が不在でも指定緊急避難場所や指定避難所を解錠できるスマートロック等の導入や、自主防災組織と

連携した解錠等について推進し、施設内の安全確認手順を整理し、住民と共有するよう努めるものとする。

指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされていること及び避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであることについて、日頃から住民等への周知徹底に努める。特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適当である場合があることを日頃から住民等への周知徹底に努める。

市町村は、災害時には、必要に応じ、避難情報の発令等とあわせて指定緊急避難場所を開設し、住民等に対し周知徹底を図る。また、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町村の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町村に設けるものとする。

そして、平常時から、指定避難所の場所、収容人数、家庭動物の受入れ方法等について、住民への周知徹底を図るものとする。また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努めるものとする。

また、市町村は、福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないように、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するものとする。

市町村は、前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努めるものとする。

県は、市町村と連携し、福祉避難所への円滑な避難のため、各施設の設備や利用可能なスペースを把握、リスト化し、施設ごとに受け入れることが可能な要支援者を明確化するとともに、市町村や関係機関との意見交換、情報共有を行うための体制を整備する。

さらに、福祉避難所の確保や要配慮者の福祉避難所への直接避難に関する国及び県の事業、要支援者の避難に関する好事例の共有を図り、市町村の福祉避難所の整備を支援するものとする。

市町村は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であることを明示するよう努めるものとする。県及び市町村は、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努めるものとする。

なお、指定緊急避難場所及び指定避難所の指定については、地域の人口動態や施設の変更等の状況に応じて適宜見直すものとする。また、船舶による避難も考慮におくものとする。

(資料 「５－２ 指定緊急避難場所及び指定避難所の指定状況」)

県及び市町村は、感染症対策のため、平常時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と保健福祉担

当部局が連携して、必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、必要な場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努めるものとする。

県及び市町村は、獣医師会等と連携し、家庭動物の飼い主へ災害対策について啓発するものとする。

県は、広域避難における関係機関の連携・協力体制や避難先の開設運営方法、広域避難者の受入市町村における広域避難者への支援の範囲等に関するマニュアルの整備に努めるものとする。

また、他市町村からの避難者の情報を市町村間で共有するために、広域避難者を管理するシステムの活用を検討する。

また、災害時に災害対策本部等で使用する予定のある施設や災害拠点病院等の防災上重要な施設では、避難者の受け入れが困難であることを平常時から周知するとともに、誤って施設を訪れた避難者への対応を事前に定めておくものとする。

さらに、市町村は、避難生活が必要な住民に対しては、避難所が過密になることを防ぐため、可能な場合には親戚や友人の家等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえて、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについても検討するよう周知に努めるものとする。

イ 指定避難所における施設、設備の整備

市町村は、指定避難所において避難住民の生活を確保するため、あらかじめ、トイレ、キッチン、ベッド、シャワー等の避難所の環境改善に必要な機能を整理し、次に掲げるような施設、設備の整備に努める。また、県においても、当該施設、設備等の整備を支援する。さらに、県及び市町村は、必要な施設、設備の確保のため、民間事業者等との災害時応援協定の締結を促進する。

(ア) 指定避難所又はその近傍で、地域完結型の備蓄施設を確保し、水、食料、非常用電源、常備薬、マスク、消毒薬、生理用品、ベッド、パーティション、テント、炊出し用具、毛布、暖房用具等避難生活に最低限必要な物資、資機材を確保するほか、飲料水兼用耐震性貯水槽や備蓄倉庫、LPガス設備等の整備に努めるとともに、ベッド、パーティション、テント等を避難所開設当初から円滑に設置できる体制の整備に努めるものとする。なお、備蓄物資の調達に当たっては、要配慮者、女性、子供にも配慮し、便利で使いやすい備蓄品を導入するなど、令和6年能登半島地震における課題や県民アンケートの結果を踏まえ品目・数量を検討する。

また、キッチンカー団体やキッチンカーを保有する民間事業者との災害応援協定の締結等により、温かい食事を提供できる体制を整備するものとする。

さらに、必要に応じ指定避難場所の電力容量の拡大に努めるものとする。

(イ) 井戸、給水タンク、仮設（簡易）トイレ、マンホールトイレ、マット、ガス設備、非常用電源、衛星通信等の通信機器等避難生活に必要な施設、設備の整備に努めるほか、ラジオ、テレビ等災害情報の入手に資する機器を整備するとともに、令和6年能登半島地震において活用されたトイレカー、断水時に使用可能な水循環型シャワー等の整備について検討する。

また、必要に応じ、換気、照明等避難生活の環境を良好に保つための整備に努めるとともに、空調、洋式トイレなど、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者にも配慮した避難の実施に必要な施設・設備の整備に努める。

さらに、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常発電設備等の整備に努めるものとする。また、必要に応じ、換気、照明等避難生活の環境を良好に保つための整備に努める。

ウ 指定避難所における運営体制の整備

(ア) 指定避難所においては、多種多様な問題が発生することが予想されるため、市町村は、自主防災組織や社会福祉協議会等と連携し、避難所運営委員会の設置、住民との役割分担を記載した避難所運営マニュアルを作成し、地域ごとの実情を踏まえた避難所運営体制の整備を図るものとし、マニュアルの作成、定期的な訓練等を通じて、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努める。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努めるものとする。特に、夏季には熱中症の危険性が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努めるものとする。

なお、市町村は、指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努める。

また、市町村及び各避難所の運営者は、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、避難所運営のノウハウを有する専門家、NPO・ボランティア・民間事業者等との定期的な情報交換を行い、連携を強化し、円滑な避難所運営ができる体制の整備に努める。

さらに、県及び市町村は、保健師、福祉関係者、NPO等の様々な主体が地域の実情に応じて実施している状況把握の取組みを迅速に行うことができるよう事前に実施主体間の調整を行うとともに、状況把握が必要な対象者や優先順位、個人情報の利用目的や共有範囲について、あらかじめ、検討するよう努めるものとする。

県は、市町村における避難所運営マニュアル作成を促進するため、避難所運営マニュアル策定指針を作成するとともに、市町村や関係機関と避難所の環境改善や運営体制などの避難所のあり方について検討し、策定指針の見直しを行うものとする。また、避難所における新型コロナウイルス対策など、新たな課題が生じた場合には、速やかに策定指針を改正し、市町村に周知するよう努めるものとする。

(イ) 県及び市町村は、国や県の実証事業やマイナンバー等を活用した先行事例を踏まえ、避難所運営や避難者情報管理のデジタル化の推進に努めるものとする。

(ウ) 県及び市町村は、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努めるものとする。

(エ) 県及び市町村は、やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、車中泊避難を行うためのスペースを設置すること等、車中泊避難者の支援方策を検討するよう努めるものとする。その際、車中泊を行うに当たっての健康上の留意点等の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努めるものとする。

(2) 避難道路の確保

指定緊急避難場所及び指定避難所への距離が長い地域や火災による延焼の危険性が著しく高い地域については、避難者が安全かつ円滑に避難できるよう、避難道路をあらかじめ確保しておくものとする。

ア 避難道路の選定

指定緊急避難場所及び指定避難所を指定した市町村は、市街地の状況に応じて次の基準により避難道路を選定するものとする。

(ア) 避難道路は概ね8～10mの幅員を有し、なるべく道路付近に延焼の危険性のある建物、危険物施設がないこと

(イ) 指定緊急避難場所及び指定避難所まで複数の道路を確保すること

(ウ) 地下に危険な埋設物がないこと

(エ) 高潮、浸水、がけ崩れ等の危険のある地域を避けること

(オ) 落下物の危険性が少ないこと

(カ) 自動車の交通量がなるべく少ないこと

イ 避難標識の設置

避難者が指定緊急避難場所及び指定避難所に安全に到達できるよう、避難誘導標識を設置する。

(3) 繁華街、観光地における避難所等の確保

市町村長が行う避難指示の対象には、帰宅できない一時的滞在者も含まれることから、多数の人が集まる繁華街、観光地においては、これらの者も避難人口に含んだ安全な指定緊急避難場所及び指定避難所並びに避難道路を確保するとともに、避難誘導のためのわかりやすい避難標識の設置に努める。

(4) 被災者用の住居の確保

県及び市町村は、災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅等の把握に努め、災害時に迅速に斡旋できるよう、体制の整備に努める。

2 市町村等の避難計画(県各部局、市町村、各関係機関)

市町村及び防災上重要な施設の管理者等は、雪害時において安全かつ迅速な避難を行うことができるよう、あらかじめ避難計画を作成しておくものとし、県は必要に応じ、これに助言するものとする。

県及び市町村は、施設の管理者等と連携して、避難誘導等安全体制の確保に配慮するものとする。

(1) 避難に関する広報

市町村等は、住民が的確な避難行動をとることができるようにするため、指定緊急避難場所及び指定避難所並びに災害危険地域を明示した防災マップや広報誌・PR紙を活用して避難に関する広報活動を実施するものとする。

ア 指定緊急避難場所及び指定避難所の広報

指定緊急避難場所及び指定避難所の指定を行った市町村は、次の事項につき、地域住民に対し周知徹底を図る。

- (ア) 指定緊急避難場所及び指定避難所の名称
- (イ) 指定緊急避難場所及び指定避難所の所在位置
- (ウ) 指定緊急避難場所及び指定避難所への経路
- (エ) その他必要な事項

イ 避難のための知識の普及

市町村等は、住民に対し次の事項の普及に努める。特に、自家用車による避難は、交通渋滞が予想され、消火活動、救急・救助活動、医療救護活動及び緊急物資の輸送活動等に重大な支障をもたらすおそれがあるので、住民にその自粛を呼びかける。

- (ア) 平常時における避難のための知識
- (イ) 避難時における知識
- (ウ) 避難収容後の心得

(2) 市町村の避難計画

市町村の避難計画は次の事項に留意して作成するものとする。

ア 避難勧告又は指示を行う基準及び伝達方法

イ 避難指示等の実施責任者及び不在の場合の代理者

ウ 指定緊急避難場所及び指定避難所の名称、所在地、対象地区及び対象人口（一時滞在者含む）

エ 指定緊急避難場所及び指定避難所への経路及び誘導方法

オ 指定避難所開設に伴う被災者救援措置に関する事項

(ア) 給 水

(イ) 給 食

(ウ) 毛布、寝具の支給

(エ) 衣料品、日用品等必需品の支給

(オ) 負傷者に対する応急救護

カ 指定避難所の管理に関する事項

(ア) 避難収容中の秩序保持

- (イ) 避難者に対する災害情報の伝達
- (ウ) 避難者に対する応急対策実施状況の周知徹底
- (エ) 避難者に対する各種相談業務

キ 雪害時における広報

- (ア) 広報車による周知
- (イ) 避難誘導員による現地広報
- (ウ) 住民組織を通じた広報
- (エ) 同報系無線による広報
- (オ) インターネット、ケーブルテレビ、コミュニティFM等による広報

(3) 防災上重要な施設の管理者の留意事項

学校、病院その他防災上重要な施設の管理者は、次の事項に留意してあらかじめ避難計画を作成し、関係職員等に周知徹底を図るとともに、訓練を実施することにより避難の万全を期するものとする。

- ア 避難の場所、経路、時期及び誘導並びにその指示伝達の方法を定める。
- イ 児童生徒を集団的に避難させる場合に備えて、学校及び教育行政機関においては緊急避難場所の選定、収容施設の確保並びに保健、衛生及び給食の実施方法について定める。
- ウ 病院において患者を他の医療機関又は安全な場所へ集団的に避難させる場合において、収容施設の確保、移送の方法、保健、衛生及び入院患者に対する実施方法等について定める。

(4) 不特定多数の者が利用する施設の管理者の留意事項

百貨店、駅、地下街その他不特定多数の者が利用する施設の管理者は、避難誘導に係る計画の作成及び訓練の実施に努めるものとする。なお、この際必要に応じ、多数の避難者の集中や混乱にも配慮した計画、訓練とするものとする。

3 物資等の確保（県危機管理局、県厚生部、県農林水産部、市町村、日本赤十字社富山県支部）

豪雪時には、ライフラインの損壊や道路交通の途絶により、流通機構は一時的にあるいは長期間にわたり麻痺状態になることが予想されることから、県及び市町村等は、被災者に最低限の飲料水、食料及び生活必需品等の供給が円滑に行えるよう、公共備蓄や流通備蓄の体制をあらかじめ定めておく必要がある。

そして、県及び市町村は、平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めるものとする。

なお、県及び市町村は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を経由して開設できるように、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努めるものとする。

また、災害時に必要不可欠な最低限の飲料水、非常食及び生活必需品については、「個人で備蓄しておくことが基本である。」という認識により、県及び市町村は、日頃から、個人備蓄の啓発・奨励を行う。

さらに、国及び県は、災害の規模等にかんがみ、被災市町村が自ら物資の調達・輸送を行うことが困難な場合にも被災者に物資を確実に届けられるよう、物資の要請体制・調達体制・輸送体制の整備を図る。

県及び市町村は、物資の迅速な配布のため、県物資拠点運営・輸送マニュアルを適宜見直すとともに、保管場所について、各地区の拠点となる避難所での分散備蓄など、備蓄拠点配置の最適化について検討する。また、迅速な物資の配布のため、備蓄物資のリストや保管場所等を自主防災組織等の関係者と共有し、連携の強化を図る。

(1) 飲料水の確保

市町村は、凍結等により水道施設が破損し、飲料水の供給ができなくなる場合に備え、貯水槽、応急給水用資機材を活用して飲料水の確保に努める。

なお、家庭において備蓄すべき水量は、一人1日3リットル程度を基準として、給水車等による応急給水対策が開始されるまでの最低3日間分（推奨1週間分）の世帯人数分を確保するよう努める。

ア 県は、次の事項について市町村等を指導するものとする。

(ア) 非常時に利用予定の一般井戸、消融雪用井戸、湧水の水質検査の実施及び利用方法の検討

(イ) 住民及び町内会の自主防災組織に対する備蓄水や応急給水についての指導

(ウ) 応急給水を円滑に実施するための給水班の編成等給水計画の作成

(他の地方公共団体等からの応援給水計画を含む)

(エ) 給水タンク、トラック、ろ水機等応急給水資機材の整備及び耐震性貯水槽の設置

(オ) 水道施設の早期復旧を図るための工事業者との協力体制の確立

(資料「5-5 応急給水用具」「5-10 県内の給水車両等保有状況及び災害時利用可能水量等の状況」)

イ 県民は、衛生的で安全性が高く、水もれや破損のしない容器により水を備蓄する。

一人1日3リットル×世帯人数×最低3日間分（推奨1週間分）

ウ 町内会等の自主防災組織は、次により飲料水を確保するものとする。

(ア) 応急給水を円滑に実施するための給水班の編成準備

(イ) ポンプ、貯水槽、ポリタンク、次亜塩素酸カルシウム等、応急給水に必要なとされる資機材の整備

(2) 食料の確保

被災者に対する食料の供給は、原則として、炊出し体制が整うまでの間は備蓄してある乾パン等非常食（以下「非常食」という。）を供給するものとする。

このため、県及び市町村は、非常食の備蓄・調達先の確保に努めるものとする。

ア 非常食の備蓄、調達体制

- (ア) 市町村は、非常食の備蓄を推進するとともに、災害時において、相互に融通するなど隣接市町村と連携を図るものとする。また、被災時における迅速な対応を図るため、避難所ごと又はその近傍における分散備蓄を進めるものとする。
- (イ) 市町村は、住民の家族構成に応じた非常食最低3日間分（推奨1週間分）の備蓄を積極的に啓発し、奨励するものとする。
- (ウ) 市町村は、避難所に近い企業・事業所に対し、非常食の備蓄を協力依頼するものとする。
- (エ) 県は、市町村の備蓄を補完するため、非常食を広域市町村圏ごとに分散して備蓄するものとする。
- (オ) 県及び市町村は、病院や社会福祉施設等に対し、患者や入所者の実態に応じた非常食の備蓄を奨励するものとする。
- (カ) 県及び市町村は、非常食の公共備蓄を補完するため、流通備蓄を推進するとともに、調達先とあらかじめ協定を締結しておくものとする。
また、流通備蓄による食料の調達を確実にするため、調達先との協定内容の点検及び調達先の拡充に努めるものとする。
- (資料「5-12 災害救助物資備蓄状況」「12-3 富山県の災害時応援協定締結状況」)

イ 炊出し計画

- (ア) 市町村は、被災時の炊出しを速やかにできるよう、責任者（市町村）、現場の責任者（避難所）、献立、炊出し方法等の炊出し計画をあらかじめ定めておくものとする。
- (イ) 炊出しは、米飯、弁当、パン、即席メン等とする。
- (資料「5-4 小中学校給食施設」「5-9 移動可能な給食器材」)

ウ 救援要請

- (ア) 被災市町村から県に救援要請があった場合、県は隣接市町村や他の市町村に救援を要請するものとする。
- (イ) 県は、さらに不足する場合には、県が救援するとともに、国の防災基本計画に定める物資関係省庁（厚生労働省、農林水産省、経済産業省、総務省、消防庁）又は非常災害対策本部に物資の調達を要請するものとする。(資料「5-3 主食類応急調達系統図」)

エ 輸送

- (ア) 被災時には大量の救援物資の受入れに混乱が予想されることから、県及び市町村は、ストックヤードとして使用できる集積地をあらかじめ定めておくものとする。
- また、集積地を定めた場合は、県、隣接市町村や他の市町村、日本赤十字社富山県支部、(一社) 富山県トラック協会、富山県倉庫協会、国の防災基本計画に定める物資関係省庁（厚生労働省、農林水産省、経済産業省、総務省、消防庁）又は非常災害対策本部に連絡しておくものとする。

(イ) 県及び市町村は、物資の輸送手段を確保するため、また物資の保管をするため、運輸・倉庫等の関係団体と協定を締結し、あらかじめ、関係団体に協力を依頼しておくとともに、訓練を実施し輸送体制の強化を図るものとする。

(3) 生活必需品の確保

県及び市町村は、家屋の倒壊破損等による被災者を保護するための寝具類、日用品その他の生活必需品（以下「生活必需品」という。）を供給するものとし、生活必需品の備蓄・調達先の確保に努めるものとする。

ア 生活必需品の備蓄、調達

(ア) 県は、広域的な見地から生活必需品を備蓄し、広域市町村圏ごとに分散して備蓄するものとする。

(イ) 市町村は、生活必需品を備蓄するとともに、隣接市町村と連携を図るものとする。

特に、豪雪時には輸送手段等が混乱するため、避難所ごと又はその近傍における分散備蓄を進めるものとする。また、市町村は、被災実績や他自治体の被災事例等を踏まえ、備蓄物資（毛布、ストーブ等）の内容・数量等を適宜見直すものとする。なお、生活必需品の調達に当たっては、要配慮者、女性、子供にも配慮し、便利で使いやすい物資を導入するなど、最新の動向を踏まえ検討するとともに、現物備蓄に限界があることを踏まえ、必要に応じて子育て支援ネットワーク等の関係団体を紹介する体制を確保する。

(ウ) 県及び市町村は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策として有効である、マスク、消毒液等の備蓄を奨励するものとする。

(エ) 市町村は、住民の家族構成に応じた最低3日間分（推奨1週間分）の携帯トイレ・簡易トイレ・トイレ凝固剤、トイレトペーパーなど生活必需品の備蓄を積極的に啓発し、奨励するものとする。

(オ) 県及び市町村は、病院や社会福祉施設等に対し、患者や入所者等の日常生活の実態に応じた生活必需品の備蓄を奨励するものとする。

(カ) 県及び市町村は、生活必需品の公共備蓄を補完するため、流通備蓄を推進するとともに、調達先とあらかじめ協定を締結しておくものとする。

(キ) 県は、市町村と連携し、県内の防災井戸の設置状況を周知することで活用を促進するものとする。

(ク) 市町村は、住民や自主防災組織が自助、共助の観点から備蓄すべき生活必需品を周知し、備蓄を積極的に啓発するとともに、県及び市町村が備蓄する品目以外の個人備蓄を奨励するものとする。

また、流通備蓄を確保するため、年1回、定期的に協定内容を確認するものとする。

(資料「5-7 日本赤十字社富山県支部災害救援物資等交付基準」「5-12 災害救助物資備蓄状況」

「12-21 災害救助物資の供給等に関する協定書」「12-22 災害発生時の物資の緊急・救援輸送、保管等に関する協定書」)

イ 炊飯器等炊事道具、燃料、食器の調達

(ア) 炊出しは、避難所の給食設備や給食施設の炊事道具を使用して炊出しをすることとする
が、被災時に使用不可能な場合や備えていない避難所のため、市町村は炊事道具の調達先を確保しておくものとする。

(イ) 市町村は、炊出し用のＬＰガス、卓上コンロの燃料が不足した場合に備え、これらの調達先を確保しておくものとする。また、災害対応バルク貯槽※の設置により炊き出しや発電が可能となることなどから、新たな災害対策機器の活用等も有効である。

※ＬＰガスの小型の貯槽（バルク貯槽）と、燃焼機器（コンロ、発電機等）及びこれらを接続するためのワンタッチカップリング機器がセットになったもの。平常時のＬＰガスの供給設備としても使用できる。

(ウ) 市町村は、キッチンカー団体やキッチンカーを保有する民間事業者との避難所等における食事の提供に関する災害時応援協定の締結を推進するとともに、調理器具の備蓄等を行い、栄養バランスのとれた適温の食事を提供できる体制を整備する。

ウ 救援及び輸送

「（２）食料の確保」と同様の体制をとるものとする。

（４）電源の確保

病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設の管理者は、発災後72 時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努めるものとする。

県は、大規模停電発生時に電源車の配備等、関係省庁、電力会社等から円滑な支援を受けられるよう、あらかじめ、病院等の人命に関わる重要施設及び災害応急対策に係る機関が保有する施設の非常用電源の設置状況、最大燃料備蓄量、燃料確保先、給油口規格等を収集・整理し、リスト化を行うよう努めるものとする。

4 帰宅困難者対策

県及び市町村は、公共交通機関の運行が停止した場合、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が発生することから、「むやみに移動しない」という帰宅困難者対策に対する基本原則や安否確認手段について平時から積極的に広報するとともに、企業等に対して、従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことができるよう、必要な物資の備蓄等を促すなど、帰宅困難者対策を行う。

5 被災者等への的確な情報伝達活動

市町村は、被災者等への情報伝達手段として、特に市町村防災行政無線等の無線系（戸別受信機を含む。）の整備やＩＰ通信網、ケーブルテレビ網等の活用を図り、災害情報を被災者等へ速やかに伝達する手段の確保に努めるとともに、有線系や携帯電話も含め、要配慮者にも配慮した多様な手段の整備に努めるとともに、要配慮者、災害により孤立するおそれのある地域の被災者、帰宅困難者等、情報が入手困難な被災者等に対しても、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図る。

また、国、県、市町村及び放送事業者等は災害に関する情報及び被災者に対する生活情報を大規模停電時も含め常に伝達できるよう、その体制及び施設、設備の整備を図る。

電力会社は、停電時にインターネット等を使用できない被災者に対する被害情報等の伝達に係る体制の整備に努めるものとする。

国及び電気通信事業者は、通信の仕組みや代替通信手段の提供等について利用者への周知に努めるとともに、通信障害が発生した場合の被災者に対する情報提供体制の整備を図るものとする。

なお、国、県、市町村及びライフライン事業者は、居住地以外の市町村に避難する被災者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け取ることのできる体制の整備を図る。

放送事業者、通信事業者等は、被害に関する情報、被災者の安否情報等について、情報の収集及び伝達に係る体制の整備に努める。また、国、県及び市町村等は、安否情報の確認のためのシステムの効果的、効率的な活用が図られるよう、住民に対する普及啓発に努める。

また、国、県及び市町村は、住民等からの問い合わせ等に対応する体制についてあらかじめ計画しておく。

第4 越冬用食料の安定供給確保

冬期間における生鮮食料品の大部分は県外産に依存しているため、県及び市町村は県外産地からの安定供給についての対策を推進し、物資流通の円滑化に努めるとともに、一般家庭における備蓄についての啓発に努め、県民の消費生活の安定を図る。

1 供給の確保（北陸農政局、県農林水産部）

（1）生鮮食料品の安定供給対策

県は、国の実施する生産出荷協議会等及び県内拠点市場の卸売業者との連携を図るとともに、主要産地県への出荷要請班の派遣など、安定的な供給の確保に努める。

（2）物資流通の円滑化

県内で消費される生鮮食料品は、ほとんどトラックによる輸送に依存している。

このため県は、これらの円滑な運行を確保するため、関係機関の協力を得て道路の規制状況の適切な把握及び情報提供体制の確立に努める。

（3）卸売市場施設の耐雪化

県は、生鮮食料品の流通拠点である卸売市場について、「富山県卸売市場整備計画」に基づき、施設及び近隣道路等の耐雪化を促進する。

2 一般家庭における越冬用食料の備蓄（県農林水産部、市町村）

県及び市町村は、一般家庭に対し広報誌その他の広報媒体を通じ、比較的価格の安定している降雪期前に長期貯蔵可能な野菜類の備蓄普及についての啓発に努める。

第5 孤立集落の予防

市町村等は、豪雪による孤立集落の発生を未然に防止するための各種対策を実施するとともに、孤立化のおそれのある集落については、日常機能の低下を極力さけるための万全の事前措置を実施する。県

は、市町村が孤立化のおそれのある集落とともに行う孤立に備えた予防対策や応急対策づくりを推進するため、そのモデルとなる指針を策定している。

1 実態の調査等（県、市町村）

県及び市町村は、孤立化のおそれのある集落と各集落の課題の把握に努めるとともに、「富山県孤立集落予防・応急対策指針」について、過去の災害から得られた教訓や災害対応の課題に対する検証を踏まえた見直しを行い、市町村や各集落に周知し、孤立集落の予防対策・応急対策の推進に取り組むものとする。

また、防災関係機関や民間事業者と連携し、孤立集落の発生状況に対する上空からの把握や、無人航空機による物資輸送等を行える体制の整備を推進するとともに、万一に備えた救助計画を策定し、訓練を実施するものとする。

2 防災力向上への支援（県、市町村）

県及び市町村は、孤立化のおそれのある集落における地区防災計画の策定や、停電や断水等のライフラインの途絶に対応できるオフグリッド化のための資機材整備等による自主防災組織の防災力向上への支援に取り組むものとする。

3 孤立集落の機能維持（市町村）

市町村は、孤立する集落の機能の維持を図り、住民の安全を確保するため、次の必要な施設、資機材の整備を行う。

- （１）除圧雪機械及び管理棟
- （２）危険箇所照明施設
- （３）消融雪施設
- （４）通信施設設備
- （５）積雪時負傷者搬送用資材

4 通信連絡体制の整備（県警察本部、市町村）

（１）集落と役場等との連絡体制の整備

孤立化のおそれのある集落を有する市町村は、非常時に備え次のとおり、集落との通信を確保するため連絡体制の整備に努め、運用等については具体的に定めておく。

- ア 市町村防災行政無線の整備
- イ 加入電話による住民との情報連絡網の確立
- ウ 非常通信の確保
- エ 他の機関の通信手段の活用
- オ 衛星通信の配備

(資料 7-3 市町村防災行政無線施設設置状況、7-7 富山県非常無線通信用無線局)

(2) 交番等への携帯無線の配置

警察は、孤立のおそれのある集落については、有線施設の障害に備え、地元交番等へ携帯無線機の配置に努めるほか、防災無線等を最大に活用できる体制を確保する。

5 事前措置（県危機管理局、県厚生部、県土木部、県警察本部、市町村）

(1) 食料等生活必需物資の確保

山間地集落等積雪期間が長く、物流ネットワークから遠隔地にあたる地域では、生鮮食料品等の確保が困難な場合があるため、県及び市町村は、各家庭単位での食料、燃料及び医薬品等の備蓄について奨励する。

(2) 対応手順の整理

複数箇所集落が孤立化することを想定し、行政としての対応手順（集落内の状況確認体制、道路啓開等の優先順位の基本的な考え方等）を整理する。

(3) 道路ネットワーク脆弱地域対策

道路管理者は、道路ネットワークが脆弱な地域への対応を考慮した道路啓開計画を作成し、計画的な道路整備に取り組む。

また、県及び市町村は、季節や気象条件を考慮した孤立集落へのアクセス方法を検討し、空や海からの救助・物資輸送を想定したヘリコプターの離着陸やエアクッション艇の揚陸が可能な地点の調査に努めるとともに、道路の寸断の要因となる恐れのある沿道林の事前伐採に努めるものとする。

(4) 救急、救助実施計画

ア 救急、救助部隊の編成等

消防、警察等は、急病人の発生や雪崩等の災害発生に備え、救助部隊の編成、輸送手段等について事前に計画を作成しておくものとする。

イ ヘリコプターによる救助体制の整備

孤立集落への救急、救助活動には、消防防災ヘリコプターや県警ヘリコプター、富山県ドクターヘリの活用が、有効である。

県は、ヘリコプターの冬期間の運航体制を確立しておくとともに、市町村は孤立のおそれのある集落の緊急時臨時着陸場所の適地を選定し除雪計画を作成しておくなど、受入体制を整備しておく。

第6 災害救援ボランティア活動の体制強化

災害時において、県、市町村その他の防災関係機関は、被災者の救助・救援活動、ライフラインの復旧など、災害対応の中心的な役割を担っており、また、県民は、自主防災という点で各自の行動が期待される。

しかし、行政や県民等の対応力を超える災害においては、ボランティアの迅速かつきめ細かな対応が必要とされる。

一方、効果的な活動を展開するためには、ボランティアと被災者をつなぐ連絡調整機能やボランティア同士の連携が不可欠であり、このため、県及び市町村は、富山県民ボランティア総合支援センター（以下「総合支援センター」という。）、富山県社会福祉協議会、市町村社会福祉協議会、日本赤十字社富山県支部及びNPO等との連携を図るとともに、災害中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、災害時において、防災ボランティア活動が円滑に行われるよう、活動環境の整備を図るものとする。

国及び市町村（県）は、防災ボランティアの活動環境として、行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、研修や訓練の制度、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。

1 ボランティアの活動内容

災害時における救援ボランティア活動には、行政・企業・民間団体から派遣される専門知識、技術を有する者で、通常は関係機関の要請に基づき活動する専門的なボランティア活動と、被災者の生活支援を目的に、専門作業以外の作業に参加する者で、自主的に活動する一般的なボランティア活動とがある。

（１）専門的なボランティア活動

- ア 消防、救助
- イ 医療救護
- ウ 通信の確保
- エ 行方不明者の搜索
- オ 特殊車両等の運転

（２）一般的なボランティア活動

- ア 高齢者、障害者等の介助、誘導
- イ 手話、外国語の通訳
- ウ 救援物資の仕分け、搬送、配布
- エ 炊出し、水汲み
- オ 家財の搬出、家屋の片付け、瓦礫の処理

2 ボランティアの普及、養成（県生活環境文化部、市町村）

（１）ボランティア活動の普及・啓発

県及び市町村は、ボランティア関係機関・団体等と相互に連携し、ボランティア活動に対する意識を高めるとともに、社会全体としてボランティア活動を行いやすい環境づくりを進める。

なお、勤労者がボランティア活動に参加しやすい環境づくりを進めるため、企業等に対してボランティア休暇等の必要性について理解を求め、協力を要請する。

(2) ボランティアの養成

県及び市町村は、ボランティア関係機関・団体等と相互に連携を図り、災害時に適切に行動できる知識、技術を身につけてもらうため、社会人や学生等を対象に災害救援ボランティア講習や訓練を実施する。

なお、高齢者等の介護や通訳等として、日頃、活動しているボランティアは、災害時においてもその活動が期待されるところであり、協力が得られるよう努める。

(3) 災害中間支援組織の育成等

県は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、県域において活動を行う災害中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）の育成・機能強化に努めるものとする。

市町村は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、市町村地域防災計画等において、災害救援ボランティアセンターを運営する者（市町村社会福祉協議会等）との役割分担等を定めるよう努めるものとする。特に災害救援ボランティアセンターの設置予定場所については、市町村地域防災計画に明記する、相互に協定を締結する等により、あらかじめ明確化しておくよう努めるものとする。

3 ボランティアの受入体制の整備（県生活環境文化部、市町村）

(1) 富山県災害救援ボランティア連絡会の設置運営

災害時におけるボランティアの円滑な受入れ、被災者に対するボランティア活用の呼びかけ、メディアを活用したボランティアについて情報発信などについて検討するとともに、県内のボランティア関係機関・団体等の連携強化を行うため、県及びボランティア関係機関・団体等を構成員とする協議機関を設置し、相互協力・連絡体制等を整備する。

(2) NPO・ボランティア関係機関・団体等との連携

県及び市町村は、ボランティア関係機関・団体等と連携を図るとともに、災害中間支援組織を含めた連携体制の構築を図り、災害救援ボランティア活動が円滑に行われるよう、受援体制の整備に努めるものとする。

(3) 災害ボランティアコーディネーター等の養成

県及び市町村は、ボランティア関係機関・団体等と相互に連携し、ボランティアとして支援したい人と支援を求める人とをつなぐ災害ボランティアコーディネーター等の養成を促進するとともに、名簿登載に努めるものとする。

(4) ボランティア受入れマニュアルの作成

災害時における救援ボランティアの円滑な受入と効果的な活動が展開されるための基本的な事項と推進体制等について、富山県災害救援ボランティア活動指針が作成されている。各市町村

において、地域の実情に応じたマニュアルを作成する際には、この指針と一体的な運用が図られるよう配慮する。

(5) 防災訓練への参加・研修等の実施

県及び市町村は、総合防災訓練等への災害救援ボランティアコーディネーター等及びボランティアの積極的な参加を呼びかけるとともに、ボランティア関係機関・団体、自治会、自主防災組織等との連携のあり方について訓練を通して検証する。また、県は関係機関と連携し、SNSやICT等を活用した情報発信に向けた研修の開催により、災害救援ボランティアセンターにおける情報発信力の向上を支援する。

(6) 資機材の整備及び活用体制の構築

ボランティア活動に必要な資機材及びストックヤードを整備するとともに、資機材の活用ネットワークに関する会議等において資機材活用体制の構築に関する検討を行う。

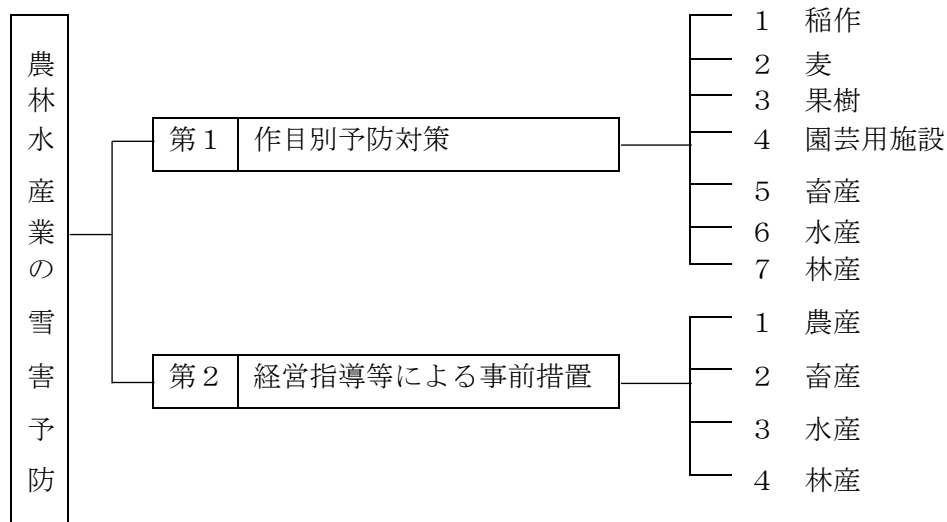
(7) 災害救援ボランティアセンター運營業務の効率化

災害救援ボランティアセンターの運営を円滑に行い、入力作業や管理作業の負担を軽減するために、費用面も踏まえた災害支援アプリ等の活用・導入について検討する。

第7節 農林水産業の雪害予防

国、県及び市町村は、農林水産業の雪害を未然に防止し、又は被害を最小限に食い止めるため、農業団体等と連携を密にし、施設の耐雪化や除融雪体制の整備を促進するとともに、被害防止の指導を徹底する。

対策の体系



第1 作目別予防対策

1 稲作（北陸農政局、県農林水産部）

育苗施設及び米麦乾燥調製施設等建物の設計時における積雪許容限度を次のとおりとする。

- | | |
|------------------------------|----------|
| (1) 標高200メートル未満の地域 | 1. 5メートル |
| (2) 標高200メートル以上、400メートル未満の地域 | 2. 0メートル |
| (3) 標高400メートル以上の地域 | 2. 5メートル |

2 麦（北陸農政局、県農林水産部）

県等は、生産者の組織化、作付地の集団化を推進するとともに、排水、適期は種等を徹底し、雪害に耐えるようにする。

3 果樹（北陸農政局、県農林水産部）

県等は、最大積雪深が概ね2メートル以下の地域を園地造成の基本として、樹形の仕立及び棚強度の確保等雪害防止対策について次のとおり指導するとともに、的確な降積雪情報の伝達及び園地見まわりの徹底を図り、計画的な除融雪を促進する。

- (1) 棚仕立の樹種を栽培するとき
- ア 棚は30a以内の単位とする

- イ 棚の高さは、1.8～2.0メートルとする
- ウ 棚の隅柱及び周囲柱は、コンクリート又は鉄材など強固なものを使用する
- エ 棚の周囲線及び周囲柱の上を通る柱線はワイヤーを使用する
- オ ブドウ棚の支線は、豪雪時に取り外しができるものとする

(2) 立木仕立の樹種を栽培するとき

- ア 主枝の分岐高は1.0メートル以上とする
- イ 各主枝ごとに支柱による下垂防止を行う

(3) 降雪前対策

- ア 粗せん定を実施する
- イ 枝梢の結束を行う
- ウ 支柱及び棚の点検と補強を励行する
- エ 暴風網、防鳥網は降雪前までには撤収する

(4) 降雪時の対策

- ア 棚上や枝にたまった雪をふり落とす
- イ 主枝の分岐部分を露出させるため、幹回りの雪踏みを行う
- ウ 雪に埋まった枝は、枝先を引き上げ、樹冠下の雪踏みを行う

4 園芸用施設（北陸農政局、県農林水産部）

- (1) 県等は、園芸用施設設計施工標準仕様書に基づき積雪荷重800N/m²に耐え得る強度と屋根雪の滑落を考慮した屋根勾配3/10～5/10をめやすとした施設の設置を促進する。
- (2) 側圧によるハウスの倒壊を免れるために、除雪できる程度のハウスの間隔を確保する。
- (3) 低温時に暖房機が正常に作動するよう、設定温度や燃料残量等を再確認する。
- (4) ハウスの耐雪強度を把握し、補強資材による構造強化対策（筋交い補強、タイバー・斜材でX型補強、中柱補強等）を実施する。
- (5) 散水による融雪を行う場合には、事前に排水路の整備・清掃を行うとともに、必ず積雪前から散水を行う。
- (6) 園芸用ハウスでは、可能な範囲で室温を高め、屋根雪の滑落を促す。
- (7) 積雪後は、施設周辺等の除雪に努める。
- (8) 積雪により倒壊の恐れがある場合には、施設内に絶対に入らない。

5 畜産（北陸農政局、県農林水産部）

- (1) 県等は、特定畜舎等建築物（畜舎又は堆肥舎の用途に供する建築物）の技術的基準に基づく積雪荷重に耐えうるよう、屋根面の断熱性が低く、降雪を妨げない材料及び構造とした、屋根勾配11度以上（2/10勾配以上）の施設の設置を促進する。
- (2) 滑落した雪が軒高以上に堆積しないよう、速やかな除排雪に努める。

(3) 畜舎等においては、水道管等の凍結防止に努める。

(4) 市町村は、中山間地域に立地する畜産農家が、山間地へ移転するケースが増えていることから、移転計画を踏まえた道路除雪等に配慮する。

6 水産（北陸農政局、県農林水産部）

漁港管理者及び漁業協同組合は、関係機関と協力し、道路除雪体制を強化するとともに漁港施設及び漁港関連道の無雪害化を促進する。

7 林産（北陸農政局、中部森林管理局、県農林水産部）

県等は、冠雪害に強い林分構造の施業方法、通直材の生産方法及び特用林産物生産（栽培用）施設、加工施設の耐雪化等の技術指導等を行うとともに、雪に強い品種の研究に努める。

第2 経営指導等による事前措置

県は、降積雪時対策として次のとおり経営指導の強化を図る。

1 農産（北陸農政局、県農林水産部）

- (1) 雪害予防に必要な資機材導入の資金計画
- (2) 除排雪計画の策定と事前準備
- (3) 雪害克服に必要な営農資金の計画的造成
- (4) 農業共済制度への加入促進

2 畜産（北陸農政局、県農林水産部）

- (1) 雪害予防に必要な資機材導入の資金計画
- (2) 除排雪計画の策定と事前準備
- (3) 雪害克服に必要な経営資金の計画的造成
- (4) 農業共済制度への加入促進
- (5) 飼料、資機材等の適切な備蓄
- (6) 自衛防疫の強化

3 水産（北陸農政局、県農林水産部）

- (1) 雪害予防に必要な資機材導入の資金計画
- (2) 除排雪計画の樹立
- (3) 雪害克服に必要な経営資金の計画的造成

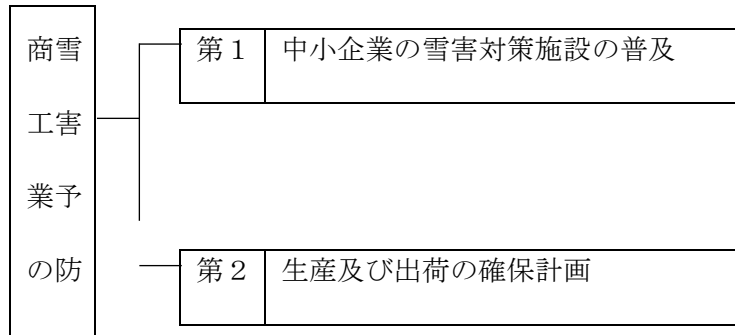
4 林産（北陸農政局、中部森林管理局、県農林水産部）

雪に強い林分を育成するための間伐の促進

第8節 商工業の雪害予防

商工業における雪害の未然防止、拡大防止又は軽減を図るため、降積雪の影響を考慮した地域経済振興対策の推進が必要である。県等は、雪に強い商工業の振興と防災体制の強化のため、指導及び助成等を行う。

対策の体系



第1 中小企業の雪害対策施設の普及（中部経済産業局、県商工労働部）

事業所、工業団地、商業拠点等の無雪化を図るため、県等は融資制度等を積極的に活用し、消融雪設備、除雪機械等の設置を促進する。

第2 生産及び出荷の確保計画（中部経済産業局、県商工労働部）

事業所等は、雪による生産力の低下をさけるため、原材料の適正備蓄を図るとともに、冬期の輸送計画を作成しておく。

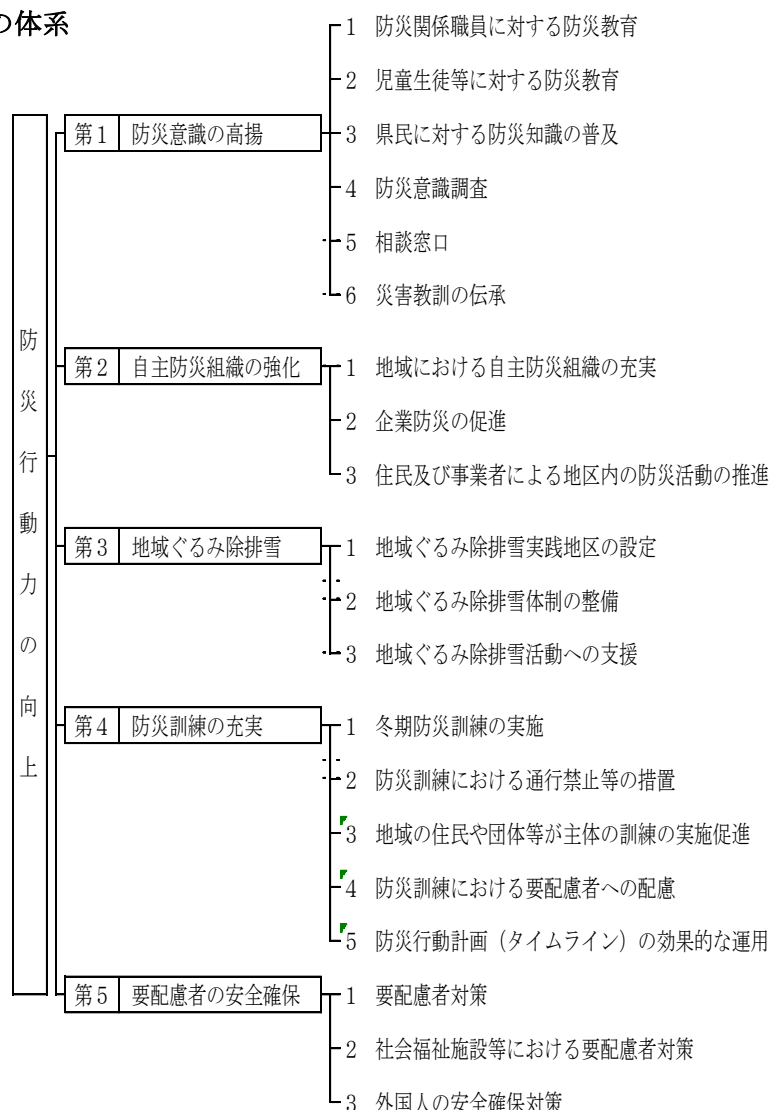
第9節 防災行動力の向上

豪雪は、広い地域に、かつ長期間にわたり、交通混乱、被災者の発生等各種の被害をもたらすことから、行政の的確な対応にあわせ、県民や事業所の迅速かつ持続的な活動が不可欠である。

しかも、豪雪時には、交通障害等により円滑な防災対策に支障も予想されることから、まず、県民は、『自分の身は自分で守る、みんなのまちはみんなで守る。』ことを認識するとともに、県をはじめ各防災関係機関は、地域の防災行動力の向上に努め、被害の未然防止や軽減を図ることが必要である。

このため、防災広報、防災教育などの防災意識の高揚、県民・事業所等による自主防災組織の強化、防災関係機関を中心とする防災訓練の実施及び要配慮者の安全確保などを通じて、防災行動力の向上に努めるものとする。

対策の体系



第1 防災意識の高揚

雪等による被害を最小限にとどめるためには、県民をはじめ各防災関係機関等が、雪等に関する知識と各自の防災対応について、日頃から習熟しておくことが不可欠である。

とりわけ、集中的な大雪が予想される場合は、県民一人一人が非常時であることを理解して、降雪状

況に応じて不要・不急の道路利用を控える等、主体的に道路の利用抑制に取り組むことが重要である。

このため、県をはじめ各防災関係機関は、県民の防災意識の高揚を図るとともに、家庭や職場、学校などにおける地域の防災行動力を向上させるため、防災知識の普及啓発、防災教育の推進に努める。

その際、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方及び性的少数者の視点に十分配慮するよう努めることに加え、家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努めるものとする。

さらに、過去の災害の教訓を踏まえ、全ての県民が災害から自らの命を守るためには、県民一人一人が確実に避難できるようになることが必要である。このため、地域の関係者の連携の下、居住地、職場、学校等において、地域の災害リスクや自分は災害に遭わないという思い込み（正常性バイアス）等の必要な知識を教える実践的な防災教育や避難訓練を実施に努めるものとする。

また、防災への関心を低下させないためにも、継続的な啓発活動に努めるものとする。

1 関係職員に対する防災教育（各防災関係機関）

防災関係機関は、防災業務に従事する職員（雪害時に参集し、災害対応業務に従事する職員を含む）に対し、雪害時における的確な判断力を養い、各機関における防災活動を円滑に進めるため、次により防災教育を普及徹底し、職員の災害対応能力の向上を図る。

（１）教育の方法

- ア ロールプレイング方式による図上訓練の実施
- イ 講習会、研修会の実施
- ウ 国等が実施する研修への派遣
- エ 防災士養成研修の受講
- オ 見学、現地調査の実施
- カ 防災活動マニュアル等印刷物の配布

（２）教育内容

- ア 各機関の防災体制と各自の任務分担と指揮命令系統
- イ 職員の安否確認の実施基準と非常参集の方法
- ウ 業務継続計画（ＢＣＰ）の理解と運用
- エ 雪害の特性
- オ 防災知識と技術
- カ 防災関係法令の運用
- キ 各機関内又は関係機関との円滑な情報共有
- ク 事前の備え（執務室の整理整頓、災害対応資機材の保管場所の確認等）
- ケ 他自治体や海外等の防災体制や災害対応

コ その他必要な事項

2 児童生徒等に対する防災教育（県経営管理部、県教育委員会、市町村）

県教育委員会は、県立学校及び市町村教育委員会に対し児童生徒等に対する防災教育の指針を示し、その実施を指導する。

また、県は、私立学校に対し、これに準じた教育を行うよう指導するものとする。

（１）防災広報の充実

県教育委員会は、児童生徒を対象に自らの身を守るため災害発生時及び平常時の心得を盛り込んだ児童生徒の発達段階に応じたPRパンフレットの活用について県内の小、中、義務教育学校、高等学校及び特別支援学校に周知を図る。

（２）防災教育の充実

ア 学校教育における防災教育

（ア）各学校長においては、年度初めに防災に関する安全計画を立案し、その効果的な実現のため降積雪時に起こる様々な危険とその際の安全な行動について理解させ、状況に応じて適切に行動できるようにすることをねらいとして、防災教育を教育活動の全体を通して計画的、組織的に行う。

（イ）防災に関する安全計画の内容は、児童生徒の発達段階、学校の立地条件、校舎の構造などの環境に対応するとともに消防署と連絡を密にし、雪害の種別に応じて適切に設定する。

（ウ）学校においては、消防団・自主防災組織等が参画した防災教育の実施体制を構築し、消防団員等による講演や体験学習、防災訓練等の防災教育を行うよう努める。

（エ）学校には防災管理者を置き、関係法規に定める防災知識普及業務を行う。

（オ）防災に関する安全教育は、各教科（道徳を含む。）に加え、総合的な学習の時間等の活用により災害に対応する能力を高める学習や特別活動の学校行事及び学級活動、ホームルーム等において、PTAや地域住民、消防団員等も参加した実践的な避難訓練等を行うよう努める。

（カ）防災教育は、避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正常性バイアス等を克服し、避難行動を取るべきタイミングを逸することなく適切な行動がとれるようにする。

（キ）防災教育は、火気取扱い指導、防災関係施設の見学、体験発表等あらゆる機会を通じ、徹底を図るものとする。

（ク）防災教育の推進にあたっては、児童・生徒の理解が進むよう、県で作成した児童・生徒用防災ハンドブックなど、わかりやすい教材を活用する。

（ケ）災害時におけるボランティアの重要性について事例教育を含めるなど、その理解を深めさせる。

イ 登下校時の安全指導

各学校は、降積雪などの天候状況を踏まえ、気象情報や防災機関が発する警報に注意するとともに道路等の状況を的確に把握し、登下校の方法や時間について、十分事前に指導する。

また、防災関係機関及び市町村教育委員会等との連絡を密にしておくものとする。

ウ 教職員・保護者に対する防災教育

(ア) 講習会・講演会

学識経験者並びに関係機関の専門職員を講師として招き、雪害の原因、対策等の科学的、専門的知識を深める講演会を開催するほか、防災資機材の取り扱いや応急救護の実技、メンタルヘルス等についての講習会を行う。

(イ) 研修会

校長をはじめ教職員の安全教育、安全管理に関する指導力やマルチメディアの活用等情報管理能力などを向上させるため、研修を計画的に実施する。

エ 大学等における防災教育

大学等では、県外出身の教職員や学生が多いことや拘束時間が短いことなどから教職員・学生相互の連絡が困難であり、さらに、理工系大学などでは24時間体制で学校施設が利用されていることから、各学校において多様な場面を想定した連絡マニュアル、避難計画を作成し、その効果的な実現のため、定期的な訓練により防災意識の高揚と知識の普及に努める。

3 県民に対する防災知識の普及（県危機管理局、県警察本部、市町村）

県及び市町村は、県民に対し、専門家の知見も活用しながら、最低3日間分（推奨1週間分）の食料・飲料水等の個人備蓄、非常持出品の準備等家庭での予防・安全対策及び災害発生時にとるべき行動など防災知識の普及啓発を多様な手段により推進する。また、防災週間や防災関連行事等を通じ、住民に対し、災害時のシミュレーション結果等を示しながらその危険性を周知するものとする。

(1) 普及の方法

ア 社会教育、各種団体を通じての普及・啓発

P T A、青年団体、女性団体、自治会、事業所団体等各種団体を対象とした研修会、講習会、集会等の開催や資料の提供、ビデオ、映画フィルムの貸出等を通じて、被害防止に関する知識を普及啓発し、県民がそれぞれの立場から社会の一員としての自覚を持ち、地域の防災活動に寄与する意識を高める。

また、事業所団体では、構成員の組織内部における防災知識の普及を促進させる。

イ 自動車運転者に対する啓発

警察は、運転免許更新時の講習、自動車教習所における教習、各種交通安全講習等の機会を通じ、降積雪時において、自動車運転者のとるべき措置について周知徹底を図る。

ウ 広報媒体による普及

県及び市町村は、多様な広報により、防災知識の普及に努める。

- (ア) 県及び市町村のホームページによる普及 (イ) 出前県庁を活用した普及活動
- (ウ) テレビ、ラジオ等による普及 (エ) 新聞、雑誌による普及
- (オ) その他の印刷物による普及 (カ) 映画、スライド、疑似体験装置による普及
- (キ) 図画、作文の募集による普及
- エ 富山県防災危機管理センター、富山県広域消防防災センター（四季防災館）等による普及
富山県防災危機管理センターの研修室や交流・展示ホール及び災害を四季でとらえた体験型学習施設（四季防災館）における地震、流水、風雨災害などの体験学習や、富山ならではの特色ある研修、消防職団員の訓練の見学などを通じて、県民すべての防災意識を高める。
- オ 防災訓練を通じての防災意識の啓発
県及び市町村は、総合防災訓練等への住民の積極的参加を呼びかけ、訓練を通じて実際の体験による知識の普及、意識の啓発を行う。
- カ デジタル技術の活用
県及び市町村は、防災アプリや、県のシームレスデジタル防災マップなどの活用を促す。

（２）普及の内容

- ア 各機関の防災体制
- イ 雪害に対する一般的知識
 - ・避難行動に関する知識
 - ・警報等発表時や緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難の発令時にとるべき行動
- ウ 過去の主な被害事例
- エ 普段からの心がけ
 - (ア) 住宅の点検 (イ) 屋内の整理点検 (ウ) 火災の防止 (エ) 応急救護
 - (オ) 最低３日間分（推奨１週間分）非常食料・飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレト
ーパー等準備 (カ) 緊急避難場所、避難所、避難路の確認
 - (キ) 非常持出品の準備 (ク) 自動車へのこまめな満タン給油
 - (ケ) 保険・共済への加入等の生活再建に向けた事前の備え
 - (コ) スコップやスクレーパー、飲食料及びに毛布等の車内の準備
- オ 降積雪時の心得
 - (ア) 交通対策 (イ) 除雪計画 (ウ) 落雪に対する危険防止 (エ) 雪崩に対する危険防止
 - (オ) 健康管理 (カ) 避難の心得 (キ) 家族間の連絡方法（ＮＴＴの伝言ダイヤル「１７１」、
ＮＴＴドコモの災害用伝言板等）

４ 防災意識調査（県危機管理局、市町村）

県民の雪害対策に関する防災意識を把握するため、防災意識の調査、県政モニターからの意見聴取等を必要に応じ実施し、雪害対策に活用する。

5 相談窓口（県各部局、市町村）

県及び市町村は、それぞれの機関において所管する事項について、県民の雪害対策の相談に応ずる。

6 災害教訓の伝承

国（内閣府、国立国会図書館、国立公文書館等）、県及び市町村は、過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般に閲覧できるよう公開に努めるものとする。また、災害に関する石碑やモニュメント等の自然災害伝承碑が持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。

県は、災害時における記録や教訓を四季防災館や防災危機管理センターにおけるパネル展示等により伝承していくとともに、県や関係機関の災害対応業務に関する資料、記録、検証報告書等を収集し、今後の災害対応業務に活用するため、庁内関係部局や市町村と共有するよう努めるものとする。

第2 自主防災組織の強化

雪害から県民の生命、身体及び財産を守るためには、行政機関をはじめとする防災関係機関の防災対策のみでなく、県民一人ひとりが、『自分の身は自分で守る、みんなのまちはみんなで守る。』と認識し行動することが必要である。また、防災活動を行うにあたり、各自がばらばらに行動しては、その効果はあまり期待できない。住民が団結し、組織的に行動することが必要である。

県及び市町村は、地域における防災活動の中心として、住民による防災組織が自主的に結成されるよう指導するとともに、防災活動を有効に実施するための防災資機材の整備や自主防災組織のニーズを踏まえた支援メニューの検討等を進め、地域における防災行動力の向上に努める。その際、自主防災組織の育成、強化を図る際の女性の参画の促進に努めるものとする。

また、事業所は、地域社会の一構成員として、その社会的責任を自覚し、事業所等単位での防災体制の充実強化に努め、地域の自主防災組織と相互に協力、連携できる体制を整備していくことが必要である。

1 地域における自主防災組織の充実（県危機管理局、市町村）

（1）自主防災組織の結成

県内における自主防災組織は、育成主体である市町村が指導・助言を行うことで、年々その組織化が進んでいる。しかし、都市部等での組織率が低い点や活動のマン初化、低迷などの課題の解消を図るため、自主防災組織の未結成地区を対象とした防災講座の実施や防災リーダーを対象とした研修会の開催など、自主防災組織の結成や活動の活性化を図っている。

ア 自主防災組織の編成基準

(ア) 自主防災組織の編成

自主防災組織がその機能を十分に発揮できるよう、あらかじめ組織の編成を定めておくこととする。なお、組織の編成にあたっては、地域の実情に応じ、次の点に留意する。

a 適正規模で編成

自主防災組織は、地域住民相互の緊密な連携のもとに活動することが必要とされるので、住民が連帯感をもてるよう適正な規模で編成する。

b 昼夜間の活動に支障がないよう編成

昼夜間に町内に居る住民が異なることに留意しながら、昼間に活動できる人員、夜間に活動できる人員で組織を編成することが重要。なお、災害時の安否確認のためにも、日頃から昼夜間それぞれにおける町内に居る住民の名簿の作成に努める。

(イ) 自主防災組織の規約

自主防災組織を運営していくうえで基本的な事項については、規約を設けて明確にする。

イ 自主防災組織の活動基準

(ア) 平常時の活動

a 防災知識の普及活動

b 各種訓練の実施

- (a) 情報収集伝達訓練 (b) 初期消火訓練 (c) 避難訓練 (d) 救出救護訓練
(e) 給食給水訓練 (f) その他必要な訓練

c 防災点検の実施（地域内の危険箇所等の点検）

d 防災用資機材等の整備点検

(イ) 災害時の活動

a 情報の収集伝達 b 近所への呼びかけ c 出火防止及び初期消火

d 救出、救護活動 e 避難及び避難誘導の実施

f 給食、救護物資の配布及びその協力

(2) 防災士の養成と自主防災組織の育成

災害時において重要な役割を担う自主防災組織や地域の防災リーダーの育成充実を図るため、県で防災士養成研修やスキルアップ研修等を実施し、地域において、防災の専門知識を持ち、避難所運営への参画や、住民主体の地区防災計画の作成を推進できる防災士を数多く養成する。

また、女性防災士の養成を推進し、女性の視点や経験を活かした防災活動の強化を図る。

併せて、防災活動に必要な各種マニュアルの作成配布、リーダー養成講習会の実施、防災講習会、座談会、映画会等の開催など教育訓練を受ける機会や防災士同士が活動事例を共有する機会、交流する機会の提供に努めるものとする。

(3) 自主防災組織の活動環境の整備

市町村は、自主防災組織を活性化し、災害時に効果的な活動をするために、活動に使用する資

機材の整備や各種訓練を行うための広場、消防水利を整備する。

県は、可搬式動力ポンプ、発電機、エンジンカッター、チェーンソー、ジャッキなど自主防災組織が使用する資機材を整備するため、市町村に対し支援するものとする。また、沿岸の自主防災組織によるゴムボート、ライフジャケット等津波対策資機材の整備、孤立化のおそれのある集落の自主防災組織による停電・断水を想定したオフグリッド型の資機材に対しても、市町村とともに支援するものとする。

(4) 自主防災組織の訓練の充実

災害時における迅速、的確な防災行動力を身につけるには、防災訓練を繰り返し行うことが必要である。このため、自主防災組織にあっては、平素から初期消火訓練、安否確認訓練、応急救護訓練、避難訓練、避難所開設・運営訓練等の各種訓練を行い、災害時の防災活動に必要な知識、技術を習得しておくとともに、防災機関等が行う各種訓練に積極的に参加する。

また、市町村は、自主防災組織が行う各種訓練を充実させるため、積極的に訓練の技術指導を行うものとする。（資料「4-19 自主防災組織の現況」）

(5) 小学校区単位、市町村単位、県単位の連絡協議会の設置

自主防災組織相互の協調・交流を進めることが、組織率の向上と既存組織の活性化に資することから、県及び市町村は小学校区単位、市町村単位及び県単位の連絡協議会の設置を推進する。

（資料「4-19 自主防災組織の現況」）

(6) 自主防災組織と地域の様々な団体との連携

自主防災組織は、住民の防災意識を高め、自発的な参加を促すだけでなく、更なる地域防災力の向上を図るため、地域の消防団、学校、福祉団体、企業等の様々な団体との連携を進めるものとする。県は、市町村とともに自主防災組織と様々な団体が連携する取組みに対して支援するものとする。

(7) 地区防災計画の策定

県及び市町村は、自主防災組織等による地区防災計画の策定促進に努めるものとする。

2 企業防災の促進（県危機管理局、県商工労働部、市町村）

企業は、災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定・運用するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組みを継続的に実施するなど事業継続マネジメント（BCM）の取り組みを通じて防災活動の推進に努めるものとする。特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者や医療機関など災害応急対策等に係る業務に従事する企業等は、国及び地方公共団体が実施する企業等との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努めるものとする。

このため、国、県及び市町村は、こうした取組みに資する情報提供等を進めるとともに、企業防災分野の進展に伴って増大することになる事業継続計画（ＢＣＰ）策定支援及び事業継続マネジメント（ＢＣＭ）構築支援等の高度なニーズにも的確に応えられる市場の健全な発展に向けた条件整備に取り組むものとする。さらに、企業のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図るとともに、優良企業表彰、企業の防災に係る取組みの積極的評価等により企業の防災力向上の促進を図るものとする。また、県及び市町村は、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行なうものとする。

要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、介護保険法関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成するものとする。

また、県及び市町村は、事業所に設置された自衛消防隊が地域の防災計画に基づき実践的な消火・救助活動や避難活動の訓練を行うなど、地域防災活動の推進への協力を要請するとともに、震災時の活動マニュアルの整備を行うことができるよう支援するものとする。

なお、事業所は、震災時において、地域の防災活動と歩調を合わせて、効果的に次の防災活動を行うよう努めるものとする。

（１）事業所防災計画の作成

事業所で使用する火気及び危険物等は一般家庭に比べ規模が大きく、それだけ、発災の危険性や地域に与える影響が大きいと予想される。このため、各事業所は被害の防止及び被害の拡大防止を図るため防災計画を策定し、自主防災体制の確立を図るものとする。

（２）自衛消防組織

ア 自衛消防隊の設置

ホテル、旅館、百貨店など多数の収容人員を有する事業所をはじめとして、各事業所においては、自衛消防の活動に必要な人員及び装備を有する自衛消防隊を設置し、講習及び訓練を実施して防災行動力の向上に努めるものとする。

イ 危険物施設の防災組織

危険物施設は、災害が発生した場合、周囲に及ぼす影響が大きいことから、事業所の自主防災体制を強化するため、自衛消防組織の結成が不可欠であり、その結成に努める。

（３）事業所防災訓練の実施

事業所の自主防災組織が、災害時において迅速、的確な防災活動を行うためには、日頃から防災訓練を積み重ね、組織構成員一人ひとりが必要な知識・技能を身につけておくことが必要であり、事業所は地域住民と一体となって防災訓練を実施するとともに、防災機関等が行う各種訓練に積極的に参加する。

また、県及び市町村は、事業所が定期的に行う初期消火、通報、避難等の訓練の指導や消防技術の講習を実施する。

3 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

市町村内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者（要配慮者利用施設や地下街等の施設管理者を含む。）は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、要配慮者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努めるものとする。この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市町村防災会議に提案するなど、当該地区の市町村と連携して防災活動を行う。

また、市町村は、市町村地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう市町村内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、市町村地域防災計画に地区防災計画を定めるものとする。

第3 地域ぐるみ除排雪

降積雪時においては、一人ひとりが力を出し合い、地域の総力を挙げて除排雪活動を展開することが望まれる。

このため、県及び市町村は、降積雪時における地域ぐるみの除排雪が円滑に実施されるよう、日頃から、広報による啓発活動や住民の自主的なコミュニティ活動の育成に努めるものとする。

1 地域ぐるみ除排雪実践地区の設定（県生活環境文化部、市町村）

行政と住民が総力を結集し地域ぐるみで除排雪を展開するため、市町村は各々の地域の実情に応じた単位（小学校区又は自治会、町内会）をもって、「地域ぐるみ除排雪実践地区」を設定する。

2 地域ぐるみ除排雪体制の整備（県生活環境文化部、市町村）

市町村は、地域ぐるみ除排雪実践地区において、行政と住民との間や住民の間の協力体制づくりのための連絡調整等に関する企画調査を行い、地域ぐるみ除排雪を実施するにあたっての情報伝達及び協力体制の整備を図るとともに、共同除排雪対象施設、一斉除排雪の方法、要援護世帯への支援措置等を内容とする地域ぐるみ除排雪計画を策定し、地域住民に計画内容の普及啓発を行う。

3 地域ぐるみ除排雪活動への支援（県生活環境文化部、県土木部、市町村）

市町村は、地域ぐるみ除排雪体制に基づき実践的な活動を推進するため、小型機械等（小型除雪機械、除雪装置、小型除雪機械等の格納庫）の整備を行う。

県は市町村に対し、地域ぐるみ除排雪活動体制づくりのため、小型除雪機械の整備や運転者講習等の経費について助成する。

また、住民による積極的な除排雪活動が促進されるよう交差点部の歩道やバス停等にスコップを配置する。

第4 防災訓練の充実

雪害時には、各防災関係機関等は、法令又は地域防災計画の定めるところにより、雪害応急対策活動を実施することとなるが、これらの応急対策活動が円滑に行われるためには、自衛隊等国の機関と協力し、また民間企業やボランティア団体並びに要配慮者を含めた地域住民と連携し、平常時及び積雪時においても各種の防災訓練を実施し、雪害に備えておくことが必要である。

また、訓練の実施にあたっては、訓練の目的を具体的に設定した上で、被害の想定を明らかにするとともに、あらかじめ設定した訓練効果が得られるように、昼間人口・夜間人口の違いなど住民の生活実態も勘案しながら、訓練参加者・実施時間、使用する器材等の訓練環境などについて具体的な設定を行う。また、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込む、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるように関係機関と連携する、発災初期の被害情報が限られた状況を想定するなど、実災害の対応から得られた教訓や改善策、各種計画・マニュアル等を踏まえて実践的なものとなるよう工夫する。

なお、訓練後は評価を行い、課題を明らかにし、必要に応じて改善を行うとともに、次回の訓練に反映させるものとする。

1 冬期防災訓練の実施（各防災関係機関）

（1）職員参集訓練

県及び市町村は、災害時における応急対策の万全を期すため必要な職員の動員体制の整備や参集時のルール・連絡方法、災害対策本部での受付手順等を確認し、各機関の配備計画に基づき職員参集訓練を実施するよう努める。

（2）情報収集・伝達訓練

各防災関係機関は、情報収集・伝達に関するマニュアル等を用いて、無人航空機による情報収集や各種情報共有システムの取扱いの習熟に向けた訓練を実施する。併せて、電子機器が使えない事態等を想定し、紙の地図等を用いた情報のとりまとめ訓練等も実施する。また、必要に応じて複数機関による合同訓練を実施する。

（3）避難所解説・運営訓練

市町村及び自主防災組織、防災士等は、事前に作成したマニュアル等を用いて避難所の開設・運営訓練を行う。

（4）消防訓練

消防は、積雪による交通障害や同時多発火災、消火栓の使用不能等を想定し、さらに地域住民一体となった消防訓練や隣接消防との合同消防訓練を実施するよう努める。

（5）保健医療福祉調整本部等の設置・運営訓練

県は、厚生センター、市町村、日本赤十字社等、関係機関の協力を得ながら、災害時において医療救護活動が円滑に行われるよう、平常時から、保健医療福祉調整本部、DMAT調整本部、地域保健医療福祉調整本部、DMAT活動拠点本部の設置・運営、関係機関に権限を一部委託・譲渡した保健医療福祉調整本部の運営等に関する研修や訓練を実施する

（6）道路啓開訓練

道路管理者及び関係機関は、北陸圏域道路啓開計画に基づき、被災状況に応じた優先啓開道路の決定手順の確認や関係機関との円滑な情報共有体制の確立に関する訓練を実施する。また、情報収集・伝達に係る機器及び地図等の活用による、発災時を想定した状況付与型の道路啓開訓練を実施する。

(7) 避難訓練

学校、病院、社会福祉施設等では、避難訓練計画を策定し、積雪時においても避難訓練を実施するよう努め、児童・生徒、患者等に積雪期における行動要領を習熟させる。

また、市町村等関係機関は、雪崩危険箇所等での地域住民と一体となった避難訓練等の実施に努める。

(8) 避難誘導訓練

県及び警察は、車両避難により混乱が生じることがないように、住民等の協力のもと、車両避難者の誘導訓練を実施する。

(9) 物資拠点運営・救援物資輸送訓練

県は、物資拠点運営及び救援物資の輸送、供給を速やかに実施するための庁内体制を構築し、関係機関との円滑な連携に資する情報共有、オペレーション方法等の確認を行うため、物資拠点運営・輸送マニュアルに基づく図上及び訓練を実施する。

(10) 非常通信訓練

降積雪時には、有線設備、特に架空ケーブル等の被害や衛星通信の障害により、通信が途絶する事態が予想される。

このような事態に対処し、通信の円滑な運用を確保するためには、各機関毎に有事の際における情報の収集及び伝達要領等について、訓練を繰り返し行う必要がある。この場合において、非常通信協議会を中心に無線設備の保守点検や柔軟かつ複数の非常通信ルートの見直しを含めた通信訓練を実施することに努めるとともに、漁業無線をはじめとする自営通信システムの保有団体・機関の協力を得た通信訓練に努めるものとする。また、必要に応じて、臨時災害放送局の開設に係る訓練についても考慮することとする。

なお、これらの訓練は、同一機関が設備する通信施設及び複数の他機関が設備する通信施設の相互において実施する。

(11) 観光施設等における防災訓練の実施

観光施設等の管理者は、日頃から雪崩等についての認識を深めるとともに、雪害時に迅速、的確に行動するため、市町村等の防災関係機関と連携しながら、観光客等の協力を得て、積雪時における防災訓練、避難訓練などを実施するよう努める。

(12) その他の訓練

防災関係機関は、それぞれ定めた雪害応急対策や事業継続計画（BCP）に基づき、図上演習も含めた各種訓練を実施するものとする。

2 防災訓練における通行禁止等の措置（県警察本部）

県公安委員会は、県、市町村等が行う防災訓練の効果的な実施を図るため、特に必要があるときと認めるときは、訓練の実施に必要な限度で、区域又は道路の区間を指定して、歩行者又は車両の道路における通行を禁止し、又は制限することができる。

3 地域の住民や団体等が主体の訓練の実施促進

県及び市町村は、地域の住民や、事業所、学校等が主体となった地域の災害リスクに基づいた防災訓練が実施されるよう、働きかけるものとする。その際には、夜間等様々な条件に配慮し、きめ細かく実施されるよう助言し、住民の災害時の適切な避難行動や避難先、避難所の開設・運営方法、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図るものとする。また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。

4 防災訓練における要配慮者への配慮

県、市町村、防災関係機関、地域住民等が防災訓練を実施する際には、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方及び性的少数者の視点に十分配慮するよう努めることに加え、家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努めるものとする。

5 防災行動計画（タイムライン）の効果的な運用

国、県及び市町村等の防災関係機関は、他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況を予め想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努めるものとする。また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。

第5 要配慮者の安全確保

自力で避難することが困難な高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、外国人等の要配慮者を災害から守るため、安全の確保対策を講ずるものとする。

1 要配慮者対策（県危機管理局、県厚生部、市町村）

（1）避難行動要支援者※¹の支援

ア 避難支援体制の整備

避難行動要支援者の避難支援体制を整備するため、市町村においては、市町村地域防災計画に避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲や避難支援等関係者となる者等を定めるとともに、国の「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」を踏まえ、全体計画の策定、避難行動要支援者名簿の作成、避難行動要支援者一人ひとりの支援方法、避難経路などを盛り込んだ個別計画を策定するよう努める。県においては、市町村の避難行動要支援者の避難支援体制の整備

が進むよう、要支援者の避難に関する好事例の共有や市町村の抱える課題対応への支援を行う。

市町村は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。

イ 避難行動要支援者名簿の作成

市町村は、市町村地域防災計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成する。また、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用を支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努める。

そして、市町村は、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民、NPO等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努めるものとする。この場合、例えば積雪寒冷地における積雪や凍結といった地域特有の課題に留意するものとする。また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用を支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。

市町村は、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。

市町村は、市町村地域防災計画に定めるところに消防機関、警察、福祉専門職、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意を得ることにより、または、当該市町村の条例の定めがある場合には、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供するものとする。また、個別避難計画の実効性を確保する観点等から、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援、安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講ずる。

市町村は、市町村地域防災計画に定めるところにより、消防機関、警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意、または、当該市町村の条例の定めがある場合には、あらかじめ個別計画を提供するものとする。その際、個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。

市町村は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をするものとする。

市町村は、地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。

県は、市町村における個別避難計画に係る取組みに関して、事例や留意点などの提示、研修会の実施等の取組みを通じた支援に努めるものとする。

ウ 自主防災組織の強化

(ア) 自主防災組織は、市町村から提供される避難行動要支援者名簿を活用し、個人情報の保護に配慮しつつ、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、消防機関、警察等との連携により、避難行動要支援者の実態を把握しておくとともに、事前に複数の避難支援者を定めておく。

(イ) 災害発生後、直ちに避難行動要支援者の安全確保や避難行動を手助けできるのは家族とともに近隣の住民であるので、身近な地域において（町内会等を単位として）、迅速に安否確認や避難誘導、救助活動が行えるよう、自主防災組織の活動を強化する。

(ウ) 自主防災組織は、市町村と連携し、在宅の避難行動要支援者の安全確保や避難誘導、救助活動に十分配慮した地域防災訓練を実施する。

(2) 要配慮者の支援

ア 社会福祉施設への緊急入所

県及び市町村は、災害により居宅で生活することが困難な要配慮者の生活を支援するため、社会福祉施設への緊急入所の手順等必要な事項をあらかじめ関係施設と協議し、定めておく。

イ 在宅の要配慮者対策

市町村は、在宅の高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦などの要配慮者が、発災時に速やかに避難できるよう日頃からの防災知識の普及、啓発に努める。また、一人暮らし高齢者等の屋根及び住宅周辺の除雪支援に努めるとともに要配慮者自身による自助対策（家具の固定、備蓄品や持ち出し品の用意、近所との関係づくりなど）を推奨するものとする。

※1 避難行動要支援者：要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者（災害対策基本法第49条の10）

2 社会福祉施設等における要配慮者対策（県厚生部、市町村）

(1) 防災応急計画の策定

社会福祉施設及び介護老人保健施設（以下「社会福祉施設等」という。）の管理者は、災害予防対策について、次の措置を講ずるよう努めるものとする。

ア 現行の消防計画中に雪害対策上必要な事項を盛り込むなど、防災応急計画の策定に努める。

イ この応急計画の策定にあたっては、特に次の事項に留意する。

(ア) 入所者、職員及び施設の安全（被害）確認に関すること

(イ) 施設の立地条件及び耐雪性等に適応した安全性の確保に関すること

(ウ) 入所者の態様に配慮した避難誘導に関すること

（緊急避難場所、避難所、避難経路、避難誘導法、避難実施責任者等）

- (エ) 施設の被災状況等に関する市町村、関係機関への情報伝達に関すること
 - (オ) 施設と入所者の保護者の情報連絡に関すること
 - (カ) 防災教育・訓練の実施に関すること
- (2) 施設間の応援協力体制の確立
- 県及び市町村は、施設の倒壊等による入所者の他施設への移送等、施設相互の応援協力体制について、あらかじめ必要な事項を定めておく。(資料「5-11 社会福祉施設の設置状況」)

3 外国人の安全確保対策(県危機管理局、県地方創生局、県生活環境文化部、市町村、関係機関)

(1) 防災知識の普及・啓発

県及び市町村は、日本語が不自由な外国人のために、外国語による防災情報の提供など、デジタル技術も活用して日頃からの防災知識の普及・啓発に努める。また、防災訓練の実施に際しては、外国人住民の参加を呼びかける。

(2) 災害時の支援体制の整備

県及び市町村は、災害時における外国語による災害情報の伝達方策や避難所での外国人支援体制の検討及び外国人住民支援のボランティアの育成、外国人住民の居住地の把握に努める。なお、在日外国人と訪日外国人は、行動特性や情報ニーズが異なることに留意する必要がある。

また、県及び市町村は、国が行う研修を通じて、災害時に行政等から提供される災害や生活支援等に関する情報を整理し、避難所等にいる外国人被災者のニーズとのマッチングを行う災害時外国人支援情報コーディネーターの育成に努めるとともに、富山県災害多言語支援センター・NPO等の通訳ボランティアと連携した避難所運営訓練を実施や、多言語翻訳機やアプリなどの活用を検討する。

県は、外国人への適切な情報提供に向け、デジタル技術の活用や情報伝達手段の多重化、多様化を図るとともに、外国人向けの防災情報を取りまとめたウェブサイトについて、県内企業のほか宿泊・観光事業者へ周知する。

県は、市町村向けの避難所運営研修や自主防災リーダー研修等において、外国人避難者を想定した避難所運営に関する研修を行う。

(3) 案内表示板等の整備

市町村は、避難所や避難道路の表示等災害に関する案内板について外国語の併記表示を進め、外国人にも分かりやすい案内板の設置に努める。

(4) 富山県災害多言語支援センターの運営訓練

県と公益財団法人とやま国際センターは、県内の外国人支援を円滑に行うため、「富山県災害多言語支援センター設置ガイドライン」に基づき、富山県災害多言語支援センターの設置・運用に関する初動対応訓練を実施するとともに、被災経験や訓練を踏まえてガイドラインの継続的な見直しに努める。

第10節 調査研究

雪害の態様は複雑多様である。人命、財産に直接被害を与える雪圧害や雪崩をはじめ、除排雪に伴う溢水及び危険物漏洩、爆発などの二次災害、交通障害や社会機能の阻害の発生など、今日においその社会的影響は計り知れないものがある。

これらの各種の雪害を克服するためには、その発生メカニズムの解明と対策について、総合的かつ科学的に調査・研究することが必要であり、防災関係機関は、その責務に基づき積極的に調査・研究の推進を図るものとする。また、雪害発生時における円滑な人命救助活動等に資するよう、官民連携による革新的技術の実用化に向けた研究開発を推進するものとする。

なお、現在、県等が実施している又は最近実施した主な調査研究は次のとおりである。

調 査 研 究 名 【 所 管 】	調 査 研 究 概 要 （ 実 施 期 間 ）
富山県降積雪及び気温観測調査 【危機管理局：防災・危機管理課】	降雪期（概ね１２月～３月）の県内の気象概況や県内各地の観測点における降雪、積雪、気温及び雪密度等の観測により、県内における降積雪の実態を明らかにするとともに、各関係機関への資料提供により各種雪害対策への活用を図っている。（Ｓ４６～ ※データはＳ２４～）
富山県域の雪の特性解明と利雪に関する高度研究 【科学技術庁（地域先導研究事業）】 【生活環境部：水雪土地対策課】	雪の地域特性の解明や利雪産業として発展する可能性の高い各種テーマについて、基礎的研究を行い、これらの研究成果を高度雪情報（高齢者に優しい情報、道路除雪を効率化する情報、空港の安全と機能を高める情報）や利雪に関する情報に活用していく。（Ｈ９～Ｈ１１ ３年間）
冬季視程予測システム調査 【生活環境部：水雪土地対策課】	冬季における富山空港の利便性等の向上を目的とした視程予測に関する調査研究 視程観測とドップラーレーダー観測等を組み合わせることにより視程に関する短時間予測を行い、航空機の離発着等に役立てる。（Ｈ９～Ｈ１２ ４年間）
新雪観測システム基礎調査 【生活環境部：水雪土地対策課】	気象観測データの収集方法や情報提供の手法、内容などについて調査し、県民生活に密着したきめ細かい雪情報提供に向けての基礎資料とする。（Ｈ８～Ｈ１１ ４年間）

調 査 研 究 名 【 所 管 】	調 査 研 究 概 要 （ 実 施 期 間 ）
家庭用融雪装置の開発研究 【商工労働部：工業技術センター生活工学研究所】	高い融雪効果を期待できる熱伝導性の良好な成形板を開発した。これをバラス状に粉砕し、アスファルトへの混入材とすることにより、より広範囲の融雪効果を検討した。 （H 8 ～ H 1 0 3 年間）
森林の積雪安定化機能調査 【農林水産部：林業技術センター林業試験場】	森林は雪崩や斜面崩壊を防ぐ重要な役目を持っている。この森林の積雪安定化機能を解明し、今後の山地における各種森林施業の指針に活かす。 （H 7 ～ H 1 2 6 年間）
凍結対策のための特殊舗装の効果的実証研究 【土木部企画用地課】	凍結路面对策の一環として試験的に施工してきている凍結抑制舗装について、路面露出状況を測定し有効性を確認した。 （H 8 ～ H 9 2 年間） 今後は、その耐久性について追跡調査を行っていく。
浄化・消流雪用水導入計画調査 【土木部河川課】	市街地の河川環境の保全や消流雪用水の確保のため、各河川における流水の正常な機能を維持するための適正な流量（正常流量）の検討を行い、浄化・消流雪用水として利用可能な水量を把握する。 （H 7 ～ H 1 1 5 年間）